

知立市
第8期介護保険事業計画・
第9次高齢者福祉計画
令和3年度～令和5年度

令和3年（2021年）3月

知 立 市

はじめに



高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現のために、サービス基盤・人的基盤の整備、介護予防・健康づくりの施策の推進、認知症ケア・在宅医療の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化、災害・感染症対策の体制整備が課題となっています。

こうした状況を見据え、本市では「健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして」を基本理念とした、知立市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者福祉計画を策定しました。社会構造の変化を踏まえ、中長期的な視点で地域包括ケアシステムを推進していきます。また、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました知立市介護保険等審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様、事業者、関係団体など多くの方々に、心から厚くお礼申し上げますとともに、この計画の着実な推進のため今後ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

知立市長 林 郁夫

目次

■第1章 計画策定にあたって■	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 目指す姿（地域包括ケアシステム）	4
5 国の基本指針	5
■第2章 知立市を取り巻く現状■	7
1 市の高齢者を取り巻く状況	7
（1）年齢3区分別人口の推移	7
（2）高齢化率の推移	8
（3）前期高齢者・後期高齢者数の推移	8
（4）市内町別の高齢化率の状況	9
（5）高齢者世帯数の推移	10
（6）要介護認定者数の推移	11
（7）認定率の国・県・近隣市間比較	11
（8）要介護認定者のうち認知症状のある人の推移	12
（9）総人口の将来推計	13
（10）高齢者数の将来推計	13
2 介護保険サービスの利用状況	14
（1）サービス利用状況	14
（2）給付の状況	16
3 アンケート・ヒアリング調査から見える現状	21
（1）アンケート調査の概要	21
（2）アンケート調査結果	22
（3）地域ケア会議	41
（4）ヒアリング調査の概要	41
（5）ヒアリング調査結果	42
4 前期計画（指標）の実績	43
（1）地域包括ケアシステムの深化と推進	43
（2）健康・生きがいづくり・介護予防の推進＜予防＞	43
（3）在宅医療・認知症ケアの推進＜医療＞	44
（4）高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり＜生活支援＞	44
（5）高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり＜住まい・社会環境＞	45
（6）介護サービスの充実＜介護＞	45

5	前期計画の評価・アンケート等から見える課題	46
(1)	地域包括ケアシステムの深化と推進	46
(2)	健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>	46
(3)	認知症ケア・在宅医療の推進<医療>	47
(4)	高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>	47
(5)	高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>	48
(6)	介護サービスの充実<介護>	48

■第3章 計画の基本的な考え方■ 50

1	基本理念	50
2	基本目標	51
(1)	地域包括ケアシステムの深化と推進	52
(2)	健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>	52
(3)	認知症ケア・在宅医療の推進<医療>	52
(4)	高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>	53
(5)	高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>	53
(6)	介護サービスの充実<介護>	54
3	計画の体系図	55

■第4章 施策の展開■ 56

1	地域包括ケアシステムの深化と推進	56
(1)	地域包括ケアの推進体制の強化	56
(2)	地域包括支援センターの機能強化	57
2	健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>	58
(1)	健康づくりの推進	58
(2)	介護予防の推進	59
(3)	高齢者の社会参加や交流の促進	60
(4)	高齢者組織の育成	60
(5)	高齢者の就労支援	61
3	認知症ケア・在宅医療の推進<医療>	64
(1)	認知症施策の推進	64
(2)	在宅医療の推進	65
(3)	医療・介護の連携の推進	65
4	高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>	68
(1)	生活支援サービスの推進	68
(2)	高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実	69
(3)	地域における支え合いの推進	70
(4)	家族介護者支援の推進	71

5	高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>.....	73
	(1) 安心・安全な住環境の整備	73
	(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進.....	74
	(3) 災害・感染症・犯罪対策の推進.....	74
	(4) 高齢者の権利擁護・虐待防止	75
6	介護サービスの充実<介護>	76
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	76
	(2) 介護サービスの質の向上	78
	(3) 情報提供・相談体制の充実	79
	(4) 低所得者対策の推進	79
	(5) 介護給付の適正化	80
	(6) 介護離職の防止	80
	(7) 介護保険サービスの供給体制整備.....	81
■第5章 介護保険事業の見込み■		90
1	介護保険事業の推計の手順.....	90
	(1) 被保険者数の推計	91
	(2) 要介護（要支援）認定者数の推計.....	91
	(3) 介護保険サービス別給付費の見込み.....	92
	(4) 標準給付費の見込み	94
	(5) 地域支援事業費の見込み	94
	(6) 第1号被保険者の介護保険料の設定.....	95
■第6章 計画の推進及び評価について■		99
■資料編■		100
1	知立市附属機関の設置に関する条例	100
2	知立市介護保険等審議会委員名簿	102
3	知立市介護保険事業計画等策定部会設置要綱	103
4	審議会等の開催状況.....	104
5	計画の諮問・答申.....	105

■ 第 1 章 計画策定にあたって ■

1 計画策定の背景と目的

わが国の高齢化は進んでおり、2020年4月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.6%（総務省統計局）となっています。また、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者の増加による医療や介護の社会保障費の増大、認知症高齢者の増加、家族介護者の負担の増加と介護離職の増加、介護人材不足等高齢者を取り巻く状況は課題が山積していると言えます。

このような状況の中、「知立市第7期介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画」では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、計画の基本理念を「健康でいきいきと暮らせるやさしいまちをめざして」とし、知立市に暮らす高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指してきました。

計画の期間が令和2年度で終了することを受け、国や愛知県の動向を踏まえつつ計画の内容やその課題を検討した上で、今後3年間の介護保険事業及び高齢者福祉施策について取り組むべき事項を新たなる計画として定めるものです。

新たな計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する2040年を見据えて、中長期的な視点で、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めていきます。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会である“地域共生社会”の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

〔 法的位置づけ 〕

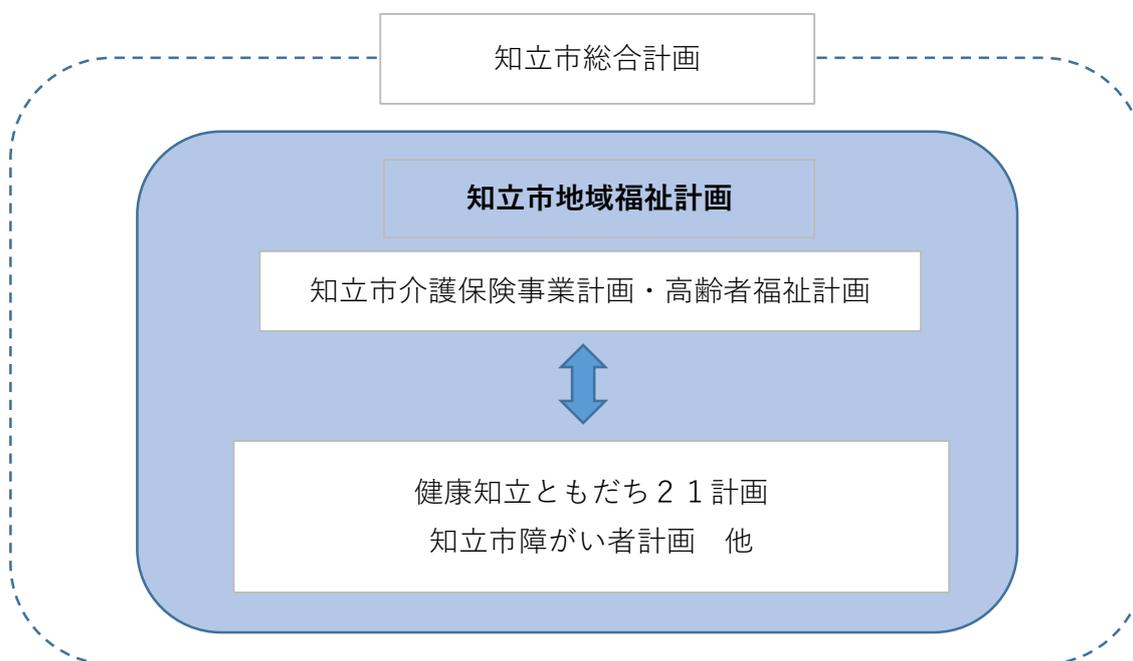
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づくもので、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づくもので、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

〔 介護保険事業計画と高齢者福祉計画との兼ね合い 〕

本計画は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定し、総称を「第 8 期介護保険事業計画・第 9 次高齢者福祉計画」とします。

〔 市の上位・関連計画との位置づけ 〕

「知立市総合計画」と「知立市地域福祉計画」を上位計画とし、「健康知立ともだち 21 計画」、「知立市障がい者計画」等、様々な分野の計画と整合を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年を計画期間とします。また、本計画は、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的な見通しを示します。

○計画期間

団塊の世代※が
すべて75歳以上（後期高齢者）に

2018年 平成30年度	2019年 令和元年度	2020年 令和2年度	2021年 令和3年度	2022年 令和4年度	2023年 令和5年度	2024年 令和6年度	2025年 令和7年度	2026年 令和8年度
第7期介護保険事業計画・ 第8次高齢者福祉計画			第8期介護保険事業計画・ 第9次高齢者福祉計画			第9期介護保険事業計画・ 第10次高齢者福祉計画		

※団塊の世代：1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた人。

5 国の基本指針

国は、第 8 期の介護保険事業計画の方針として、2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、認知症施策推進大綱※等を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化としています。

(1) 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年までの期間において段階的に地域包括ケアシステムを構築していくことが目指されてきました。第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）計画においては、引き続き 2025 年を目標とする地域包括ケアシステムの実現を目指すとともに、いわゆる団塊ジュニア世代がすべて 65 歳以上となり更に現役世代が急減する 2040 年の状況も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える計画と位置付けることが必要とされています。本市の将来的な状況を踏まえた上で、第 8 期に行うべき事項を含めた計画として策定することが必要です。

(2) 地域共生社会の実現

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組が重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者をはじめとする意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるように、社会参加できる環境整備を進めることが重要です。そのためにも、特に介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

※認知症施策推進大綱：厚生労働省が、認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年 6 月 18 日にとりまとめたもの。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるとしている。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅の整備や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進められています。これらの住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

高齢化の進行とともに、認知症の人への支援が大きな課題とされています。認知症施策推進大綱等を踏まえ、認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進が必要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

2025年以降は現役世代の顕著な減少により、介護人材の確保が大きな課題となります。このため、人材確保を都道府県と市町村が連携して計画的に進めることが必要です。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICT※の活用の推進等による業務効率化の取組を強化することが重要です。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護保険事業所などと連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等を実施する等様々な体制整備を行っていくことが重要です。

※ I C T : 情報や通信に関連する科学技術の総称

■第2章 知立市を取り巻く現状■

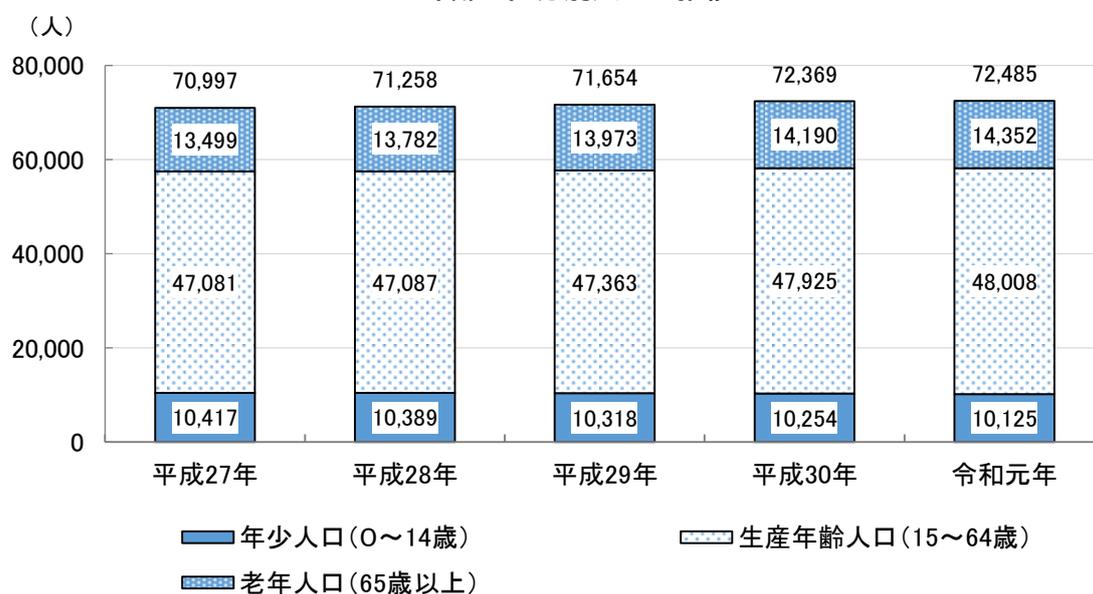
1 市の高齢者を取り巻く状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、ゆるやかな増加を続けており、令和元年(2019年)で72,485人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は減少傾向、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっています。

○年齢3区分別人口の推移

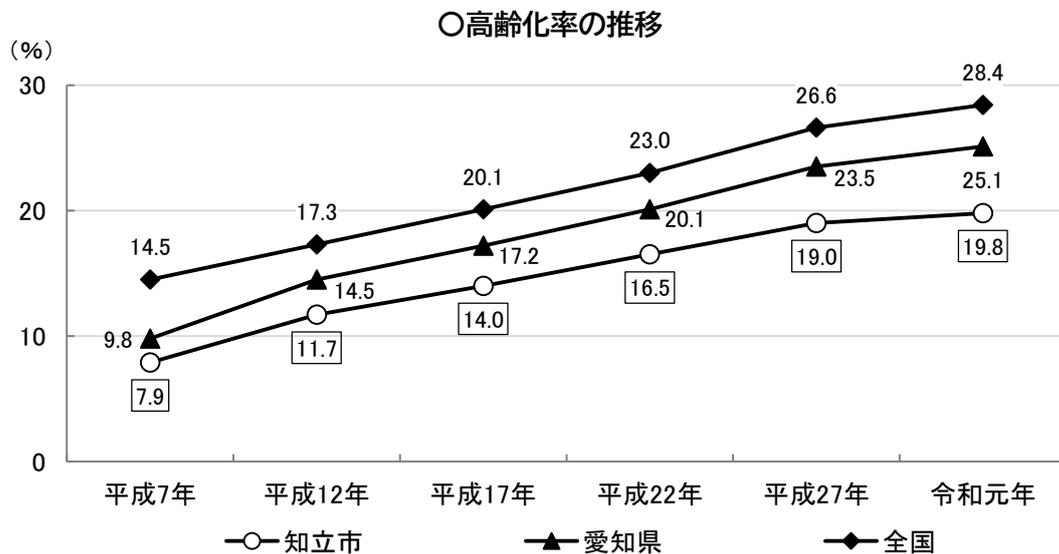


[出典]住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、年々増加しており、令和元年（2019年）で19.8%となっています。

国・県と比べて低く推移しており、令和元年（2019年）で国より8.6ポイント、県より5.3ポイント低くなっています。



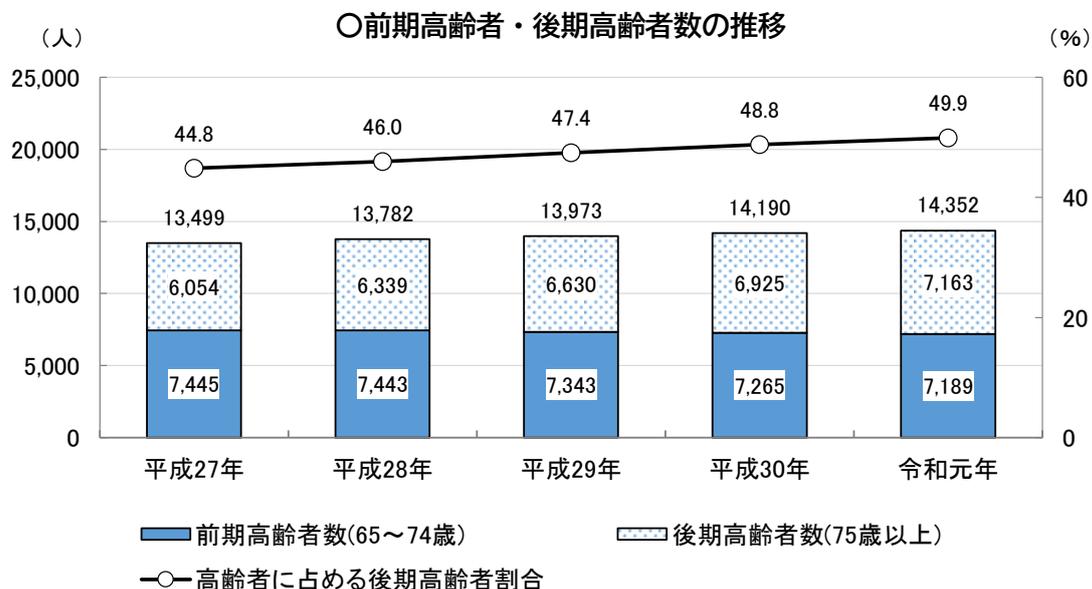
[出典]国勢調査

※令和元年のみ 国・愛知県:総務省統計局人口推計 知立市:住民基本台帳

(3) 前期高齢者・後期高齢者数の推移

前期高齢者・後期高齢者の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあり、令和元年（2019年）で前期高齢者数が7,189人、後期高齢者数が7,163人となっています。

高齢者に占める後期高齢者割合の推移をみると、年々増加しており、令和元年（2019年）で49.9%となっています。

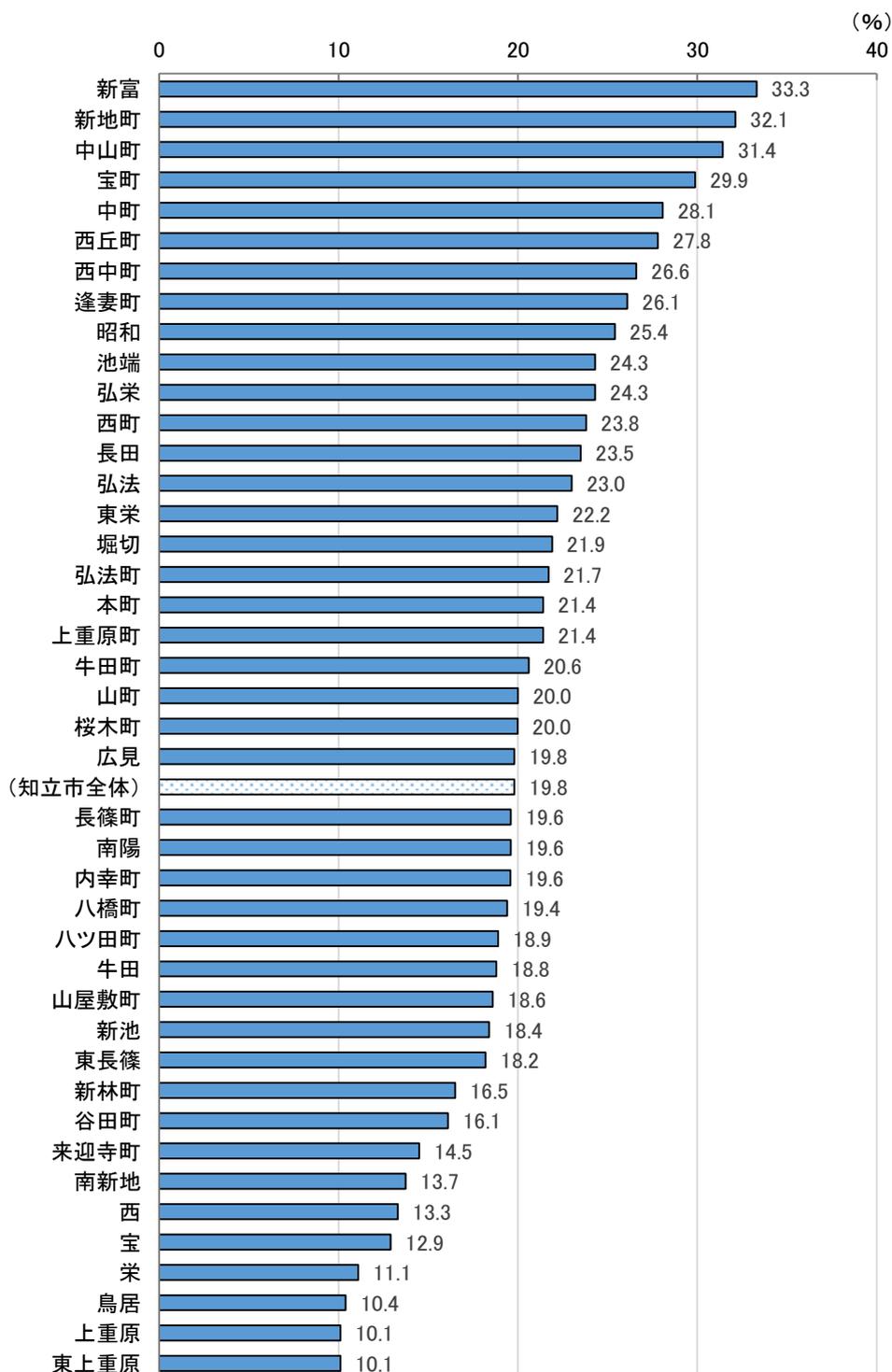


[出典]住民基本台帳(各年10月1日現在)

(4) 市内町別の高齢化率の状況

市内町別の高齢化率の状況をみると、高齢化率の高い町は、新富が 33.3%と最も高く、次いで新地町が 32.1%、中山町が 31.4%となっています。一方、上重原と東上重原が 10.1%と最も低く、次いで、鳥居が 10.4%、栄が 11.1%となっています。

○市内町別の高齢化率の状況



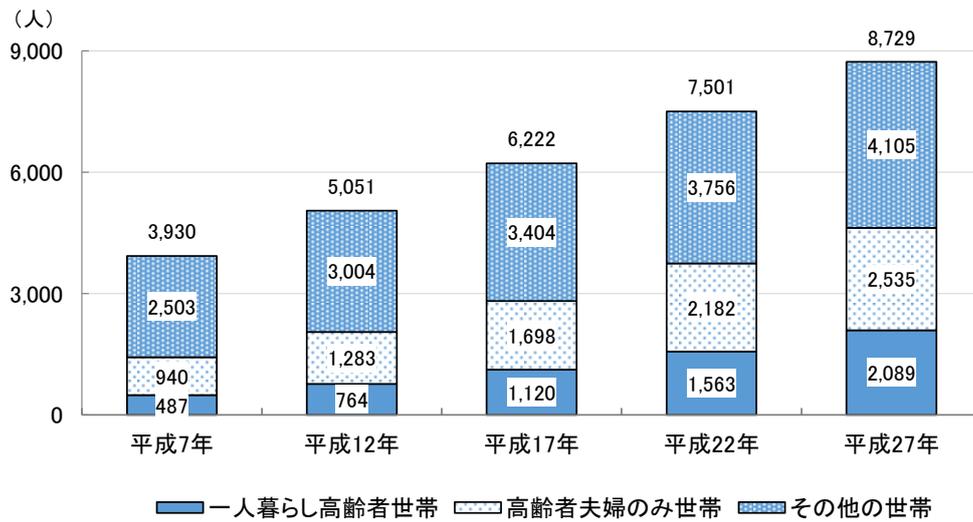
[出典]住民基本台帳より算出(令和元年10月1日現在)

(5) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数の推移をみると、年々増加しており、平成27年（2015年）で8,729世帯となっています。また、その内訳をみると、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯、その他の世帯のいずれも年々増加しています。

構成比でみると、一人暮らし高齢者世帯が増加しています。

○高齢者世帯数の推移



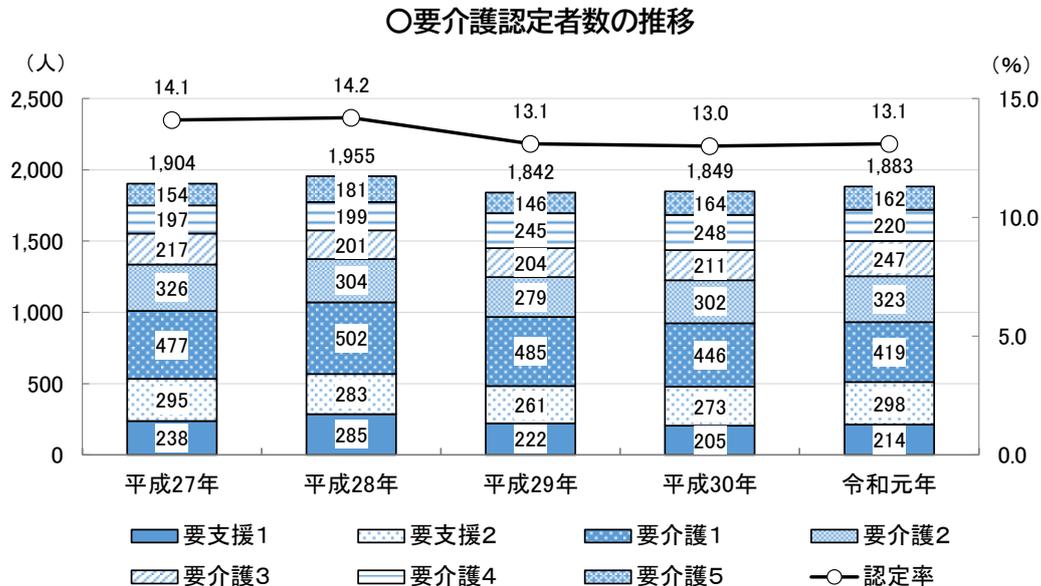
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一人暮らし高齢者世帯	12.4%	15.1%	18.0%	20.8%	23.9%
高齢者夫婦のみ世帯	23.9%	25.4%	27.3%	29.1%	29.0%
その他の世帯	63.7%	59.5%	54.7%	50.1%	47.0%

[出典] 国勢調査

(6) 要介護認定者数の推移

要介護認定者※数の推移をみると、平成29年に減少しているものの、その後は再び増加傾向にあり、令和元年（2019年）で1,883人、認定率は13.1%となっています。

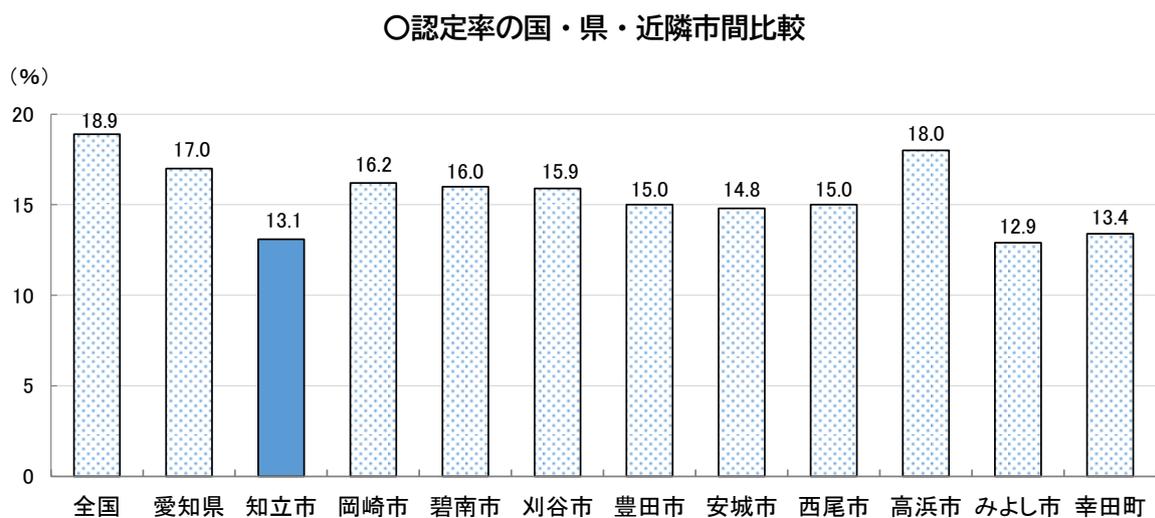
要介護度別にみると、平成29年度以降で増加しているものは、要支援2、要介護2、3の認定者です。



[出典]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年10月末)
※認定者は第2号被保険者を含む

(7) 認定率の国・県・近隣市間比較

国・県に比べて低く、西三河9市1町では、みよし市に次いで低い割合となっています。



[出典]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(令和元年10月末)
※認定者は第2号被保険者を含む

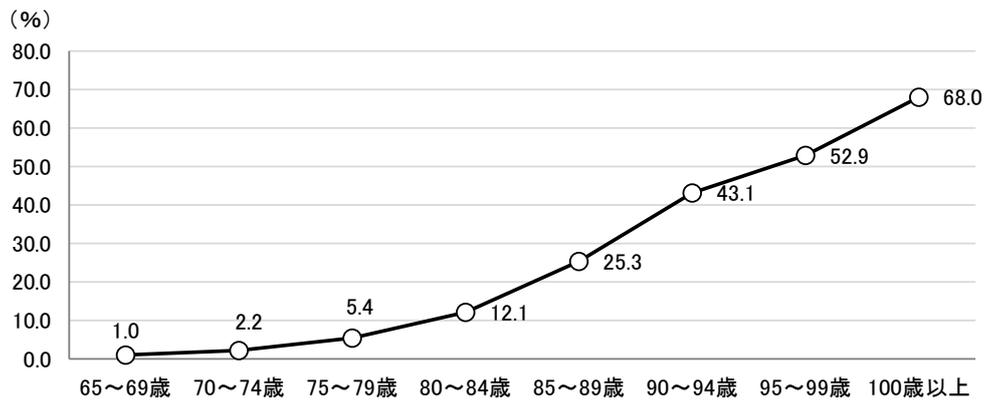
※要介護認定：介護サービスを受ける必要がある要介護状態や、介護予防サービスが効果的な要支援状態にあるかどうかの判定を行うのが要介護認定・要支援認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

(8) 要介護認定者のうち認知症状のある人（認知症有病者）の推移

認知症有病者※の推計をみると、年齢が高くなるほど比率は高くなり、75～79歳で5.4%、85～89歳では25.3%となっています。（上表）

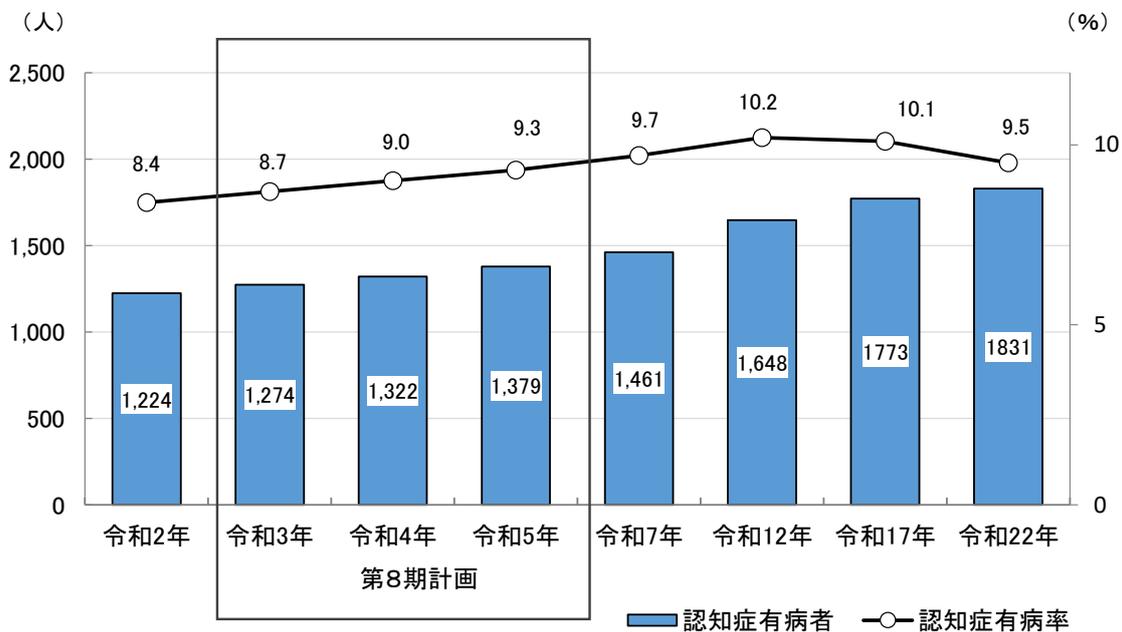
年齢別の認知症有病率が将来も一定と仮定し、認知症有病者の将来推計をすると、第8期計画期間においては1,274人～1,379人で推移し、令和5年の認知症有病率は9.3%と推計されます。（下表）

○年齢別認知症有病率



[出典]知立市介護保険システム認定情報(令和2年4月1日現在)

○認知症有病者数の将来推計



[出典]住民基本台帳(各年10月1日現在)及び知立市介護保険システム認定情報(令和2年4月1日現在)をもとに推計

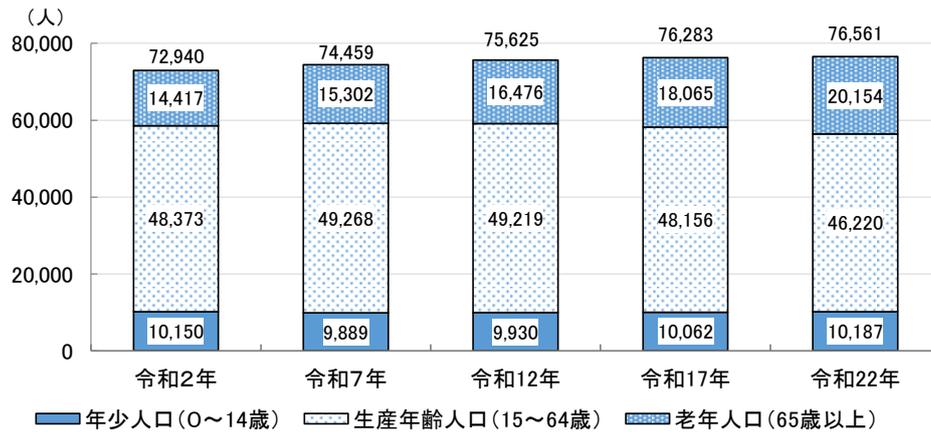
※認知症有病者：要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度（高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。要介護認定における、コンピュータによる一次判定や介護認定審査会における審査判定の際の参考として利用されている。）Ⅱa以上該当者。
Ⅱa以上とは日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

(9) 総人口の将来推計

総人口の将来推計をみると、令和12年(2030年)は75,625人、令和22年(2040年)は76,561人まで増える見込みです。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は令和12年以降増加傾向、生産年齢人口(15~64歳)は令和12年以降減少傾向、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっています。

○総人口の将来推計



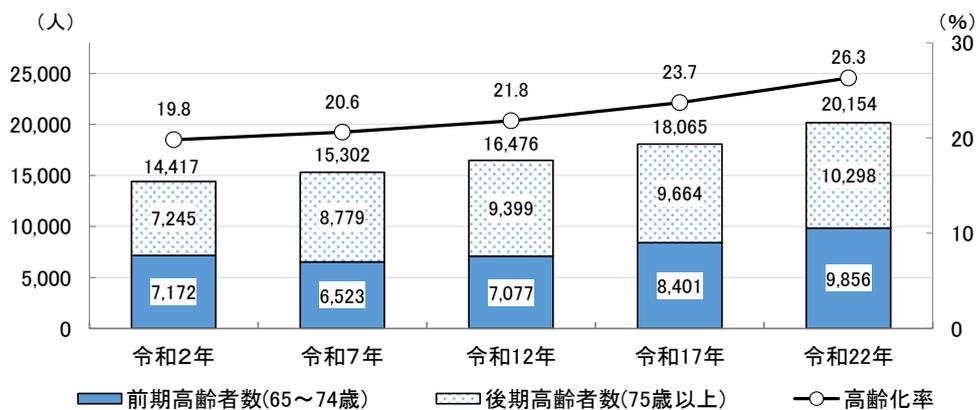
[出典]第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(10) 高齢者数の将来推計

高齢者人口の推計をみると、ゆるやかに増加する見込みで令和22年(2040年)の高齢者数の推計をみると20,154人で、高齢化率は26.3%に増加する見込みとなっています。

後期高齢者は、増加傾向の見込みですが令和12年の57.0%以降、減少傾向になり令和22年には、ほぼ前期・後期同じ割合になる見込みです。

○高齢者の将来推計



高齢者(65歳以上)に占める前期及び後期高齢者の割合

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
前期高齢者(65~74歳)	49.7%	42.6%	43.0%	46.5%	48.9%
後期高齢者(75歳以上)	50.3%	57.4%	57.0%	53.5%	51.1%

[出典]第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス利用状況

① 受給者数・受給率の推移

令和元年10月の受給者数をサービス類型別で見ると、居宅サービス受給者数は平成27年に比べて99人減少し、地域密着型サービス受給者数は平成27年に比べて78人増加し、施設サービス受給者数は平成27年に比べて21人増加しています。また、受給率(認定者に占める受給者の割合)の推移においても、居宅サービスは減少傾向、地域密着型サービスについては平成30年以降減少、施設サービスについては平成29年以降16%台で推移しています。

○受給者数・受給率の推移

単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定者数	1,904	1,955	1,842	1,849	1,883
受給者数	1,647	1,800	1,707	1,646	1,647
居宅サービス	1,277	1,323	1,214	1,158	1,178
	67.1%	67.7%	65.9%	62.6%	62.6%
地域密着型サービス	86	193	198	184	164
	4.5%	9.9%	10.7%	10.0%	8.7%
施設サービス	284	284	295	304	305
	14.9%	14.5%	16.0%	16.4%	16.2%

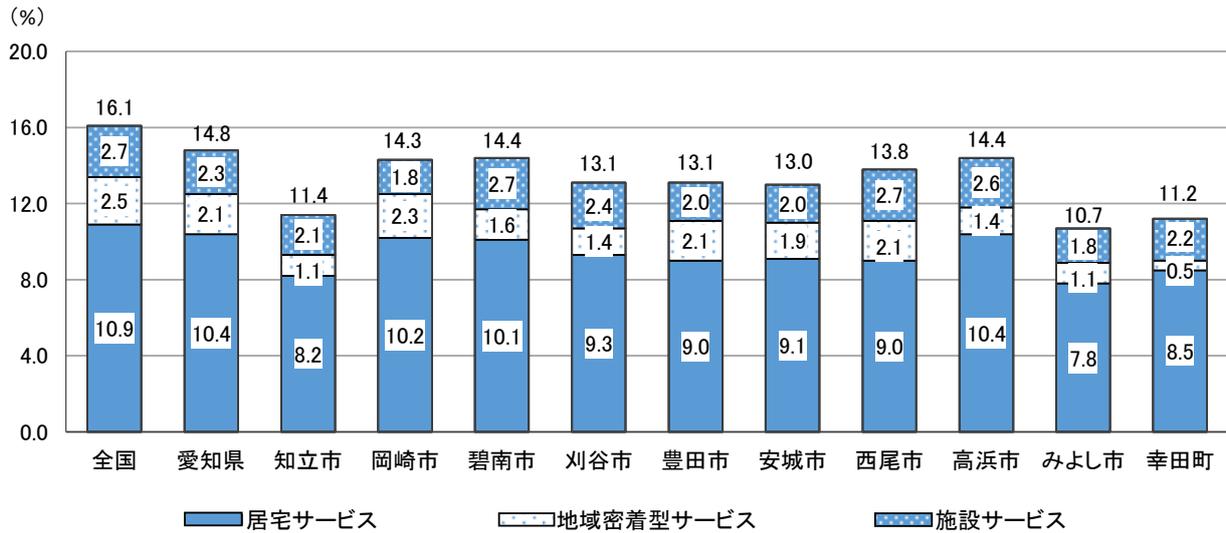
※下段(%)は受給率

[出典]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年10月末)

② 第1号被保険者1人あたりのサービス受給率の国・県・近隣市町間比較

各サービスともに国・県に比べて低くなっています。近隣市町と比較すると、居宅サービスはみよし市に次いで低く、地域密着型サービスは幸田町に次いでみよし市と並んで低く、施設サービスは岡崎市、みよし市、豊田市、安城市に次いで低くなっています。

○第1号被保険者1人あたりのサービス受給率の国・県・近隣市町間比較



[出典]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(令和元年10月末)

(2) 給付の状況

① 受給者1人あたりの給付月額

受給者1人あたりの給付月額（在宅および居住系サービス）は、国・県に比べて低くなっていますが、軽度者（要支援1～要介護2）では、国よりも高くなっています。

サービス別にみると、「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型通所介護」が、国・県に比べて高くなっています。

○受給者1人あたりの給付月額

	知立市	愛知県	全国
受給者1人あたり給付月額（在宅および居住系サービス）（円）	122,443	133,299	132,621
要支援1（円）	1,787	1,976	1,768
要支援2（円）	5,204	5,050	3,723
要介護1（円）	28,950	26,140	27,269
要介護2（円）	30,150	32,947	32,078
軽度者（要支援1～要介護2）（円）	66,091	66,113	64,838
要介護3（円）	21,113	26,545	28,107
要介護4（円）	19,453	22,335	22,605
要介護5（円）	15,785	18,307	17,071
重度者（要介護3～要介護5）（円）	56,351	67,187	67,783

	知立市	愛知県	全国
居宅サービス			
訪問介護（円）	76,175	89,965	71,516
訪問入浴介護（円）	65,576	69,425	64,674
訪問看護（円）	47,452	47,592	42,521
訪問リハビリテーション（円）	37,233	34,936	35,138
居宅療養管理指導（円）	11,696	12,517	12,215
通所介護（円）	82,438	90,078	84,606
通所リハビリテーション（円）	66,610	60,138	60,421
短期入所生活介護（円）	83,077	92,312	97,390
短期入所療養介護（円）	78,068	84,772	87,408
福祉用具貸与（円）	11,064	11,324	11,567
特定施設入居者生活介護（円）	173,226	181,494	182,312
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（円）	129,884	183,688	156,748
認知症対応型通所介護（円）	-	123,553	118,837
小規模多機能型居宅介護（円）	188,741	186,215	183,391
認知症対応型共同生活介護（円）	262,623	262,355	260,600
地域密着型特定施設入居者生活介護（円）	-	192,642	194,837
看護小規模多機能型居宅介護（円）	-	223,622	250,310
地域密着型通所介護（円）	92,857	79,087	76,461
介護予防支援・居宅介護支援（円）	12,262	12,458	12,758

[出典] 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和元年10月）

② 受給者1人あたりの利用回数・日数

受給者1人あたりの利用回数・日数の多いものは「訪問介護」です。国と比べて利用回数が3.2回多く、県よりも3.4回少なくなっています。

○受給者1人あたりの利用回数・日数

		知立市	愛知県	全国
訪問介護	(回)	27.5	30.9	24.3
訪問入浴介護	(回)	5.5	5.6	5.2
訪問看護	(回)	8.9	10.2	9.1
訪問リハビリテーション	(回)	11.8	12.1	11.9
通所介護	(日)	10.8	11.5	11.0
通所リハビリテーション	(日)	9.5	8.7	8.6
短期入所生活介護	(日)	10.5	11.0	11.6
短期入所療養介護	(日)	7.5	7.6	7.8
認知症対応型通所介護	(日)	-	11.2	10.9
地域密着型通所介護	(回)	10.5	10.1	9.8

[出典] 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和元年10月）

※地域支援事業中の訪問介護、通所介護は含まれていません

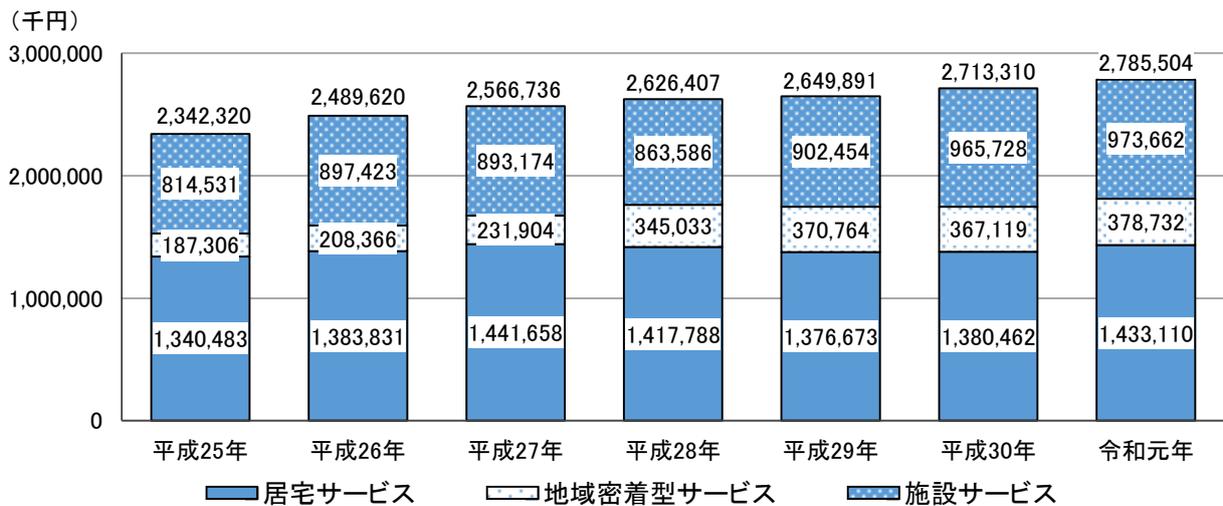
③ 給付費の推移

令和元年（2019年）の給付費は27億8,550万円余となっており、平成25年（2013年）より4億4,318万円余増加し、増加率は18.9%となっています。

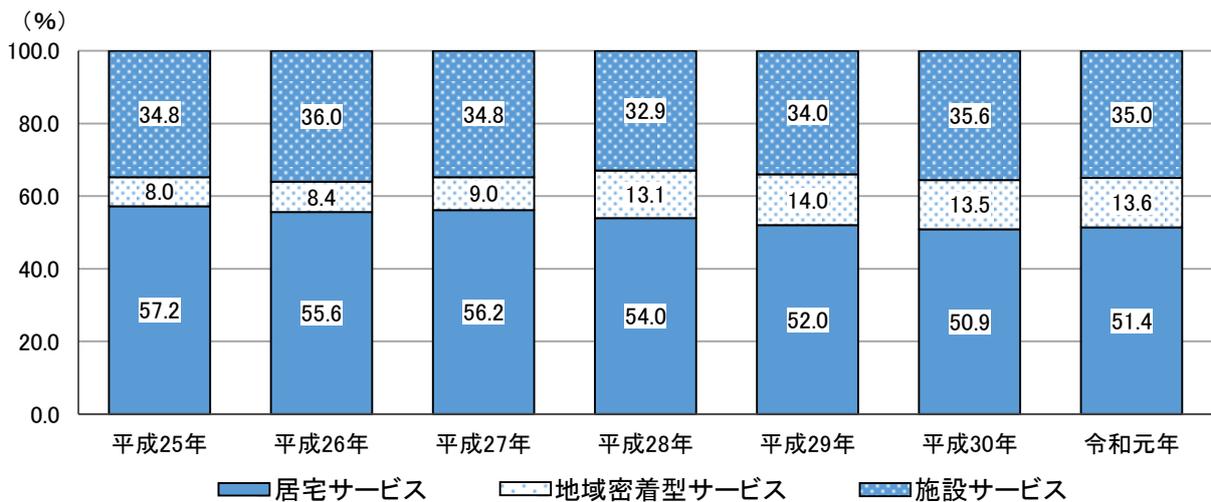
また、令和元年（2019年）のいずれのサービスも増加傾向にあり、平成25年（2013年）より居宅サービスは6.9%、地域密着型サービスは102.2%、施設サービスは19.5%の増加率となっています。

構成比でみると、居宅サービスは平成29・30年に減少したものの再び増加傾向、地域密着型サービスは平成28年以降ほぼ横ばい、施設サービスはほぼ横ばい傾向です。

○給付費の推移（年間）



[出典]厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
令和元年のみ「介護保険事業状況報告」月報



[出典]厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
令和元年のみ「介護保険事業状況報告」月報

④ 計画値との比較（介護給付費）

介護給付費について、計画額に対する実績額を示した対計画比は、平成30年度（2018年度）で93.4%、令和元年度（2019年度）で92.4%となっています。

個別のサービスについてみると、訪問リハビリテーション、特定福祉用具購入費、住宅改修費は令和元年度（2019年度）でそれぞれ59.1%、63.4%、58.9%と計画値より低い数値となっています。一方、訪問入浴介護は116.5%、居宅療養管理指導は113.2%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は113.1%と計画値より高い数値となっています。

○計画値との比較（介護給付費）

単位：千円

	平成29年度	平成30年度			令和元年度		
	実績額	計画額	実績額	対計画比	計画額	実績額	対計画比
居宅サービス	1,112,469	1,249,511	1,165,162	93.2%	1,308,346	1,196,260	91.4%
訪問介護	158,786	180,050	184,787	102.6%	184,697	192,920	104.5%
訪問入浴介護	12,392	14,097	16,587	117.7%	14,459	16,846	116.5%
訪問看護	56,929	71,928	60,336	83.9%	78,303	70,603	90.2%
訪問リハビリテーション	10,362	14,776	10,254	69.4%	15,538	9,190	59.1%
居宅療養管理指導	21,163	22,555	24,213	107.4%	24,553	27,794	113.2%
通所介護	403,013	429,730	403,089	93.8%	449,043	389,952	86.8%
通所リハビリテーション	115,027	134,603	106,439	79.1%	139,652	117,571	84.2%
短期入所生活介護	125,084	139,753	142,422	101.9%	147,936	157,475	106.4%
短期入所療養介護（老健）	10,772	13,711	12,784	93.2%	14,245	10,101	70.9%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	-	0	0	-
福祉用具貸与	74,005	78,648	76,363	97.1%	81,116	77,114	95.1%
特定福祉用具購入費	2,724	3,511	2,436	69.4%	3,826	2,426	63.4%
住宅改修費	7,219	12,435	5,483	44.1%	14,505	8,537	58.9%
特定施設入居者生活介護	114,992	133,714	119,971	89.7%	140,473	115,732	82.4%
地域密着型サービス	369,764	385,304	366,072	95.0%	394,942	378,383	95.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36,976	40,288	42,128	104.6%	46,686	52,808	113.1%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	86,093	96,144	69,427	72.2%	98,618	69,477	70.5%
認知症対応型通所介護		0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	26,066	25,921	28,473	109.8%	26,587	25,505	95.9%
認知症対応型共同生活介護	133,820	137,414	136,933	99.7%	137,476	137,626	100.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	86,809	85,537	89,111	104.2%	85,575	92,968	108.6%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	-	0	0	-
施設サービス	902,454	1,039,492	965,728	92.9%	1,058,991	973,662	91.9%
介護老人福祉施設	459,557	547,495	493,481	90.1%	562,267	543,210	96.6%
介護老人保健施設	442,897	491,997	467,560	95.0%	496,724	423,550	85.3%
介護医療院	0	0	1,736	-	0	5,617	-
介護療養型医療施設	0	0	2,951	-	0	1,285	-
居宅介護支援	128,546	142,599	133,313	93.5%	143,425	137,890	96.1%
介護給付費	2,513,233	2,816,906	2,630,276	93.4%	2,905,704	2,686,195	92.4%

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成29・30年報・令和元年月報）

【計画値】第7期介護保険事業計画

⑤ 計画値との比較（予防給付費、地域支援事業費）

予防給付費対計画比は、平成30年度（2018年度）で87.7%、令和元年度（2019年度）で97.7%となっています。

地域支援事業費については、計対計画比は、平成30年度（2018年度）で84.7%、令和元年度（2019年度）で87.5%となっています。

○計画値との比較（予防給付費）

単位：千円

	平成29年度	平成30年度			令和元年度		
	実績額	計画額	実績額	対計画比	計画額	実績額	対計画比
介護予防サービス	65,504	76,501	67,459	88.2%	83,102	83,763	100.8%
介護予防訪問入浴介護	0	0	42	-	0	259	-
介護予防訪問看護	8,599	9,530	6,828	71.6%	10,266	9,760	95.1%
介護予防訪問リハビリテーション	1,817	2,029	2,196	108.2%	2,081	1,759	84.5%
介護予防居宅療養管理指導	1,373	1,770	1,403	79.3%	1,997	2,483	124.3%
介護予防通所リハビリテーション	20,172	23,844	22,373	93.8%	27,453	26,242	95.6%
介護予防短期入所生活介護	2,225	1,892	2,215	117.1%	2,306	2,665	115.6%
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	362	141	38.8%	371	329	88.7%
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	16,531	16,652	17,773	106.7%	17,817	17,926	100.6%
特定介護予防福祉用具購入費	1,249	1,789	992	55.4%	1,835	713	38.8%
介護予防住宅改修	5,108	8,096	4,385	54.2%	8,301	4,856	58.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	8,430	10,537	9,112	86.5%	10,675	16,772	157.1%
地域密着型介護予防サービス	1,000	617	1,047	169.7%	634	349	55.1%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	-	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,000	617	1,047	169.7%	634	349	55.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	-	0	0	-
介護予防支援	18,387	17,604	14,528	82.5%	17,889	15,197	85.0%
予防給付費	84,891	94,722	83,034	87.7%	101,625	99,309	97.7%

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成29・30年報・令和元年月報）

【計画値】第7期介護保険事業計画

○計画値との比較（地域支援事業※）

単位：千円

	平成30年度			令和元年度		
	計画額	実績額	対計画比	計画額	実績額	対計画比
地域支援事業費	221,561	187,582	84.7%	223,208	195,312	87.5%
介護予防・日常生活総合支援事業費	138,540	112,839	81.4%	139,357	111,544	80.0%
包括的支援事業・任意事業費	83,021	74,743	90.0%	83,851	83,768	99.9%

【実績値】決算資料 【計画値】第7期介護保険事業計画

※地域支援事業：被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業がある。

3 アンケート・ヒアリング調査から見える現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査対象

・介護予防・日常生活ニーズ調査

一般高齢者：知立市在住の65歳以上の市民を無作為抽出（要介護認定者・要支援認定者を除く）

要支援認定者：知立市在住の要支援認定を受けて在宅で生活している人
介護予防・日常生活支援総合事業対象者

・在宅介護実態調査

要介護認定者：知立市在住の要介護認定を受けて在宅で生活している人と、その主な介護者

・ケアマネジャー※調査

ケアマネジャー：知立市において居宅サービス計画を作成している人

・サービス事業所調査

サービス事業所：知立市内の介護サービス事業所

② 調査期間

令和2年（2020年）2月1日から令和2年2月28日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活ニーズ調査	3,017 通	1,624 通	53.8%
在宅介護実態調査	882 通	353 通	40.0%
ケアマネジャー調査	67 通	40 通	59.7%
サービス事業所調査	59 通	45 通	76.3%

⑤ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

※ケアマネジャー：要介護（要支援）認定者から介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、介護計画の作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

(2) アンケート調査結果

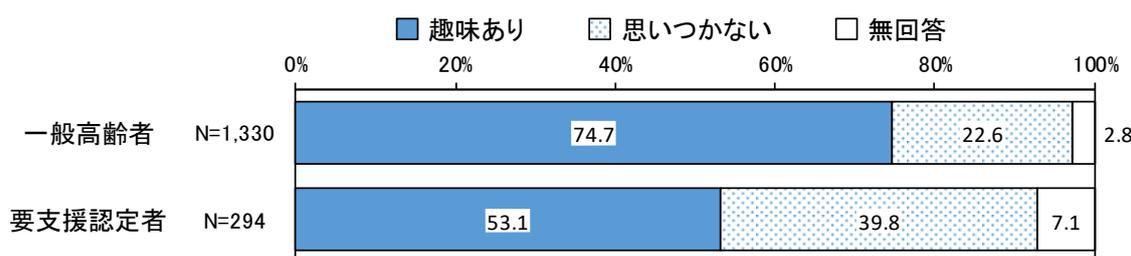
<介護予防・日常生活ニーズ調査>

① 趣味の有無

一般高齢者では、「趣味あり」の割合が74.7%、「思いつかない」の割合が22.6%となっています。

要支援認定者では、「趣味あり」の割合が53.1%、「思いつかない」の割合が39.8%となっています。

○趣味の有無（単数回答）

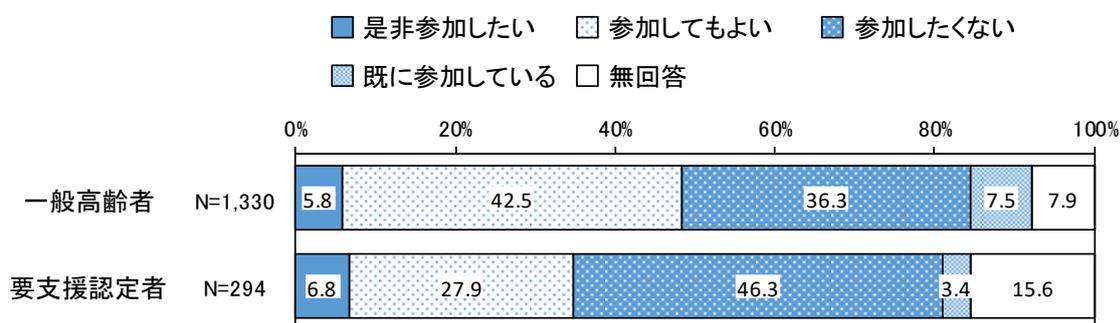


② 健康づくり活動や趣味等のグループ活動による地域づくりへの参加意向

一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が42.5%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が36.3%となっています。

要支援認定者では、「参加したくない」の割合が46.3%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が27.9%となっています。

○健康づくり活動や趣味等のグループ活動による地域づくりへの参加意向（単数回答）

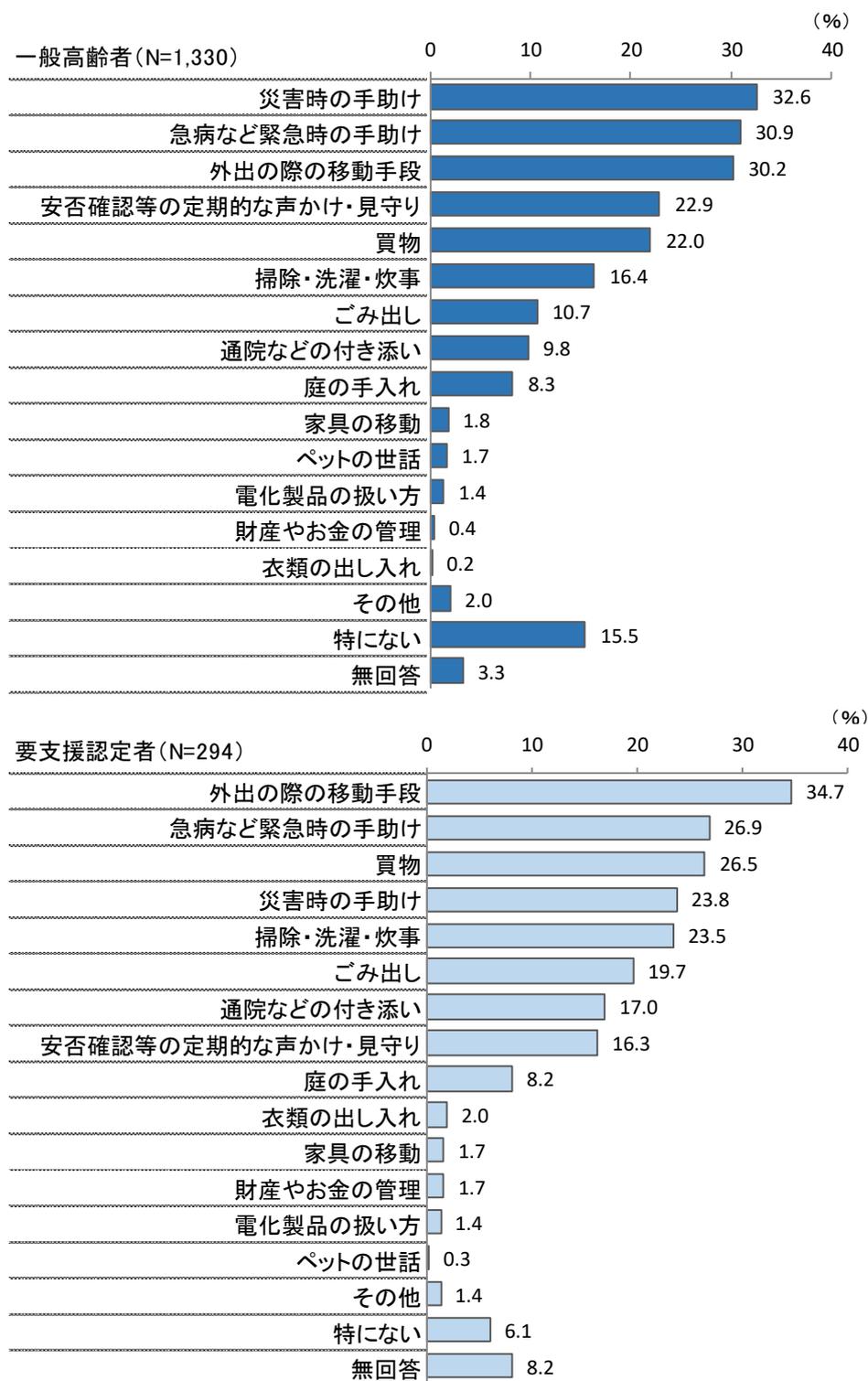


③ 日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人に支援してほしいこと

一般高齢者では、「災害時の手助け」の割合が32.6%と最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」の割合が30.9%、「外出の際の移動手段」の割合が30.2%となっています。

要支援認定者では、「外出の際の移動手段」の割合が34.7%と最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」の割合が26.9%、「買物」の割合が26.5%となっています。

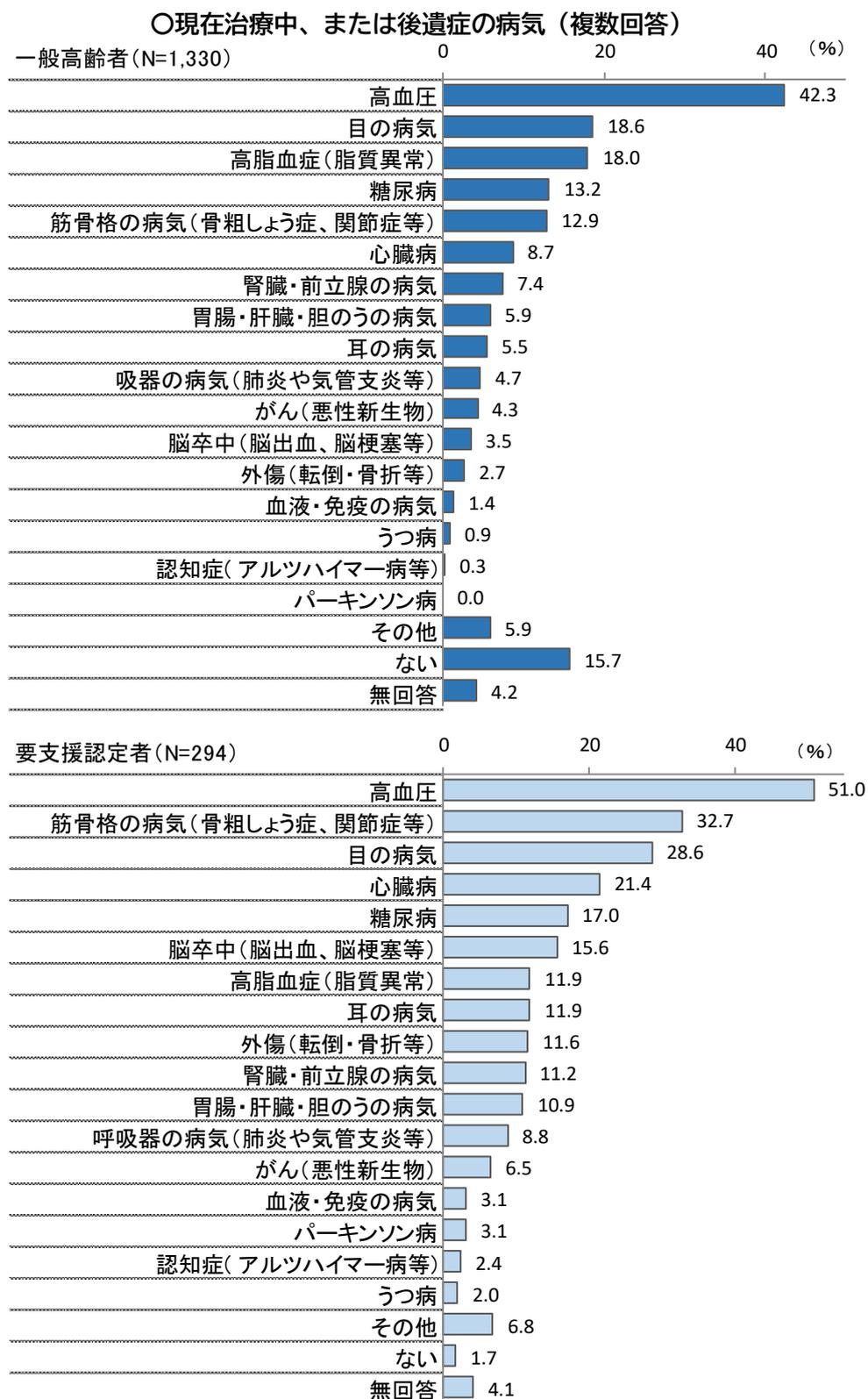
○日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人に支援してほしいこと（複数回答）



④ 現在治療中、または後遺症の病気

一般高齢者では、「高血圧」の割合が42.3%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が18.6%、「高脂血症（脂質異常）」の割合が18.0%となっています。

要支援認定者では、「高血圧」の割合が51.0%と最も高く、次いで「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」の割合が32.7%、「目の病気」の割合が28.6%となっています。

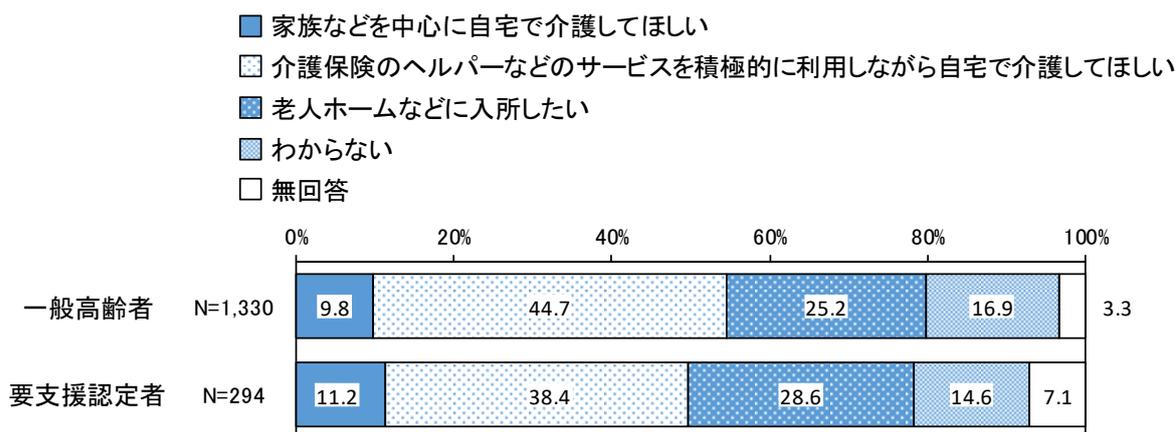


⑤ 介護が必要となった場合に希望する介護

一般高齢者では、「介護保険のヘルパーなどのサービスを積極的に利用しながら自宅で介護してほしい」の割合が 44.7%と最も高く、次いで「老人ホームなどに入所したい」の割合が 25.2%、「わからない」の割合が 16.9%となっています。

要支援認定者も、「介護保険のヘルパーなどのサービスを積極的に利用しながら自宅で介護してほしい」の割合が 38.4%と最も高く、次いで「老人ホームなどに入所したい」の割合が 28.6%、「わからない」の割合が 14.6%となっています。

○介護が必要となった場合に希望する介護（単数回答）



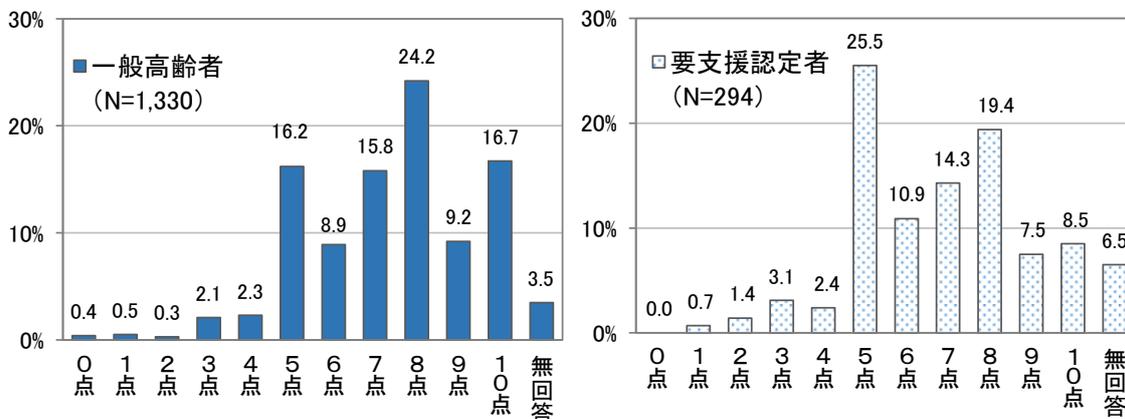
⑥ 幸福感（「とても不幸」を 0 点、「とても幸せ」を 10 点）

一般高齢者では、「8 点」の割合が 24.2%と最も高く、次いで「10 点」の割合が 16.7%、「5 点」の割合が 16.2%となっています。

要支援認定者では、「5 点」の割合が 25.5%と最も高く、次いで「8 点」の割合が 19.4%、「7 点」の割合が 14.3%となっています。

5 点以上の割合は一般高齢者が 91.0%、要支援認定者が 86.1%となっています。

○幸福感（単数回答）



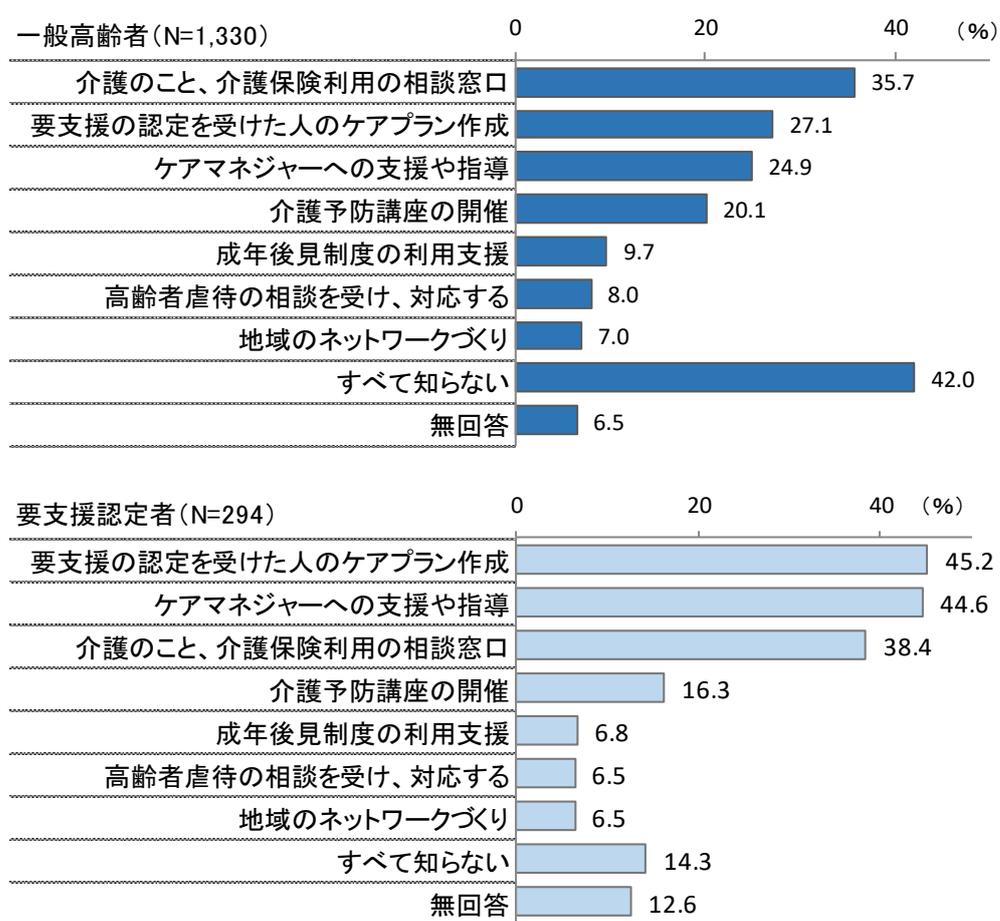
⑦ 地域包括支援センター※の役割の認知度

一般高齢者では、「すべて知らない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「介護のこと、介護保険利用の相談窓口」の割合が35.7%、「要支援の認定を受けた人のケアプラン※作成」の割合が27.1%となっています。

要支援認定者では、「要支援の認定を受けた人のケアプラン作成」の割合が45.2%と最も高く、次いで「ケアマネジャーへの支援や指導」の割合が44.6%、「介護のこと、介護保険利用の相談窓口」の割合が38.4%となっています。

地域包括支援センターの役割を知っている人は一般高齢者が58.0%、要支援認定者が85.7%となっています。

○地域包括支援センターの役割の認知度（複数回答）



※地域包括支援センター：地域の高齢者の相談窓口、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置している。

※ケアプラン：介護保険のサービスをいつ、どのくらい使うかを計画するためのもので、利用者の心身の状況や家族の希望を踏まえた上で、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員が作成するもの。

⑧ 収入のある仕事への参加度

一般高齢者では、「参加していない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「週4回以上」の割合が11.9%となっています。

要支援認定者では、「参加していない」の割合が67.7%と最も高くなっています。

収入のある仕事をしている人の割合は一般高齢者が25.6%、要支援認定者が3.4%となっています。

○収入のある仕事への参加度（単数回答）

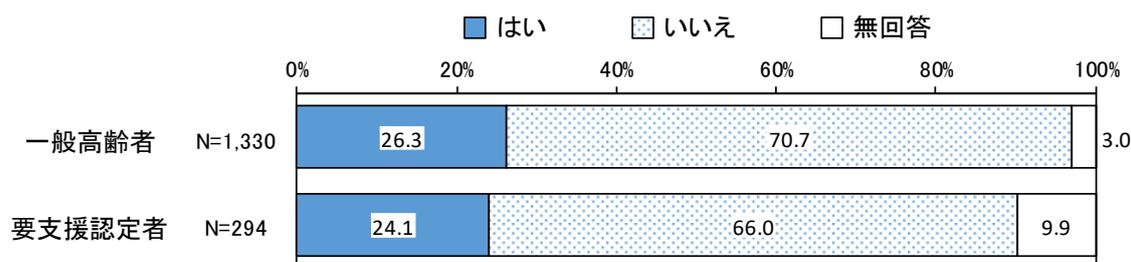
	全 体	週 4 回 以 上	週 2 ～ 3 回	週 1 回	月 1 ～ 3 回	年 に 数 回	参 加 し て い な い	無 回 答
一般高齢者	1,330人	11.9%	7.1%	1.5%	2.8%	2.3%	57.1%	17.4%
要支援認定者	294人	0.3%	1.4%	0.3%	0.7%	0.7%	67.7%	28.9%

⑨ 認知症の相談窓口を知っているか

一般高齢者では、「はい」の割合が26.3%、「いいえ」の割合が70.7%となっています。

要支援認定者では、「はい」の割合が24.1%、「いいえ」の割合が66.0%となっています。

○認知症の相談窓口を知っているか（単数回答）

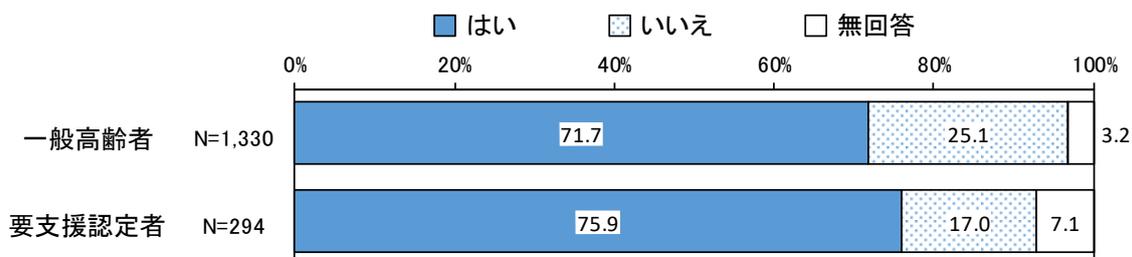


⑩ かかりつけ医がいるか

一般高齢者では、「はい」の割合が71.7%、「いいえ」の割合が25.1%となっています。

要支援認定者では、「はい」の割合が75.9%、「いいえ」の割合が17.0%となっています。

○かかりつけ医がいるか（単数回答）

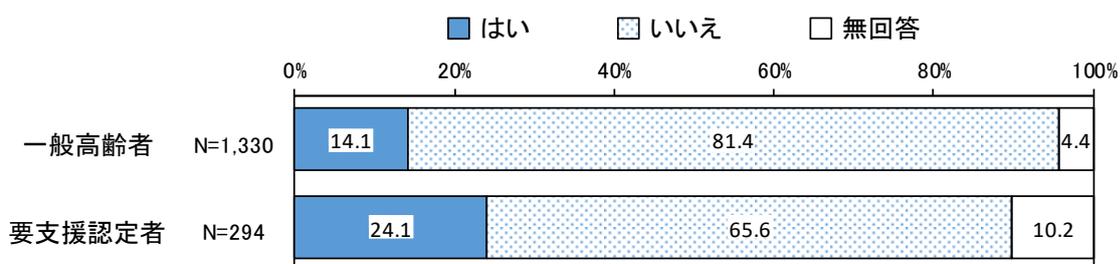


⑪ 生活支援コーディネーター※を知っているか

一般高齢者では、「はい」の割合が14.1%、「いいえ」の割合が81.4%となっています。

要支援認定者では、「はい」の割合が24.1%、「いいえ」の割合が65.6%となっています。

○生活支援コーディネーターを知っているか（単数回答）

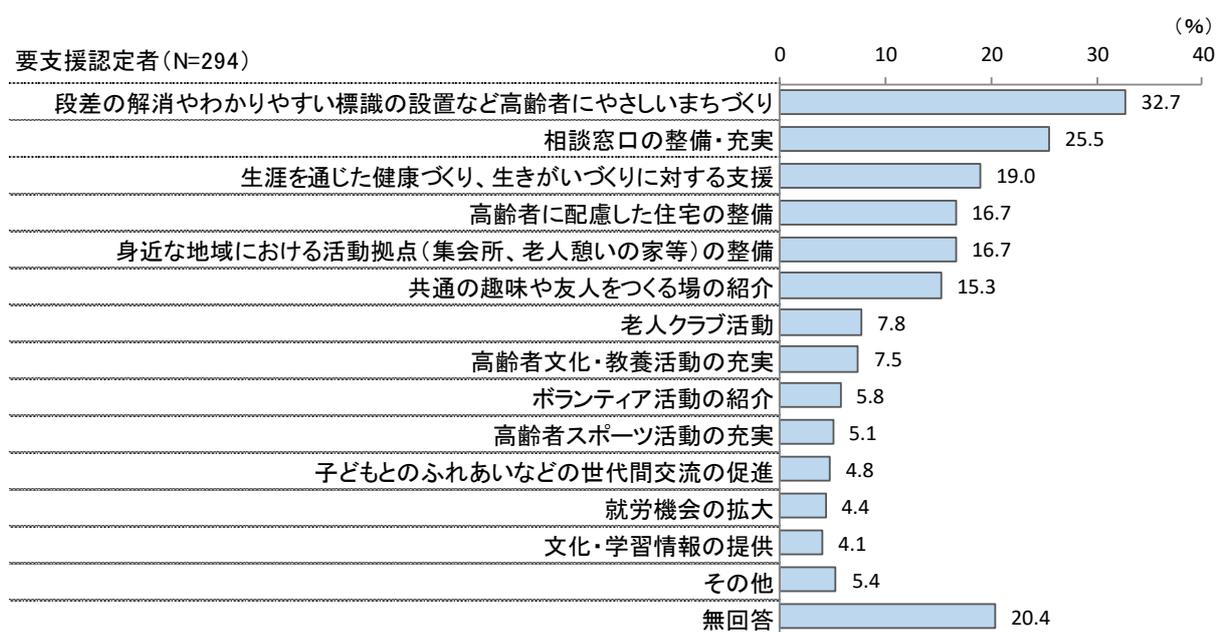
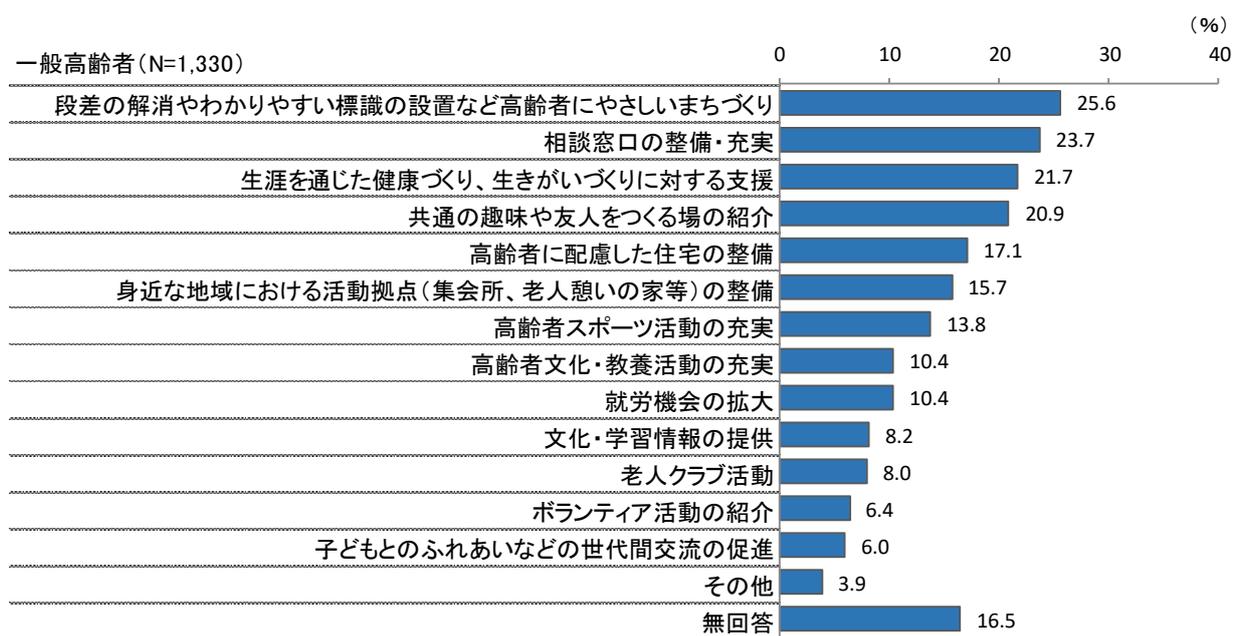


※生活支援コーディネーター：生活支援サービスの提供体制の構築に向け、生活支援等サービスの資源開発、地域の関係者やサービス提供者のネットワークの構築、地域ニーズの把握と取り組みのマッチングなどを行う人

- ⑫ 高齢者が生きがいをもって快適に暮らすために、市が特に力を入れるべきこと
 一般高齢者では、「段差の解消やわかりやすい標識の設置など高齢者にやさしいまちづくり」の割合が25.6%と最も高く、次いで「相談窓口の整備・充実」の割合が23.7%、「生涯を通じた健康づくり、生きがいづくりに対する支援」の割合が21.7%となっています。

要支援認定者では、「段差の解消やわかりやすい標識の設置など高齢者にやさしいまちづくり」の割合が32.7%と最も高く、次いで「相談窓口の整備・充実」の割合が25.5%、「生涯を通じた健康づくり、生きがいづくりに対する支援」の割合が19.0%となっています。

○高齢者が生きがいをもって快適に暮らすために、市が特に力を入れるべきこと（3つまで回答）



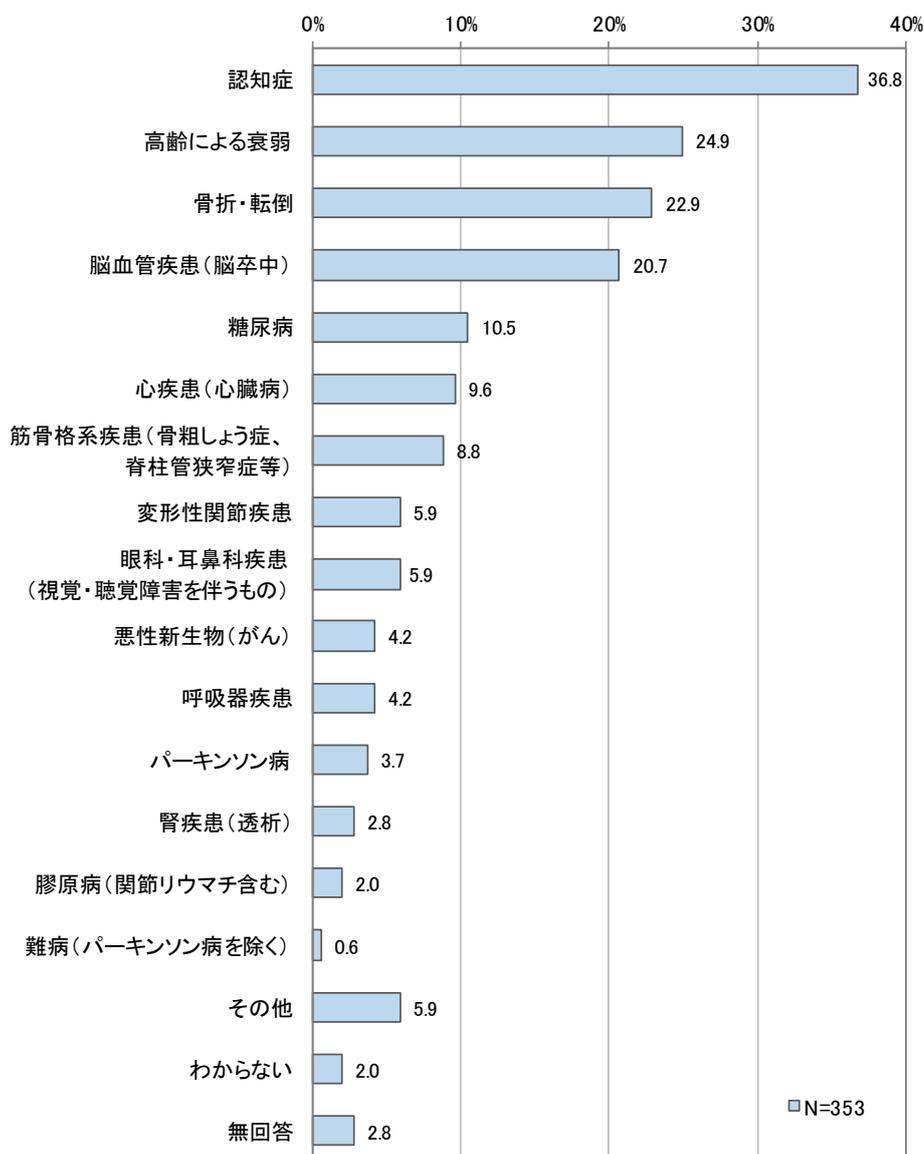
<在宅介護実態調査>

認定者本人回答

① 介護・介助が必要になった原因

「認知症」の割合が36.8%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」の割合が24.9%、「骨折・転倒」の割合が22.9%となっています。

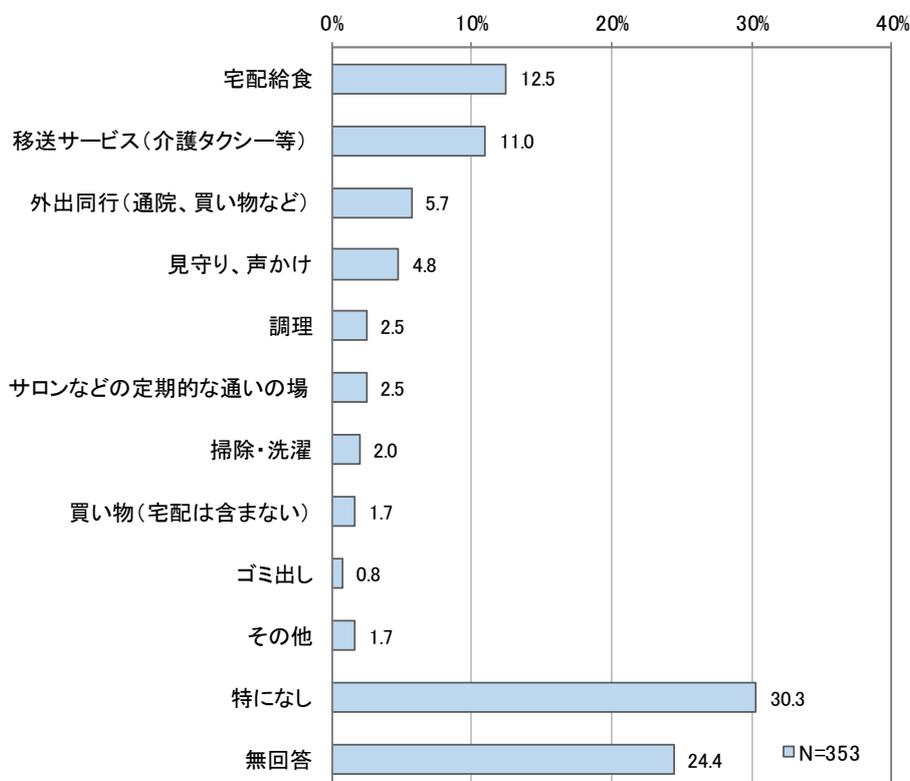
○介護・介助が必要になった原因（複数回答）



② 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

あると答えた人のうち「宅配給食」の割合が12.5%と最も高く、次いで「移送サービス（介護タクシー等）」の割合が11.0%となっています。

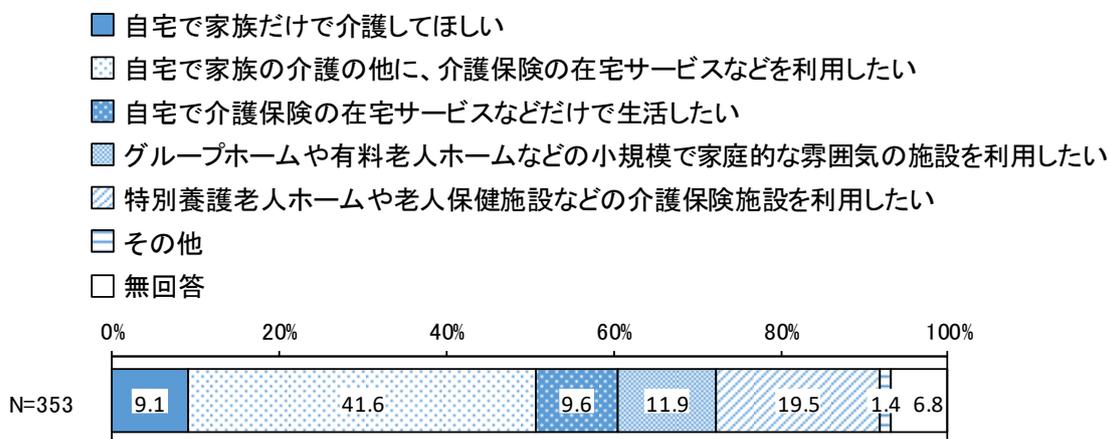
○今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（単数回答）



③ 今後の介護の希望

「自宅で家族の介護の他に、介護保険の在宅サービスなどを利用したい」の割合が41.6%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設を利用したい」の割合が19.5%、「グループホームや有料老人ホームなどの小規模で家庭的な雰囲気の施設を利用したい」の割合が11.9%となっています。

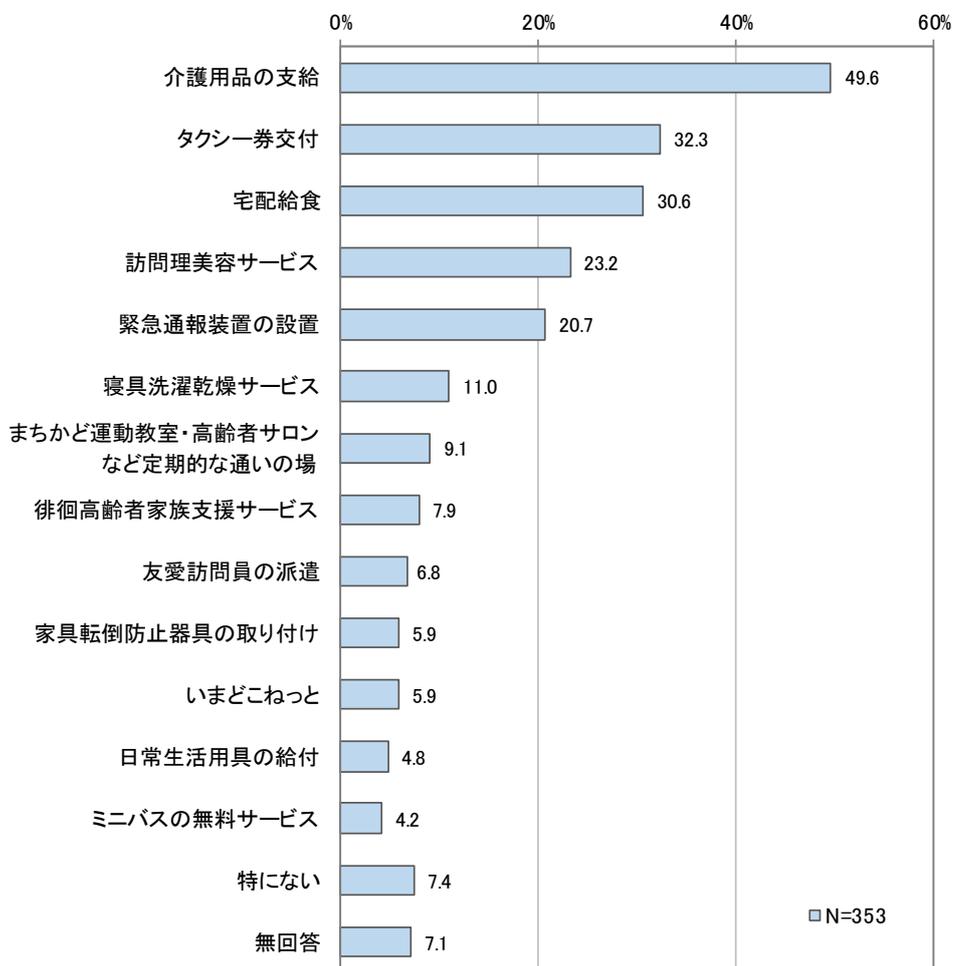
○今後の介護の希望（単数回答）



④ 今後利用したい介護保険以外の高齢者福祉サービス

「介護用品の支給」の割合が49.6%と最も高く、次いで「タクシー券交付」の割合が32.3%、「宅配給食」の割合が30.6%となっています。

○今後利用したい介護保険以外の高齢者福祉サービス（3つまで回答）

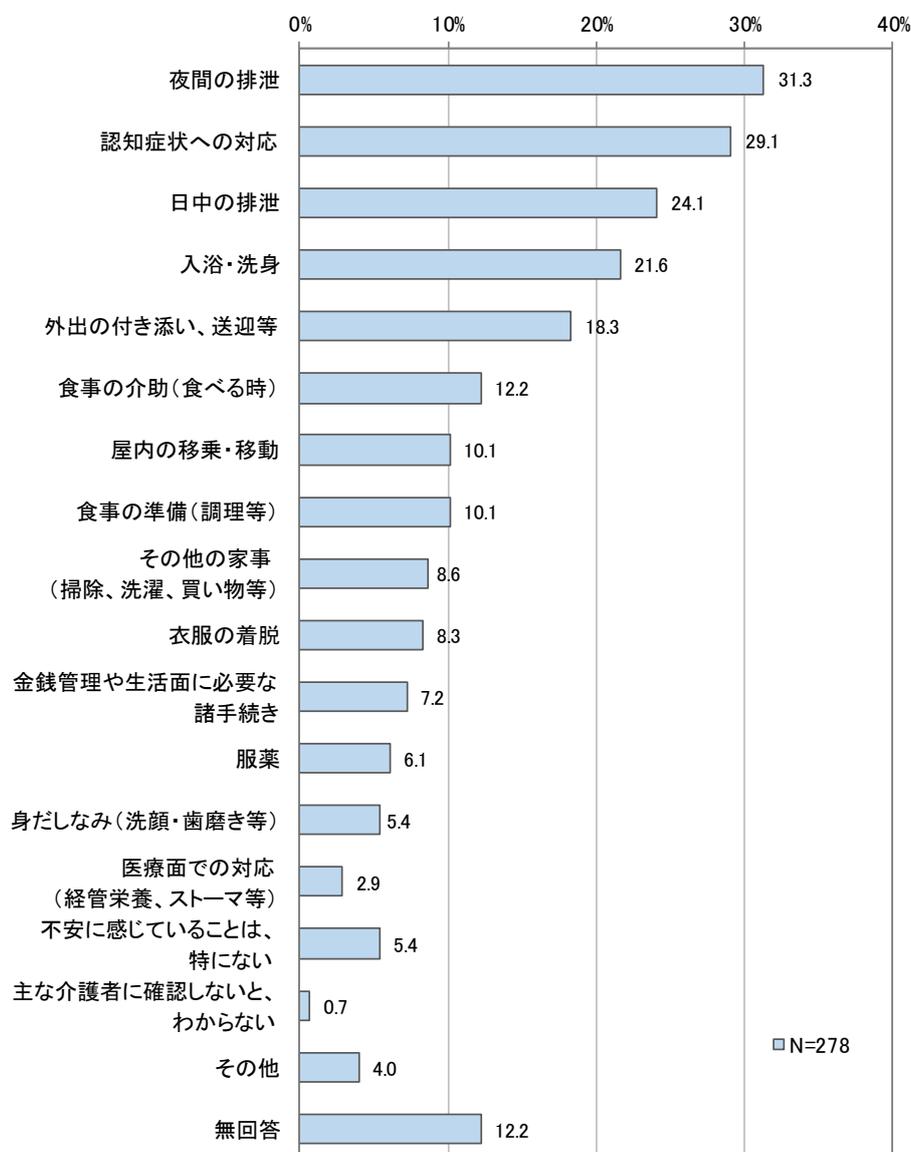


主な介護者回答

⑤ 主な介護者の方が不安を感じる介護等

「夜間の排泄」の割合が31.3%と最も高く、次いで「認知症状への対応」の割合が29.1%、「日中の排泄」の割合が24.1%となっています。

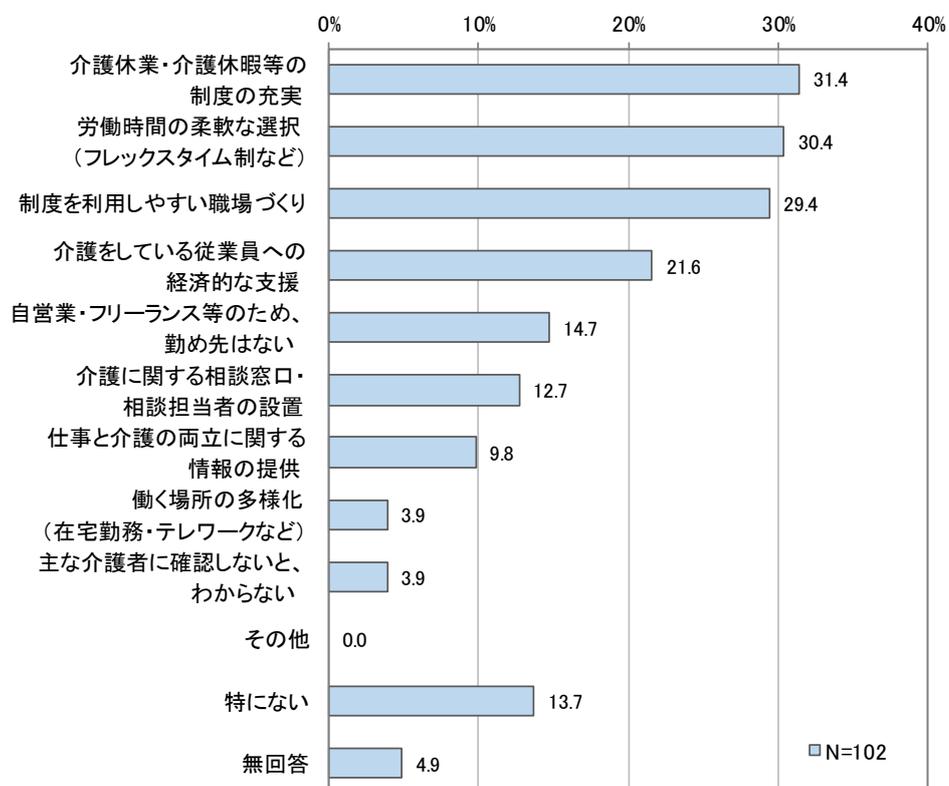
○主な介護者の方が不安を感じる介護等（3つまで回答）



⑥ 仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援

「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が31.4%と最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の割合が30.4%、「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が29.4%となっています。

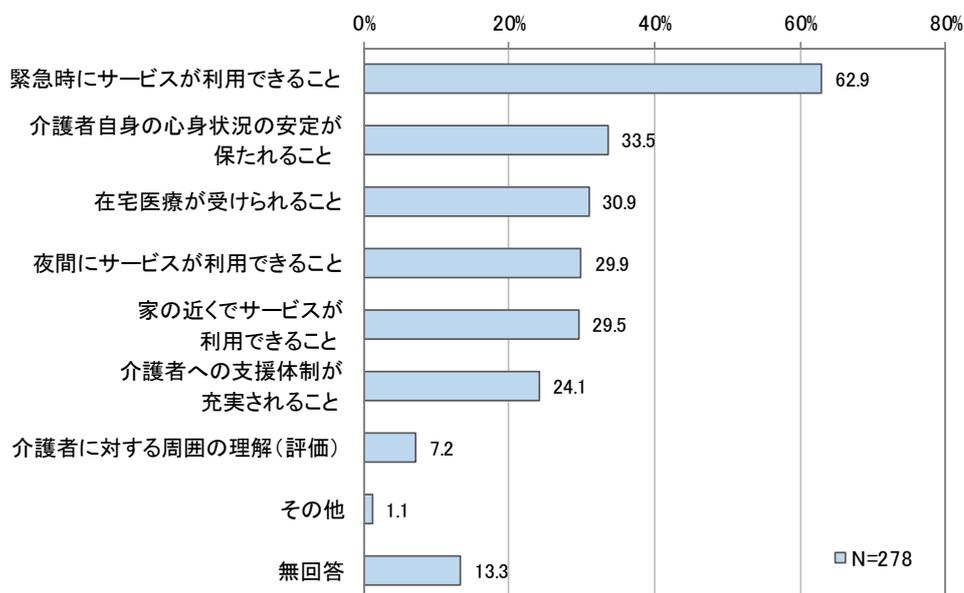
○仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援（3つまで回答）



⑦ 在宅で介護するために重要なこと

「緊急時にサービスが利用できること」の割合が 62.9%と最も高く、次いで「介護者自身の心身状況の安定が保たれること」の割合が 33.5%、「在宅医療※が受けられること」の割合が 30.9%となっています。

○在宅で介護するために重要なこと（3つまで回答）



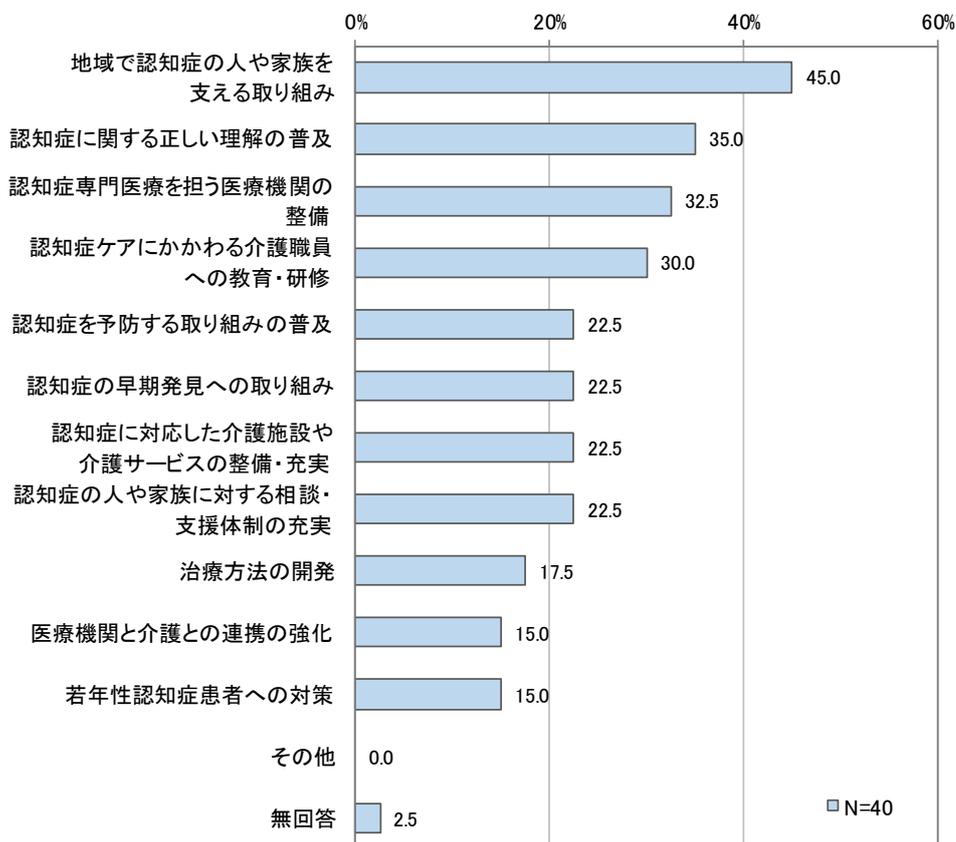
※在宅医療：通院が困難になったとき、かかりつけ医の訪問による診療や治療、処置などを受けながら、自宅などの住み慣れた場所で病気の療養を行うこと。

<ケアマネジャー調査>

① 特に重点を置くべき認知症対策

「地域で認知症の人や家族を支える取り組み」の割合が45.0%と最も高く、次いで「認知症に関する正しい理解の普及」の割合が35.0%、「認知症専門医療を担う医療機関の整備」の割合が32.5%となっています。

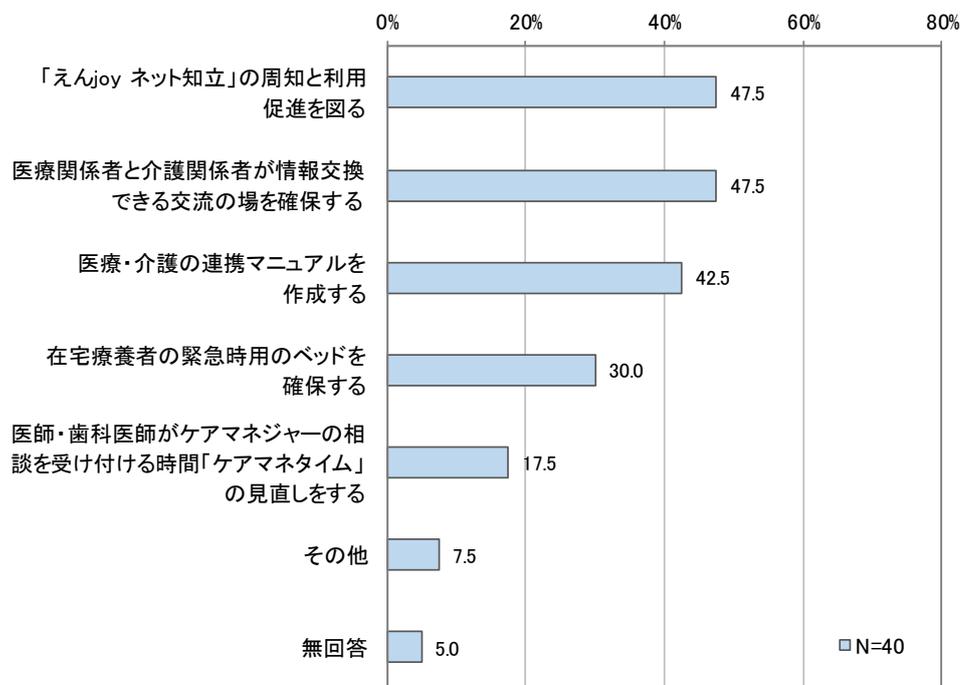
○特に重点を置くべき認知症対策（3つまで回答）



② 医療・介護の連携を図るために必要なこと

「えんjoy ネット知立※」の周知と利用促進を図る」「医療関係者と介護関係者が情報交換できる交流の場を確保する」の割合が47.5%と最も高く、次いで「医療・介護の連携マニュアルを作成する」の割合が42.5%、「在宅療養者の緊急時用のベッドを確保する」の割合が30.0%となっています。

○医療・介護の連携を図るために必要なこと（3つまで回答）



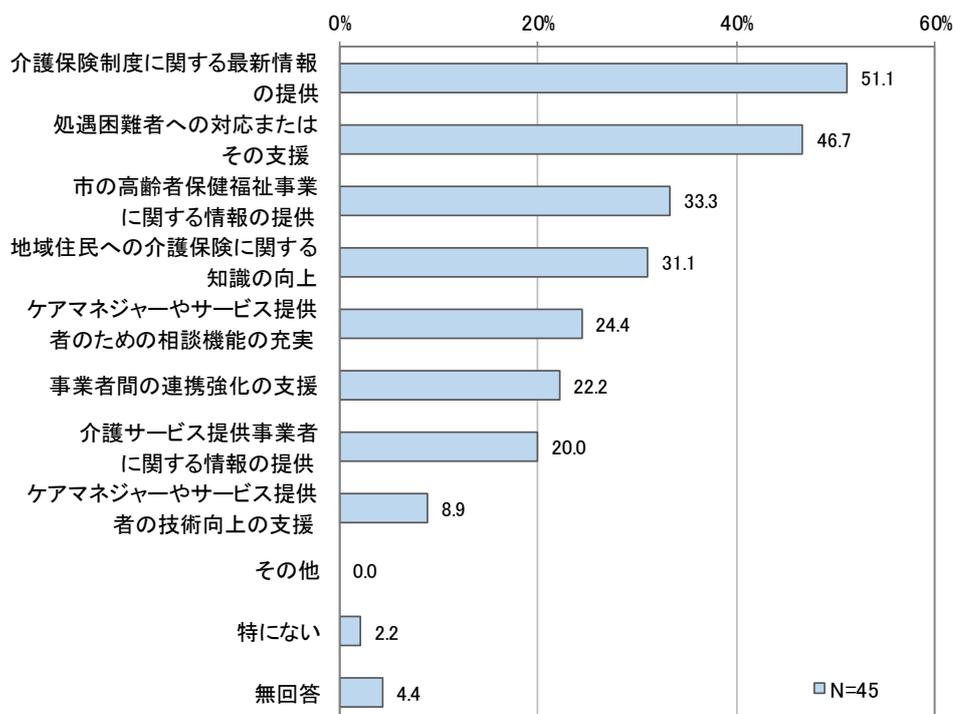
※えん joy ネット知立：患者への支援経過などの情報を関係者がポータルサイト上で共有するツール。

＜サービス事業所調査＞

① 介護保険サービス事業で行政の支援等が必要なこと

「介護保険制度に関する最新情報の提供」の割合が51.1%と最も高く、次いで「処遇困難者への対応またはその支援」の割合が46.7%、「市の高齢者保健福祉事業に関する情報の提供」の割合が33.3%となっています。

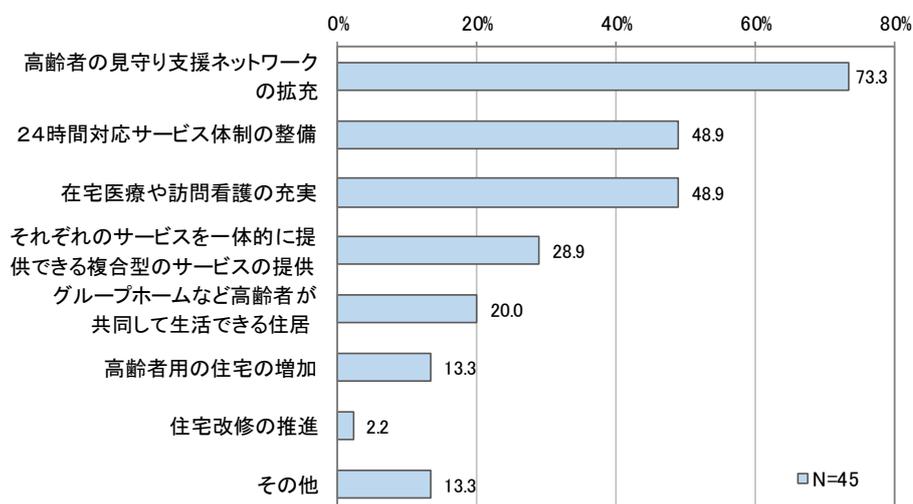
○介護保険サービス事業で行政の支援等が必要なこと（3つまで回答）



② 要介護認定者が居宅や地域での生活を続けるために必要な改善点

「高齢者の見守り支援ネットワークの拡充」の割合が73.3%と最も高く、次いで「24時間対応サービス体制の整備」「在宅医療や訪問看護の充実」の割合が48.9%、「それぞれのサービスを一体的に提供できる複合型のサービスの提供」の割合が28.9%となっています。

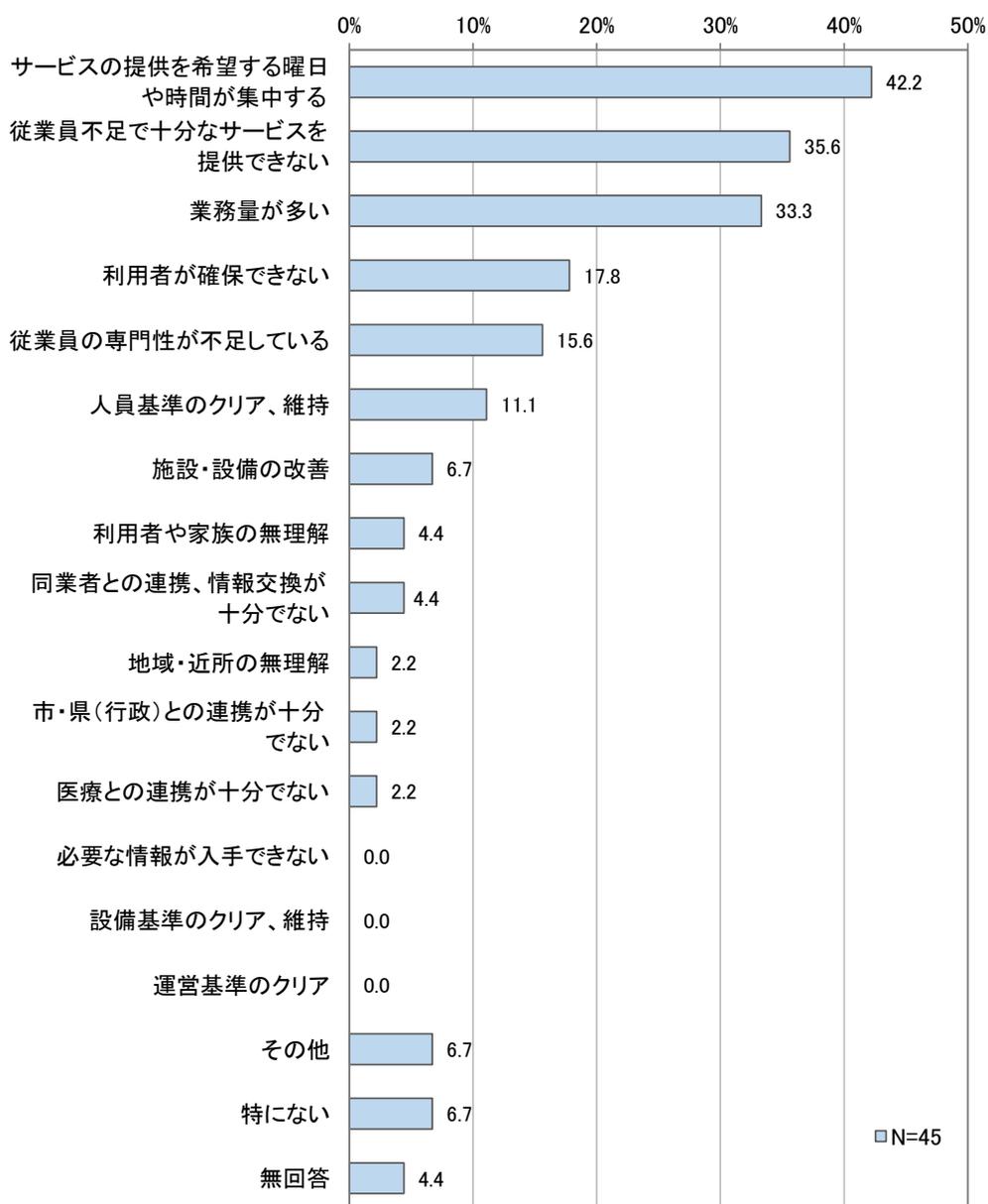
○要介護認定者が居宅や地域での生活を続けるために必要な改善点（3つまで回答）



③ 事業所を円滑に運営していく上で困っていること

「サービスの提供を希望する曜日や時間が集中する」の割合が42.2%と最も高く、次いで「従業員不足で十分なサービスを提供できない」の割合が35.6%、「業務量が多い」の割合が33.3%となっています。

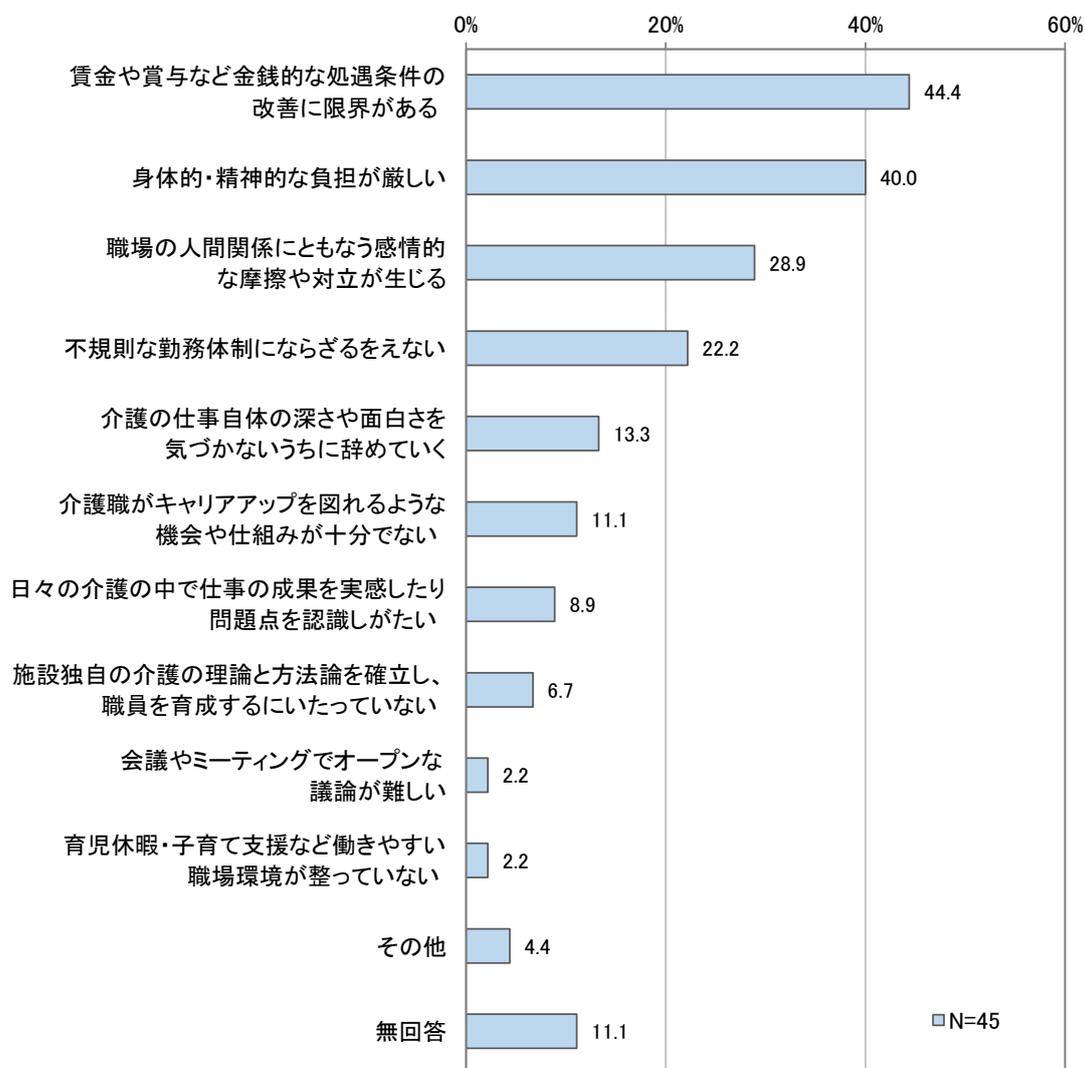
○事業所を円滑に運営していく上で困っていること（3つまで回答）



④ 職員の確保と定着率向上の問題点

「賃金や賞与など金銭的な処遇条件の改善に限界がある」の割合が44.4%と最も高く、次いで「身体的・精神的な負担が厳しい」の割合が40.0%、「職場の人間関係にともなう感情的な摩擦や対立が生じる」の割合が28.9%となっています。

○職員の確保と定着率向上の問題点（3つまで回答）



(3) 地域ケア会議

地域ケア会議として、現在、地域ケア個別会議と多職種連携会議の2つの会議を開催しています。

① 地域ケア個別会議

介護支援専門員、地域等から報告を受けた個別の支援困難事案を解決に向けて検討し、地域の支援体制を構築すること。案件が多いケースは以下のとおり。

- ・金銭管理の介入が出来ない
- ・キーパーソンが関わってくれない
- ・家族内でのトラブル

② 多職種連携会議※

多職種の専門職等が、ケアプラン作成等のケアマネジメントのプロセスに関与し、課題及びその原因の分析を深めていくことで支援対象者等の生活機能の改善を図ること。会議に諮られる支援対象者の特徴は以下のとおり。

- ・年齢は80代が多い
- ・女性が多い
- ・独居の方が多い
- ・転倒リスクが高い人が多い

※多職種連携会議：個別のケアマネジメントの質の向上や自立支援の考え方を共有するための医療・介護関係者で行う会議。

(4) ヒアリング調査の概要

① 調査団体

- ・多職種連携会議
- ・在宅医療・介護連携推進協議会※
- ・認知症施策に関する関係者意見交換会
- ・民生・児童委員役員 書面（郵送）
- ・老人クラブ役員 書面（郵送）

② 調査期間

令和2年7月から8月

※在宅医療・介護連携推進協議会：医療・介護分野の連携を推進し、在宅での生活を継続できる環境づくりを充実するため、課題の抽出と施策を考える会議。

(5) ヒアリング調査結果

①在宅医療と介護の連携の課題

- ・かかりつけ医の推進について、勉強会の機会が必要である。
- ・在宅医療の推進により自宅で最期を迎えることについては、状況により可能な場合と不可能な場合がある。状況は介護サービスをどの程度入れるか・支える家族の状況・病気の状態により変化する。また、自宅での看取りにはご家族とご本人の意志が重要である。
- ・在宅医療を受けている人、特に難病の人・障がいがある人は、災害時などに地域の人にも支援を受ける必要がある。

②認知症施策の課題

- ・認知症の症状が進んでから相談に訪れるケースがある。認知症の診断を受ける前や認知症の症状が軽いうちに相談や支援につながるように、相談しやすい環境があるとよい。
- ・地域のサロンを普段から利用することで地域からも情報が上がってくるとよい。家族以外の人からも認知症に気づくことができ、地域包括支援センターなどの支援につなげることができる。

③高齢者支援の課題

- ・地域の高齢者支援については、支援の必要な人からの連絡もなく支援ができない。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、接触を避けたい人が多い。
- ・地域での支えあいを活性化させるために、関係団体などの情報共有化、高齢者サロンなどの通いの場の充実、隣近所の見守り、老人クラブ・民生委員・自主防災活動などの充実が必要である。
- ・通いの場の活動を魅力ある内容にする必要がある。

4 前期計画（指標）の実績

前期計画の基本目標ごとに主な事業の実績を記載しました。

（１）地域包括ケアシステムの深化と推進

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
地域ケア会議の開催回数	計画	24 回	25 回	25 回
	実績	28 回	34 回	17 回 (11 月時点)
市内在勤のケアマネジャーの内、 年に 1 回以上多職種連携会議に 事例を諮った人の割合	計画	80%	82%	84%
	実績	64.8%	61.2%	36.4% (11 月時点)
地域包括支援センターの役割についての 「すべて知らない」と思う人の割合 (一般高齢者アンケート結果)	計画			30%
	実績			42.0%

（２）健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
通所型サービスCを終了した人の 1 年後の悪化率	計画	8.5%	7.6%	6.6%
	実績	6.7%	10.0%	12.5% (10 月時点)
まちかど運動教室※延べ参加者数	計画	5,000 人	6,000 人	7,000 人
	実績	5,435 人	7,247 人	2,336 人 (11 月時点)
高齢者サロン※の設置数	計画	25 か所	26 か所	27 か所
	実績	25 か所	26 か所	26 か所 (11 月時点)
老人クラブ会員数 (実績は4月1日現在)	計画	3,045 人	3,050 人	3,055 人
	実績	2,973 人	2,906 人	2,828 人
収入のある仕事をしている人の割合 (一般高齢者アンケート結果)	計画			34%
	実績			25.6%

※まちかど運動教室：地域にある介護予防の体操教室。週 1 回地域の公民館等で療法士等が講師を務めて実施する。内容は、タッピング、ストレッチ、体操を実施。

※高齢者サロン：高齢者の閉じこもり予防や生きがいづくりのために、地域の高齢者向けに食事、体操、レクリエーションなどを提供している憩いの場。

(3) 在宅医療・認知症ケアの推進<医療>

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
かかりつけ医をもっている人の割合 (一般高齢者アンケート結果)	計画			80%
	実績			71.7%
えん joy ネット知立 利用者数	計画	50 人	60 人	70 人
	実績	152 人	166 人	167 人 (11 月時点)
えん joy ネット知立 登録患者者数	計画	10 人	20 人	30 人
	実績	72 人	105 人	126 人 (11 月時点)
自宅で介護を受けたい人の割合と 自宅死した人の割合の差	計画	35%	33%	31%
	実績	35.9%	35.0%	- (※1)
認知症初期集中支援チーム※を 知っている人の割合 (一般高齢者アンケート結果)	計画			30%
	実績			5.9%
認知症初期集中支援チームの 介入により家族介護負担が 減少した事例の割合	計画	20%	25%	30%
	実績	-(※2)	-(※2)	-(※2)

※1 厚生労働省が発表する自宅死の割合がまだ出ていないため。

※2 定量できなかったため。

(4) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
訪問型サービスB※実施団体数	計画	1	2	3
	実績	2	1	1 (11 月時点)
生活支援コーディネーターを 知っている人の割合 (一般高齢者アンケート結果)	計画			20%
	実績			14.1%
生活支援体制整備協議会の 会議開催回数	計画	3回	4回	4 回
	実績	11 回	24 回	3 回 (11 月時点)

※認知症初期集中支援チーム：認知症の人を支援する医師、医療職、介護職で構成するチーム。

※訪問型サービスB：ボランティア主体（住民主体）で行う、生活支援サービス（日常のごみ出し、草取りなど）。

（５）高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり＜住まい・社会環境＞

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
知立市高齢者等を支える 地域づくり事業協力機関数※	計画	48	53	58
	実績	49	52	55 (11月時点)

（６）介護サービスの充実＜介護＞

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
介護予防・日常生活支援総合事業 の訪問型サービスのうち サービスA利用の占める割合	計画	30%	40%	50%
	実績	41.5%	51.7%	52.5% (4～9月 利用分)
介護予防・日常生活支援総合事業 の通所型サービスのうち サービスA利用の占める割合	計画	20%	30%	40%
	実績	23.5%	27.3%	28.0% (4～9月 利用分)

※知立市高齢者等を支える地域づくり事業協力機関数

：高齢者の見守り、認知症への理解、消費者被害等に関して市に協力する協定を締結した民間事業所等の数。

5 前期計画の評価・アンケート等から見える課題

(1) 地域包括ケアシステムの深化と推進

地域ケア会議は、計画値以上の回数を実施しており、重点事業としていた多職種連携会議を年間 22 回（令和元年度）開催し、事例検討や介護予防ケアマネジメント支援を行いました。

今回のアンケート中、「地域包括支援センターの役割についての認知度」で、「すべて知らない」と回答した割合は、一般高齢者では 42.0%、要支援認定者では 14.3%でした。また、一般高齢者・要支援認定者ともに「市が力を入れていくべきこと」として「相談窓口の整備・充実」が多く、介護予防講座などの機会に地域包括支援センターを周知する必要があります。

(2) 健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>

高齢者に対する介護予防事業の「まちかど運動教室」は実施個所数も増え、計画値以上の延べ参加者数となっています。しかし、アンケート中、「まちかど運動教室」の参加意向は、一般高齢者では 23.9%、要支援認定者では 22.4%にとどまっており、さらなる周知と身近な地域での展開が求められています。同様に「高齢者サロン」の参加意向は、一般高齢者では 19.7%、要支援認定者では 22.4%となっているため、参加へのきっかけづくりや気軽に通いやすい場づくりを進めていく必要があります。

自立支援の目的から、継続的にリハビリテーション専門職派遣事業を実施し、ケアプランの質の向上を図る必要があります。

老人福祉センターは介護予防拠点として位置付けており、様々な、生きがい・介護予防教室を実施しました。今後は、新規利用者が増加するような取り組みが必要になります。

高齢者の生きがいづくりとなる老人クラブ活動については、会員数の増加を目標としていましたが、新しい高齢者ニーズ、趣味の多様化、就労率が高まる傾向にもあり達成できていない現状です。今後も高齢者の生きがいや社会参加に重要な役割をもつ老人クラブ活動について市の支援策を検討していく必要があります。

(3) 認知症ケア・在宅医療の推進<医療>

要介護認定者のうち、認知症状のある人の推移では、80歳からの有病率が増加していることがわかります。

要介護認定者のアンケートでは、介護・介助が必要になった主な原因として「認知症」が最も高くなっています。また、調査対象者のうち52.4%の人に認知症の症状がみられ、その該当する人の69.5%が日常生活に何らかの支障を来す状態であるとわかりました。一般高齢者のアンケートでも、認知症のリスクがある人は41.4%を占めており、75歳以上になるとそのリスクが上昇しています。このように、高齢者全般で認知症への対応が課題となっています。また、ケアマネジャーのアンケートでは、特に重点を置くべき認知症対策では、「地域で認知症の人や家族を支える取り組み」の割合が45.0%と高く、認知症対策の構築やネットワークづくりを継続して進めていく必要があります。

関係者へのヒアリングでは、認知症の発症の気づきが遅れ対応が遅くなるケースがみられるため、認知症の早期発見、地域包括支援センター等の相談や支援につなげることの必要性について提案がありました。

在宅医療・介護連携のツールであるえんjoyネット知立の利用促進が目標となっていました。利用者数、登録患者数ともに計画値を上回り、活用されつつありますが、さらなる利用促進と医療関係者と介護関係者の交流の場の確保が課題となります。

(4) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

住民主体の訪問型サービスBについて、実施団体数の増加（目標3団体）を見込んでいましたが、実施団体数が伸びず現在1団体となっています。介護保険サービスでは対応できない生活支援サービスについて、事業の推進と担い手の確保が課題となります。

生活支援コーディネーターの配置を重点項目としており、第2層協議体※の立ち上げを行い、7小学校区中6小学校区に設置しました。第1層協議体で把握した課題について地域包括支援センター、民生委員、老人クラブとのネットワークづくりをモデル地区で行いました。

一般高齢者のアンケートでは、日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人に支援してほしいこととして、「災害時の手助け」、「外出の際の移動手段」が上位

となり、生活支援体制整備について関係機関と調整を図る必要があります。

高齢者福祉サービスについては、一般高齢者、要支援認定者及び要介護認定者のアンケートで、配食サービスとタクシー券交付のニーズが高くなっています。

要介護認定者のアンケートの中で、主な介護者が不安に感じる介護等として、「夜間の排泄」、「認知症状への対応」、「日中の排泄」が高くなっています。介護者の不安解消のためにも、介護者支援の充実を図る必要があります。

※協議体：高齢者の生活支援を考える場。第1層協議体（市内全域）と第2層協議体（小学校区圏域）の2種類の協議体がある。

（5）高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>

本市では、「知立市高齢者等を支える地域づくり事業」の協力機関数を数値目標として定め、協力事業者を募ってきました。協定締結数は増加しており、今後も高齢者の見守り等に協力していただける事業所の増加が課題となります。

アンケート中、高齢者が生きがいをもって快適に暮らすために、市が特に力を入れるべきこととして、「段差の解消やわかりやすい標識の設置等高齢者にやさしいまちづくり」と回答した割合は、一般高齢者では25.6%、要支援認定者では32.7%となっており、高齢者がいきいきと暮らしていくためには、施設や道路環境を整備する必要があります。

（6）介護サービスの充実<介護>

介護が必要になった場合に（今後）どのような介護を希望するかについて、自宅での介護を望むと回答した割合は、アンケート中、一般高齢者では54.5%、要支援認定者では49.6%でした。要介護認定者のアンケートでは60.3%を占めています。

また、病気等で「自宅」で最期を迎えたい人は、アンケート中、一般高齢者では40.8%、要支援認定者では41.8%でした。要介護認定者のアンケートでは47.6%を占めています。サービス事業所のアンケートにおいても、要介護認定者が居宅や地域での生活を続けるために必要な改善点として、「高齢者の見守り支援ネットワークの拡充」が最も多く、今後の高齢化の中、重度化や看取りも含めた在宅で安心して暮らせるサービスの充実が課題となります。

団塊世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、人口増とともに介護需要も増大すると考えられます。サービス事業所のアン

ケート調査では、人材確保の課題として、「従業員不足で十分なサービスが提供できない」（35.6%）が事業所の困りごとの第2位として挙げられており、また、職員の確保と定着率向上の問題点は「賃金や賞与等金銭的な処遇条件は改善に限界がある」が44.4%と最も高くなっており、働き手を増やす施策を継続して実施する必要があります。

また、介護保険サービスが適切に利用できるよう、情報提供や相談体制の充実をはかる必要があります。

■第3章 計画の基本的な考え方■

1 基本理念

本市では「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画」で掲げた「健康でいきいきと暮らせるやさしいまちをめざして」を基本理念として、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。

今後も高齢化の進展が予測される中、団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する2040年を見据えて、中長期的な視点で、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努める必要があります。また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会である“地域共生社会”の実現を目指す必要があります。さらには、近年の災害や新型コロナウイルス等の感染症対策に係る体制整備が求められています。

本計画においては、前計画の基本的な考え方や今後の方向性を踏まえ、計画の基本理念を「健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして」と定め、6つの基本目標に沿った施策を展開していきます。

基本理念

**健康でいきいきと安心して
暮らせるまちをめざして**



2 基本目標

知立市の地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・予防・住まい・生活支援」に、「地域包括ケアシステムの深化と推進」を加えた6つの基本目標を掲げます。

また、日常生活圏域※をこれまでの1圏域から3圏域に分け、地域単位での取組を推進します。

※日常生活圏域：市町村介護保険事業計画で定めるもので、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。



圏域名	北部圏域	東部圏域	西部圏域
圏域の範囲	知立小学校区 来迎寺小学校区	知立東小学校区 八ツ田小学校区	猿渡小学校区 知立西小学校区 知立南小学校区
人口（人）（※1）	26,138	13,740	32,485
高齢者人口（人）	5,542	3,051	5,791
担当地域包括支援センター	東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター
認知症地域支援推進員（※2）	東部地域包括支援センターに配置		西部地域包括支援センターに配置
認知症初期集中支援チーム	東部地域包括支援センター内に配置		
生活支援コーディネーター（※3）	（社福）ヴィラトピア知立に配置	（社福）ほほえみの里に配置	西部地域包括支援センターに配置

※1 人口は令和元年8月現在。人数は住民基本台帳の数値から推計

※2 認知症地域支援推進員は知立市（長寿介護課）にも配置

※3 生活支援コーディネーターは知立市（長寿介護課）と知立市社会福祉協議会にも配置

(1) 地域包括ケアシステムの深化と推進

- 地域包括ケアシステムは、社会保障制度だけで高齢者を支えるものではなく、支援を受ける人、支援する人（団体）、企業の参画など市民全体で作りあげ支えていくものです。多くの人々が協力することで在宅サービスを充実させ在宅の限界点を高めます。この考え方について地域の理解や協力が得られるように周知・啓発に努めます。支援が必要になっても、可能な限りこれまでの日常生活が続けられるような、高齢者が過ごしやすいまちを目指します。
- 第7期介護保険事業計画においては、地域包括支援センターの新設、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員※及び生活支援コーディネーターを配置しましたので、この体制をさらに効果的に機能させるよう活動の充実を図ります。特に、地域包括支援センターは市民からの相談を受けて、適切なサービス利用、介護離職防止など必要な支援・相談に結びつける重要な役割を持ち、介護従事者の支援や関係者との連携などの地域包括ケアシステムの中核的役割を果たしているため、今後も活動を推進します。

※認知症地域支援推進員：認知症の人を支援する関係者の連携づくり、認知症の人と家族を支援する相談体制や支援体制の構築、その他認知症施策の企画調整を行う人員。

(2) 健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>

- 今後の高齢者人口の増加に鑑み、地域全体で健康に関する意識向上や健康づくりに取り組み、高齢者になっても健康に関心を持ちいきいきとした生活を送ることができるよう、心と身体の健康づくり、認知症も含めた介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。特に、まちかど運動教室や高齢者サロンなどの通いの場が高齢者の活動範囲内に配置できるように努めます。
- 趣味活動、ボランティアなどの担い手活動、就労、農業活動、スポーツ、生涯学習などの社会参加は介護予防にも資するため、これらの活動への参加やマッチングを推進します。
- 介護保険、国民健康保険の給付状況や各種健康診査などの介護関連データベースを活用した予防・健康づくりを目的とし、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を推進します。
- 高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて各種の取り組みを一層強化します。

(3) 認知症ケア・在宅医療の推進<医療>

- 認知症高齢者の増加が予測されるなか、認知症の相談窓口の周知や早期発見に努めます。さらに、認知症への理解の促進や地域での見守り体制の強化を図るなど、認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

- 認知症地域支援推進員を中心に認知症の理解が深まる講座の開催や、幼少期からの理解を深める活動など、認知症になっても自分らしく過ごせる環境づくりを目指します。
- 認知症予防には、様々な社会活動が有効であるため、スポーツ、生涯学習活動などの取り組みを実施します。
- 医療と介護の双方を必要とする在宅高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、関係機関と協力し、医療・介護の連携をより一層進めます。特に、入退院時、在宅療養時、緊急時、看取り時などの場面ごとについて各関係機関との会議を通して円滑な連携体制の構築を目指し在宅医療の充実を図ります。

(4) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

- 地域の支え合い活動の強化、民間事業所との連携を推進し、生活支援サービスの充実を図ります。
- 生活支援コーディネーターを中心に、支援する人の活動や通いの場の把握を実施し、その情報が支援の必要な人に届くように地域包括支援センターや民生委員などの地域の関係機関と連携を取ります。
- 生活支援コーディネーターと協議体が連携し、地域に不足するサービスや課題を整理し、新たなサービス創出を目指します。

(5) 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>

- 高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮したまちづくりを推進し、高齢者住宅の確保と緊急時にも支援が行き届く体制づくりを目指します。
- ひとり暮らしの認知症高齢者が増加する中、認知症等で判断能力が不十分な方も安心して暮らせるように、成年後見制度※を利用した権利擁護※、高齢者の見守りや虐待防止を推進します。
- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、関係機関と連携し、災害発生時や感染症の拡大時に必要な体制構築を支援します。

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

※権利擁護（アドボカシー）：意思能力が十分でない高齢者や障がい者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家などによって擁護されること。

(6) 介護サービスの充実<介護>

- 第7期介護保険事業計画においては、通所サービスの短期集中リハビリテーション（サービスC）やリハビリ専門職派遣事業などリハビリ専門職が早期に支援に関わり、その後、地域の通いの場につなげる仕組みを構築しています。引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業※において自立支援・重症化予防の取組を推進するとともに、住民主体の多様なサービスの創出を図ります。
- 介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域・自宅で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等のバランスの取れた整備を図ります。加えて、介護人材の確保や、介護職のすその拡大のための介護人材養成を引き続き実施します。
- 今後もサービス事業者に対しての定期的な実地指導等により、介護給付の適正化対策に取り組めます。
- 介護に関する様々な情報提供を行うと共に、相談体制の充実を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢の障がい者が同一の事業所でサービスを受け続けられるように共生型サービス等について事業所に周知を図ります。
- 介護者の様々なニーズに対応した利用しやすい介護サービスを提供することで、介護の負担を軽減し、介護離職の防止を図ります。

※介護予防・日常生活支援総合事業：地域支援事業の中の事業。「訪問型サービス」、「通所型サービス」の他に65歳以上のかたなら誰でも受けられる「一般介護予防事業」がある。

3 計画の体系図

(基本理念)

(基本目標及び取り組み)

健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして

1 地域包括ケアシステムの深化と推進	
1	地域包括ケアの推進体制の強化
2	地域包括支援センターの機能強化
2 健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>	
1	健康づくりの推進
2	介護予防の推進
3	高齢者の社会参加や交流の促進
4	高齢者組織の支援
5	高齢者の就労支援
3 認知症ケア・在宅医療の推進<医療>	
1	認知症施策の推進
2	在宅医療の推進
3	医療・介護の連携の推進
4 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>	
1	生活支援サービスの推進
2	高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実
3	地域における支え合いの推進
4	家族介護者支援の推進
5 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>	
1	安心・安全な住環境の整備
2	高齢者にやさしいまちづくりの推進
3	災害・感染症・犯罪対策の推進
4	高齢者の権利擁護・虐待防止
6 介護サービスの充実<介護>	
1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進
2	介護サービスの質の向上
3	情報提供・相談体制の充実
4	低所得者対策の推進
5	介護給付の適正化
6	介護離職の防止
7	介護保険サービスの供給体制整備

■ 第 4 章 施策の展開 ■

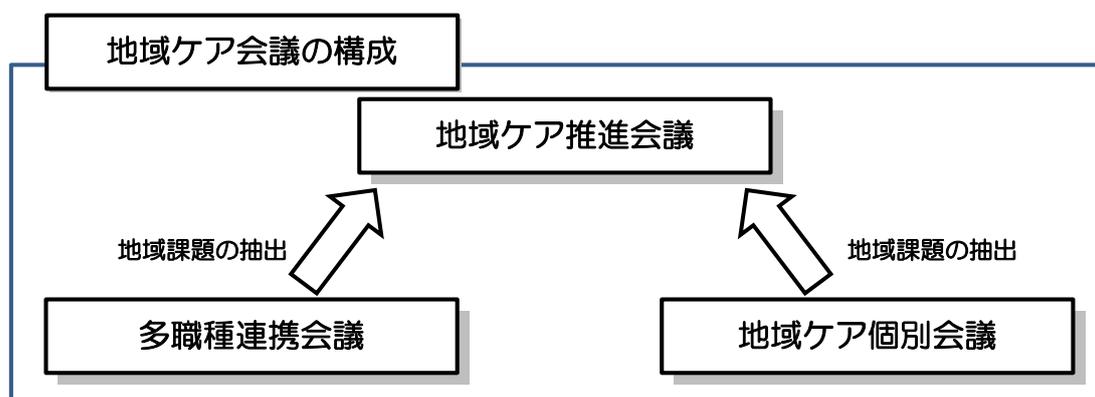
1 地域包括ケアシステムの深化と推進

(1) 地域包括ケアの推進体制の強化

[今後の方向性]

日常生活圏域を 3 つに分け、地域包括支援センターを中心に、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターなどの分野ごとの担当を配置して、地域の特性に合わせた地域包括ケアシステムを推進します。また、地域ケア会議（地域ケア個別会議、多職種連携会議、地域ケア推進会議）を実施する中で、個別事例を通して地域の課題を検討し、必要な施策を立案します。

事業名	内容	担当課
地域ケア推進会議の開催 【重点】	地域ケア個別会議や多職種連携会議で把握した内容から地域の課題を考え、施策の立案を行います。	長寿介護課
地域ケア個別会議の充実	地域包括支援センター、民生・児童委員等の関係機関や団体が連携を図り、介護予防や認知症施策等さまざまな施策に関する積極的な意見交換の場として、また、複合的な問題を抱える困難事例検討の場として地域ケア個別会議を積極的に活用します。	福祉課 長寿介護課
多職種連携会議の充実	保健師、理学療法士や介護福祉士の専門職が、自立支援・重症化予防の視点に基づいた事例検討を実施します。エビデンスに基づいた予後予測をし、自立支援を目指す適切な介護予防マネジメントを支援することにより、介護予防・日常生活支援総合事業等の円滑且つ適切な利用を促進します。	長寿介護課
ケアマネジャー活動の支援	ケアマネジャーのスキルアップや関係者間の連携を推進するため、地域包括支援センターが中心となり指導、助言を行うとともに、勉強会や研修等の開催を支援します。	長寿介護課



(2) 地域包括支援センターの機能強化

[今後の方向性]

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、地域包括ケアの中核的な機能を担う地域包括支援センターが、円滑にその事業を運営していく必要があります。また、市内に2つの地域包括支援センターの体制となり、地域とより密着した相談支援体制やサービス事業所等との連携を進めます。

地域包括支援センターの利用を促進するためには、認知度向上が不可欠であり、地域包括支援センターの周知を図ります。また、北部地域での地域包括支援センターの開設に向け検討していきます。

事業名	内容	担当課
地域包括支援センターの周知【重点】	高齢者の福祉・介護等の総合的な相談窓口としての役割を幅広い世代に周知します。パンフレットを作成するとともに、介護予防講座等の地域での活動の場で周知し、相談件数を増やします。	長寿介護課
地域包括支援センターの連携強化【重点】	地域包括支援センターと民生委員等の地域で活動する人との連携を強化することで支援の必要な人に繋がれるように努めます。また、普段から地域住民や関係団体、サービス事業者、在宅介護支援センター等との関係づくりに努め、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みを実施できるよう支援します。	長寿介護課

<「基本目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進」に関する数値目標>

	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
地域ケア推進会議の開催回数【新規】		2回	2回	2回
地域包括支援センターの新規相談支援件数	870件	930件	990件	1,050件
地域包括支援センターの役割について「すべて知らない」と思う人の割合(一般高齢者)	42.0%			30%
市民の幸福感5点以上の割合(一般高齢者)	91.0%			95%

2 健康・生きがづくり・介護予防の推進＜予防＞

(1) 健康づくりの推進

〔 今後の方向性 〕

健康教育や健診により生活習慣病の予防、早期発見を図ります。

また、高齢者に対する保健事業と介護予防事業との一体的な実施として、地域活動における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進します。

高齢者のフレイル※状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげ、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

また、市民が気軽に取り組むことができる事業を地域や地元企業、商店街等と連携しながら支援します。

事業名	内容	担当課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【重点】【新規】	医療・介護情報を活用して健康課題を抽出し、リスクがある人への個別指導、通いの場等での集団指導を行います。個別指導は低栄養防止の取組、集団指導はフレイル予防の取組から開始し、集団指導は各日常生活圏域で実施できるように努めます。	長寿介護課 国保医療課 健康増進課
社会で支える健康づくりの推進	行政だけでなく、地域、事業所、団体等が連携しながら市民の健康づくりを支援します。また、地域活動やボランティア活動などを通じて、市民が健康に関心を持ち、地域全体で健康づくりに取り組める環境整備に取り組めます。	健康増進課
生活習慣病予防の支援	健康教育等の機会を通じて、若年期から栄養や運動に関する適切な生活習慣を身につけられるよう周知・啓発を実施し、各年代における生活習慣病予防に取り組めます。	健康増進課
生活習慣病の早期発見・重症化予防	地域住民だけでなく、職域と連携しながら、健(検)診の受診勧奨を実施し、健(検)診による生活習慣病の早期発見を目指します。未受診者への受診勧奨を実施するとともに、受診しやすい環境づくりに取り組んでいきます。また、生活習慣の改善により糖尿病などの重症化予防が期待される市民に対して医療機関と連携した食事・運動等の保健指導を実施し、重症化予防、医療費削減を目指します。	国保医療課 健康増進課

※フレイル：要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスクな状態。

(2) 介護予防の推進

[今後の方向性]

全ての高齢者が通いの場に参加できる環境をつくります。また、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら専門職が地域の介護予防活動にも関わり高齢者の自立支援に資する取組を行います。

事業名	内容	担当課
まちかど運動教室の充実【重点】	歩いて通える身近な地域に、週1回通える運動の場を提供することで、筋力の維持・向上による介護予防、重症化予防を目指します。リハビリ専門職等が講師を務めることで運動教室の質を高めます。	長寿介護課
リハビリテーション専門職の派遣【新規】	ケアマネジャーからの依頼を受けてリハビリテーション専門職を派遣し、助言を行うことで質の高いケアプラン作成等を行います。	長寿介護課
シニア元気塾※の開催	口腔機能の維持・向上や栄養改善、運動機能の向上や認知症予防など、さまざまな分野から介護予防に関する講座、実技を行うことで要介護状態になることの予防を目指します。	長寿介護課
健康づくり事業の実施	老人福祉センターにおいて、ロコモ※予防体操や転倒予防教室など多様な健康づくり事業を実施することで介護予防や生きがいづくり、生活の質の向上を目指します。	長寿介護課

※シニア元気塾：口腔・栄養：運動の内容をセットにした介護予防教室。

※ロコモ：ロコモティブシンドロームの略語。ロコモティブシンドロームとは骨・関節・筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態。

(3) 高齢者の社会参加や交流の促進

[今後の方向性]

高齢者のニーズは多様化しているため、ニーズを的確に捉えながら、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実、レクリエーションの場の確保・充実に努めます。

また、地域でのふれあいや生きがいづくりなどを目的として気軽に参加できる場を支援します。

事業名	内容	担当課
高齢者サロンの活動支援【重点】	孤立感の解消、生きがいづくりのため、高齢者が地域で集える憩いの場を提供する団体等を支援します。運営費補助に加え、介護予防体操等を学ぶ場や他のサロンと交流できる機会の提供、担い手確保を図ることで活動の充実に努めます。	長寿介護課
高齢者施設の周知・啓発とサービスの充実	老人福祉センター・地域福祉センター・いきがいセンターでは、満60歳以上の人の健康の増進、教養の向上、レクリエーションの場を総合的に供与するため、会場の提供や娯楽を行う場を提供します。また、各施設において様々な魅力ある講座を開催し、利用者の増加に努めます。なお、今後社会全体がデジタル化に進むこと踏まえ、デジタル情報の活用を促進します。	長寿介護課
高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者が生きがいをもって活力ある生活を維持するため、一人ひとりが自主的に、継続的にスポーツをはじめ趣味、レクリエーション活動ができる体制をつくります。	国保医療課 生涯学習 スポーツ課
ボランティア・市民活動センター運営補助金の交付	ボランティア活動の支援・拡充等を行うボランティア・市民活動センターに対し、補助金を交付しボランティア活動等の充実に努めます。	協働推進課

(4) 高齢者組織の育成

[今後の方向性]

老人クラブ活動の運営費や高齢者の生きがいや健康づくり、知識や教養の向上につながる活動を支援します。

事業名	内容	担当課
老人クラブ活動支援	経済的な支援にとどまらず老人クラブ連合会との連携を密にし、スポーツ大会や芸能発表会、ボランティア活動、各種研修の開催等、高齢者の生きがいや健康づくり、知識や教養の向上につながる活動の支援を行います。またクラブの活動を広報やホームページ等で周知します。	長寿介護課

(5) 高齢者の就労支援

[今後の方向性]

高齢者が生きがいをもって社会参加できる場として、シルバー人材センターがあります。シルバー人材センターが行う会員組織活動の強化、受注の拡大、技能講習の充実等の活動を支援します。

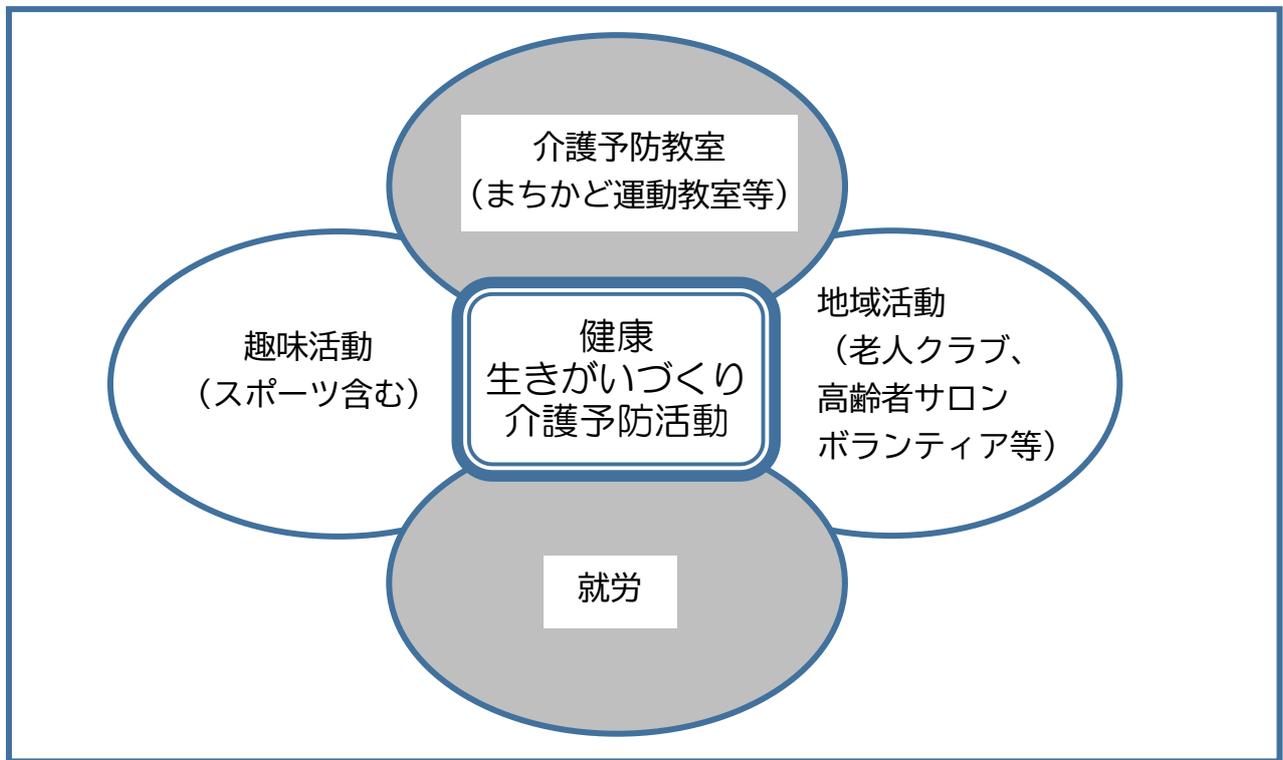
また、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、各団体と連携し就労を支援します。

事業名	内容	担当課
高齢者の就労支援	高齢者の雇用促進を図るため、ハローワークや商工会との連携を図ります。「シニアのためのお仕事説明会」を開催して高齢者と民間事業所とのマッチングを行います。	長寿介護課 経済課
シルバー人材センター支援	運営費の補助や、就労意欲のある高齢者にシルバー人材センターを紹介するなど、会員確保等を支援します。	長寿介護課

<「基本目標2 健康・生きがいづくり・介護予防の推進」に関する数値目標>

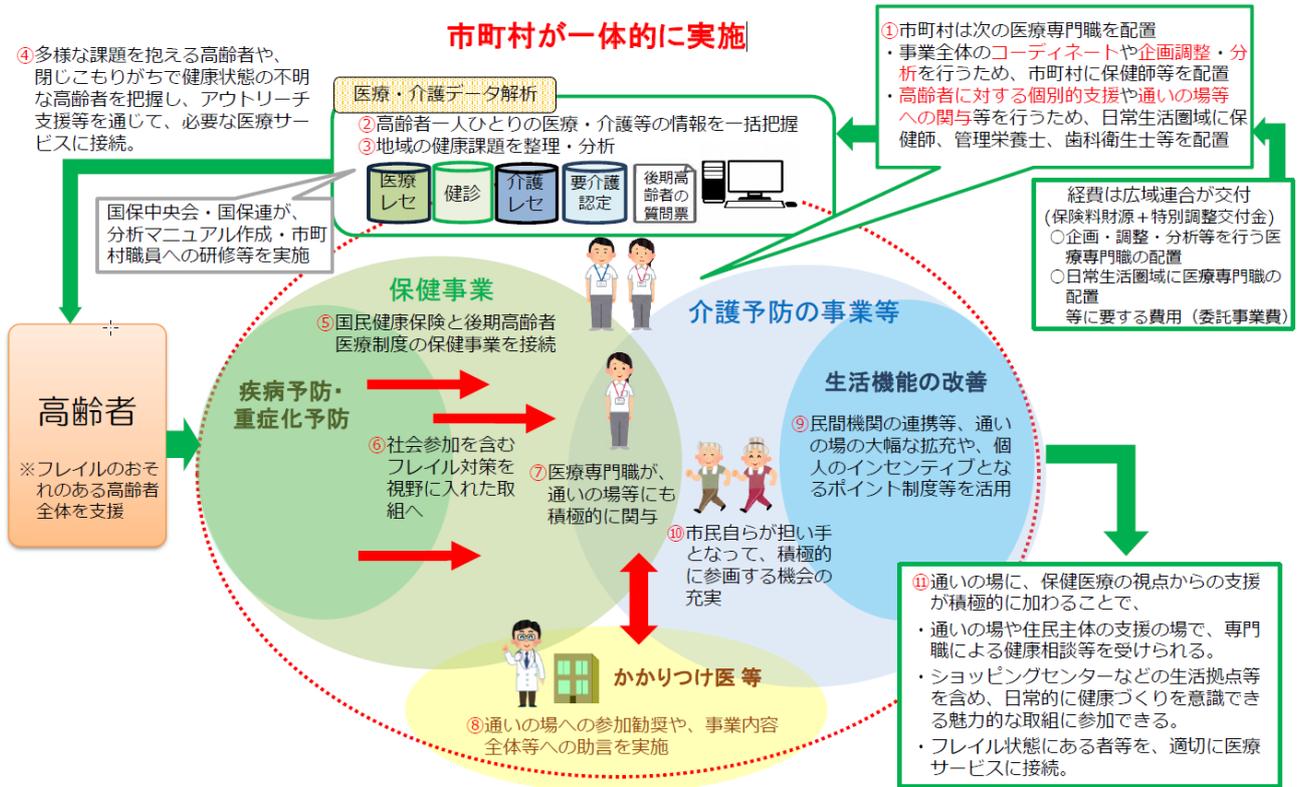
	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
保健事業と介護予防の一体的実施における 集団指導の実施箇所数【新規】		1	3	3
まちかど運動教室の開催場所数	14 か所	18 か所	20 か所	22 か所
高齢者サロンの設置数	26 か所	29 か所	31 か所	33 か所
収入のある仕事をしている人の割合 (一般高齢者)	25.6%			34%

「2 健康・生きがいづくり・介護予防の推進<予防>」の取組の関係性のイメージ



介護予防教室以外にも様々な活動が本人の介護予防に繋がっています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



[出典] 厚生労働省

まちかど運動教室の様子



3 認知症ケア・在宅医療の推進〈医療〉

(1) 認知症施策の推進

〔 今後の方向性 〕

国の認知症施策推進大綱を踏まえて、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指し、認知症への備え、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」と、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる「共生」に分けて施策を展開します。

相談窓口の周知・啓発や早期発見の取組を行います。認知症になっても地域で過ごすために、本人、家族を支援するとともに、地域の人に認知症について理解を深めてもらう等の支援体制の充実を図ります。

事業名	内容	担当課
認知機能簡易チェックの実施【新規】	軽度認知障害(MCI)の早期発見を行い、支援をすることで認知症の発症、リスクの軽減につなげます。	長寿介護課
本人発信支援【新規】	認知症ご本人の意見を把握し、認知症ご本人の視点を認知症施策の企画立案に反映します。	長寿介護課
オレンジメイト育成【新規】	認知症サポーター養成講座の修了者にステップアップ講座を行い、より一層認知症への理解を深め、認知症の人とその家族を支える活動に参加できるよう支援します。	長寿介護課
認知症サポーター養成講座の開催	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対して温かい見守り等を行う認知症サポーターの養成講座を開催します。	長寿介護課
認知症初期集中支援チームの支援	医師、医療職、介護職からなる構成チームが認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、早期対応を行います。	長寿介護課
ひまわりカフェの開催(認知症カフェ)	認知症の人とその家族、専門職、ボランティアや地域の人々が気軽に集える場としてカフェを開催し、様々な情報交換や交流によりそれぞれの心のケアにつながるよう支援します。	長寿介護課
認知症地域支援推進員の活動促進	認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護、生活支援サービス事業者との連携を図ります。また、認知症本人やその家族への相談支援を行うとともに、必要な施策の企画を行います。	長寿介護課
徘徊高齢者位置情報サービスの提供	徘徊の恐れがある高齢者を支える家族を対象に、徘徊高齢者の位置を特定できる装置を貸し出すことによって、事故を未然に防止し、介護を行う家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	長寿介護課
徘徊高齢者等見守りネットワークの提供(通称:いまだこねっと)	認知症の高齢者が行方不明になった際に、事前に登録された協力者のメールアドレスへ、メール配信システムを利用して検索依頼メールを発信し、検索協力を依頼することで、行方不明者の早期発見につなげます。また、鉄道等の事故に対応した損害保険の加入について支援します。	長寿介護課
認知症ケアパスによる周知・啓発	認知症の人を支えていく仕組みを整理した、相談窓口の一覧、症状、生活機能障害の進行にあわせたサービスの一覧になっており、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう周知・啓発に取り組めます。	長寿介護課

事業名	内容	担当課
民間事業所等との連携	「知立市高齢者等を支える地域づくり協定」を締結した事業所等に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、認知症への理解を深めてもらうとともに、市民向けの周知・啓発等で連携を行います。	長寿介護課

(2) 在宅医療の推進

[今後の方向性]

市民向けに、かかりつけ医をもつ重要性や相談窓口の周知・啓発を行います。

また、関係者向けには、在宅医療の推進について、医療関係者とのネットワーク構築を目指します。

事業名	内容	担当課
ACP※・看取りに関する情報提供【新規】	自分の気持ちを話せなくなった「もしものとき」に、家族などが医療やケアについて話し合いをする助けとなるよう、大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、信頼する人たちと話し合うことを支援します。	長寿介護課
かかりつけ医を持つこと・在宅医療の周知・啓発	かかりつけ医を持つことの重要性や在宅医療に関する情報について、周知・啓発していきます。また、人生の最終段階における医療について周知していきます。生活の質の向上、在宅生活のサポートに向け、在宅医療の相談窓口等の周知・啓発に取り組みます。	長寿介護課 国保医療課 健康増進課

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：将来的な意思決定能力の低下に備え、患者や家族が、医療従事者とあらかじめ治療や療養について話し合うプロセス。

(3) 医療・介護の連携の推進

[今後の方向性]

切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる取組として、在宅生活を円滑に継続できるように入退院時、在宅療養時、緊急時、看取り時の4つの場面に分け、関係者間の連絡方法等を検討し、在宅医療と介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築を目指します。

事業名	内容	担当課
連携体制の構築	必要な情報収集を行い、在宅医療介護連携推進協議会において、課題と施策を検討します。入退院時の病院とケアマネジャーの連携の仕組みを中心に、場面ごとに関係する職種での連携体制を検討します。	長寿介護課
相談窓口の設置	地域の医療・介護関係者や市民からの相談に応じる在宅医療・介護連携支援センターを設置し、必要な情報提供や助言を行います。	長寿介護課
情報共有の支援	医療・介護関係者間の情報の共有を支援するため、情報共有ツール(えん joy ネット知立)を活用し、情報共有を支援します。	長寿介護課
研修の実施	医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行います。	長寿介護課

＜「基本目標3 在宅医療・認知症ケアの推進」に関する数値目標＞

	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
オレンジメイト育成講座受講者累計数	28人	38人	48人	58人
認知症サポーター養成講座受講者累計数	8,200人	8,700人	9,200人	9,700人
いまだこねっとサポーター登録者累計数	470人	500人	550人	600人
認知症の相談窓口を知っている人の割合 (一般高齢者)	26.3%			33%
地域包括支援センターの認知症に関する相談 件数	190件	200件	230件	260件
かかりつけ医をもっている人の割合 (一般高齢者)	71.7%			80%
えん joy ネット知立 新規登録患者数	33人	40人	40人	40人

認知症施策の取り組みの位置づけ

対象者	施策の方向性と取組
認知機能の低下のない人	<p>日常からの健康づくり 地域の通いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちかど運動教室 ・高齢者サロン
認知機能の低下のある人 (軽度認知障害※含む)	<p>認知症のリスクがある人に 早期に関わる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見(認知機能簡易チェック) ・相談窓口(医療機関、地域包括支援センター)
認知症の人	<p>認知症になっても地域で暮らせる環境づくり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>本人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人発信 ・医療・介護サービスの充実 ・徘徊高齢者見守りネットワーク ・ひまわりカフェ(認知症カフェ) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>地域の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポート医等 認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員 地域包括支援センター 認知症サポーター(理解者) オレンジメイト(ボランティア) </div> </div>

※軽度認知障害：記憶力に障がいがあるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障がいが見られず、日常生活への影響はないかあっても軽度のもの。MCI (Mild Cognitive Impairment) という。[出典]厚生労働省ホームページを加工して作成

在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）



[出典] 厚生労働省

4 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

(1) 生活支援サービスの推進

[今後の方向性]

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加によって、高齢者の生活支援が今後の大きな課題となります。そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図ります。

また、NPOや民間企業、住民ボランティア等の多様な主体による生活支援の推進とその担い手の確保に努めます。

助け合い・支え合いの仕組みづくりの調整役である生活支援コーディネーターを配置しており、今後も地域資源及びニーズと課題の把握、地域のネットワーク化等に取り組みます。

事業名	内容	担当課
生活支援 コーディネーター の活動促進 【重点】	日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、通いの場や生活支援サービスなどの地域資源の把握、見える化に取り組みます。また、住民のニーズや地域課題を捉え、ニーズとサービスのマッチング、新たなサービスの開発に取り組みます。生活支援コーディネーターが把握した地域資源の情報を支援の必要な人や地域包括支援センター等に情報提供することでマッチングに繋がります。	長寿介護課
移動支援	地域で必要な移動手段を確保するため、地域の公共交通関係者との連携や移送ボランティアの活動を支援します。	長寿介護課
生活支援体制 協議会の設置	行政や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが中心となって、NPO や地縁団体、民間企業と連携を図りながら地域課題の把握や新たなサービス開発等に取り組む協議会を設置し、地域における重層的な生活支援ネットワークの構築を目指します。また、各小学校区に市民が集まって地域の情報共有や課題を考える場(協議体)を設置します。	長寿介護課

(2) 高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実

[今後の方向性]

一人暮らしや寝たきり等の高齢者が安心して在宅で暮らせるように、食事の配達や外出の支援、寝具の衛生状態の確保等、福祉サービスの充実を図ります。

事業名	内容	担当課
宅配給食サービスの提供	調理困難な一人暮らし高齢者等に、食の自立と安否確認の観点から心身の状態等の調査(アセスメント)を行ったうえで、昼食又は夕食を配食します。	長寿介護課
外出支援サービスの提供	一般の交通機関(タクシーを含む)を利用することが困難な要介護高齢者が自宅から医療機関への通院等にリフト付き等の介護タクシーを利用した場合の費用を助成します。また、75歳以上の高齢者についてはミニバスの乗車を無料とし、外出を支援します。	長寿介護課
寝具洗濯乾燥サービスの提供	一人暮らしの高齢者や要介護高齢者等が自立と生活の質を確保し、快適な生活をおくれるよう寝具の洗濯乾燥サービスを提供します。	長寿介護課
緊急通報装置設置サービスの提供	一人暮らしの高齢者等が高齢者の緊急時における連絡調整を容易にするために、一人暮らし高齢者等が病気等で緊急に連絡をしたいときに、ボタンを押すと、民間の事業者コールセンターを経由して、消防署及び予め登録してある親族等に通報される装置・ペンダントを貸し出します。	長寿介護課

(3) 地域における支え合いの推進

[今後の方向性]

地域の福祉を担う民生・児童委員が一人暮らし、高齢者のみ世帯の生活実態の調査を行い、地域包括支援センターと連携を図り、見守りが必要な高齢者への適切な支援につなげます。また、地域の支え合い活動を支援します。

事業名	内容	担当課
【再掲】生活支援コーディネーターの活動促進 【重点】	日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、通いの場や生活支援サービスなどの地域資源の把握、見える化に取り組みます。また、住民のニーズや地域課題を捉え、ニーズとサービスのマッチング、新たなサービスの開発に取り組みます。生活支援コーディネーターが把握した地域資源の情報を支援の必要な人や地域包括支援センター等に情報提供することでマッチングに繋がります。	長寿介護課
高齢者生活実態調査	民生・児童委員は、地域福祉活動の中心的な担い手として、地域の実情を把握し、相談や生活支援等の活動をしています。その一つとして、一人暮らし高齢者等の生活状況の把握を行い、支援が必要な高齢者の見守り活動を行います。	福祉課 長寿介護課
民間事業所との連携	「知立市高齢者等を支える地域づくり協定」を締結した事業所に、できる範囲の見守りを実施してもらいます。また、高齢者の生活支援を行っている事業所の情報を把握し、支援が必要な人につなげます。	長寿介護課
地域の担い手づくりの支援	住民主体のボランティアが提供する生活支援サービス等を支援します。	長寿介護課

(4) 家族介護者支援の推進

[今後の方向性]

在宅で高齢者を支える家族等の介護者のため、介護方法や介護予防等について説明する教室を開催し、介護者の不安を解消し、負担の軽減を図ります。

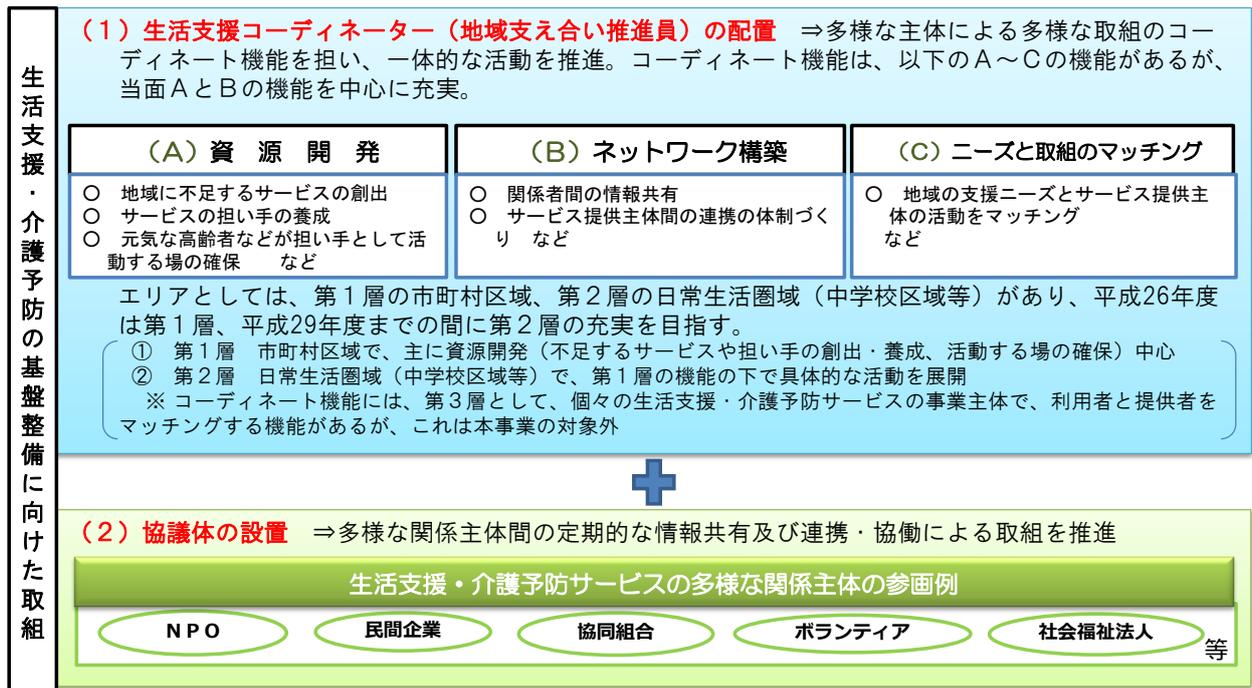
事業名	内容	担当課
家族介護教室の開催	介護を行っている家族や高齢者等を対象に、介護方法や介護予防など様々なことについて、わかりやすく説明する教室を開催します。	長寿介護課
【再掲】ひまわりカフェの開催 (認知症カフェ)	認知症の人とその家族、専門職、ボランティアや地域の人々が気軽に集える場としてカフェを開催し、様々な情報交換や交流によりそれぞれの心のケアにつながるよう支援します。	長寿介護課
介護人手当の支給	在宅のねたきり又は認知症の高齢者を介護している人に労をねぎらい、負担軽減を図るため手当を支給します。	長寿介護課

< 「基本目標4 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり」に関する数値目標 >

	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
生活支援コーディネーターが情報提供した数	5 件	50 件	75 件	100 件
生活支援コーディネーターを知っている人の割合 (一般高齢者)	14.1%			20%
家族介護教室の参加者数	73 人(※)	80 人	90 人	100 人

※令和元年度の数値。令和2年度はコロナウイルスの感染防止のため中止。

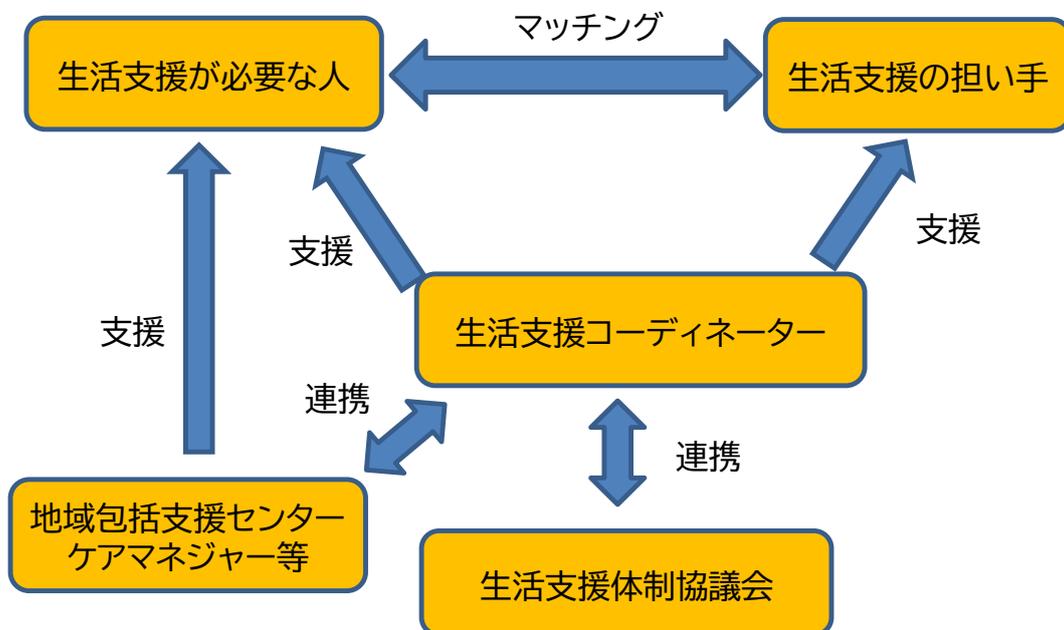
生活支援コーディネーター・協議体の役割



※1 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

出典：厚生労働省

○生活支援の取組のイメージ



5 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり<住まい・社会環境>

(1) 安心・安全な住環境の整備

[今後の方向性]

住宅に困窮する高齢者や日常生活に不安を抱える高齢者のため、高齢者等に配慮した市営住宅等の整備を目指します。

また、市と事業所が連携して高齢者等の見守りを行う「知立市高齢者等を支える地域づくり事業協定」を結んでいます。今後も事業所等の連携を進め、関係作りを強化します。

事業名	内容	担当課
高齢者向け市営住宅の整備	住宅に困窮する高齢者の受け皿として、高齢者等に配慮した市営住宅等の整備を目指します。	建築課
UR医療福祉拠点化取組支援	少子高齢化への対応、国策である地域包括ケアシステムの構築に資するため、UR 賃貸住宅(団地)の地域医療福祉拠点化の取組を推進します。	福祉課 長寿介護課
住宅改善費補助金の交付	高齢者及び介護者の負担を軽減するため、介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が一定の額を超える場合に超えた一部の金額分について補助金を交付します。	長寿介護課
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備	<p>有料老人ホームは、「介護付有料老人ホーム」と「住宅型有料老人ホーム」があります。「介護付有料老人ホーム」は、介護サービス事業者が介護保険の居宅サービスである特定施設入居者生活介護の適用を受け、介護保険サービスを提供します。「住宅型有料老人ホーム」は、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、外部の介護サービス事業者と契約してサービスの提供を受けます。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅は、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の賃貸住宅です。サービスは、必要に応じて入居者自身が併設の事業所や外部のサービス事業者と契約して、介護保険の居宅サービスの提供を受けることができます。</p> <p>介護付有料老人ホームは、市内に 1 か所、30 床、住宅型有料老人ホームは、市内に 3 か所、100 床が設置されています(令和 2 年 11 月 1 日現在)。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅は、市内に 2 か所、66 床が設置されています(令和 2 年 11 月 1 日現在)。</p> <p>県と連携し、設置状況等の必要な情報を把握すると共に、住宅の質の確保を図ります。</p>	長寿介護課
【再掲】緊急通報装置設置サービスの提供	一人暮らしの高齢者等が緊急時における連絡調整を容易にするために、病気等で緊急に連絡をしたいときに、ボタンを押すと、コールセンターを経由して、予め登録してある親族等に通報される装置・ペンダントを貸し出します。	長寿介護課
【再掲】民間事業所との連携	「知立市高齢者等を支える地域づくり協定」を締結した事業所に、できる範囲の見守りを実施してもらいます。また、高齢者の生活支援を行っている事業所の情報を把握し、支援が必要な人につなげます。	長寿介護課

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

[今後の方向性]

知立市ユニバーサルデザイン推進計画、人にやさしい街づくり推進計画 2010 に基づき、公共施設のバリアフリー化の推進や普及啓発等を図ります。

事業名	内容	担当課
公共施設等の整備	今後整備する市の施設については、設計の段階からユニバーサルデザインに配慮して整備を進めます。	建築課
公共交通環境の整備	誰もが安全、円滑に移動できる公共交通環境の整備を目指します。	まちづくり課
歩きやすい道路整備	だれもが安心して通行できる歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善、交差点改良等、道路交通安全施設の改善整備を図り、快適な歩行空間を形成します。	土木課

(3) 災害・感染症・犯罪対策の推進

[今後の方向性]

近年の災害発生や感染症発生を受け、介護保険事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発を進めます。また、特殊詐欺等高齢者を対象とした犯罪防止の啓発を行います。

事業名	内容	担当課
感染症対策	新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症対策情報を周知、情報共有し、予防面の強化を支援します。また、介護事業所における感染症拡大時に必要な体制構築を支援し、各種予防接種に対して費用助成や接種勧奨を行います。	長寿介護課 健康増進課
要配慮者※(避難行動要支援者※)支援の推進	町内や関係団体と連携し、災害時の情報伝達や避難支援の体制づくりを整備します。また、避難行動要支援者に配慮した防災訓練が実施できるように支援します。	安心安全課 福祉課 長寿介護課
災害対策	家具転倒防止器具取付事業の推進と周知を行います。 地震・台風などの災害発生時のために、介護事業所等に必要な情報などを提供します。 旧基準木造住宅等を所有する高齢者に対し、住宅耐震改修費補助、耐震シェルター設置補助等を継続して行います。また、これらの事業を推進するため更なる周知啓発に努めます。	安心安全課 長寿介護課 建築課
犯罪被害・消費者被害防止の体制の充実	高齢者を狙った振り込め詐欺や架空請求などの被害が多様化、複雑化する中で、トラブル事例の情報提供や消費生活センターの周知・啓発など、市民の安心・安全の確保に取り組みます。	安心安全課 経済課

※要配慮者：高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方。

※避難行動要支援者：災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要とする人。

(4) 高齢者の権利擁護・虐待防止

[今後の方向性]

判断力の不十分な認知症の人の権利侵害防止や、高齢者虐待に対する相談体制の充実など、地域包括支援センター等の関係機関と連携した虐待防止の取り組みや権利擁護事業の継続・充実、成年後見制度の利用促進を図ります。

事業名	内容	担当課
成年後見制度 利用支援	認知症や知的・精神障害等により、判断能力が不十分な方やその親族等が、安心して暮らすことができるように、成年後見制度を利用するための支援を行います。また、身寄りのない高齢者等で、成年後見の申立てを行う者がいないか、親族がいても申立てを期待できない高齢者等には、市長が申立てを行います。この場合に、本人の所得状況を勘案して、申立て費用や成年後見人等の報酬について、その全部又は一部を助成します。	福祉課 長寿介護課
高齢者虐待への 対応	虐待を受けた高齢者に対し、高齢者の親族や関係機関と迅速に連携し、適切な保護及び養護者に対する支援を行います。	長寿介護課

<「基本目標5 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり」に関する数値目標>

	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
知立市高齢者等を支える地域づくり事業協定数	55 事業所	58 事業所	63 事業所	68 事業所

6 介護サービスの充実〈介護〉

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

〔 今後の方向性 〕

要支援者、生活機能の低下がみられる方に対して、自立支援・介護予防といった視点を重要視しながら、通所型や訪問型サービスなどの多様なサービス創出と活動支援に取り組めます。また、リハビリテーション専門職等の指導を受ける通所型サービスCを実施し、利用終了後に通いの場につなげます。

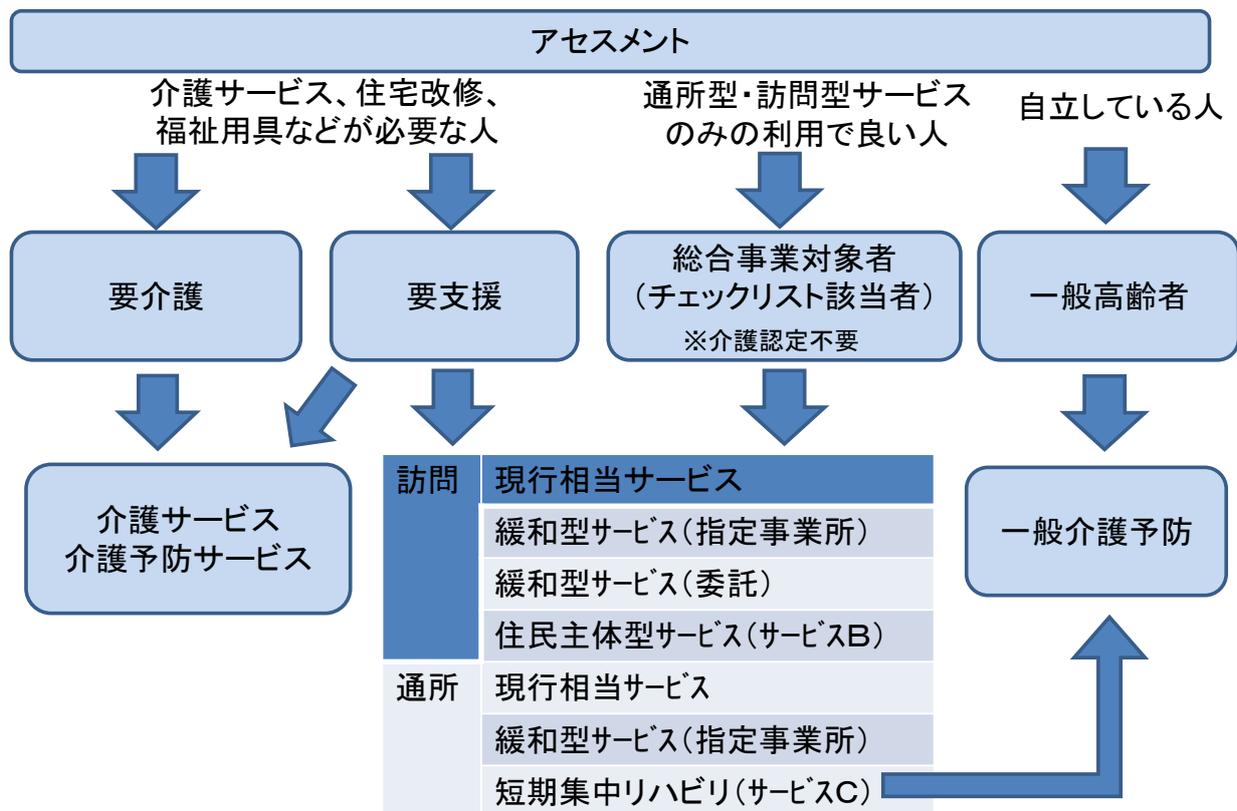
総合事業対象者が要介護認定を受けた場合に、引き続き総合事業サービスを継続できるような総合事業対象者の弾力化を検討します。

事業名	内容	担当課
通所型サービスC (短期集中リハビリ) の実施【重点】	療法士が中心となり運動実践指導等をもとに活動性を高めるプログラムを実施します。専門職が健康管理や日常生活動作の評価、生活環境を精査した上で行動範囲の拡大を目指します。	長寿介護課
【再掲】リハビリ 専門職訪問支援 【新規】	ケアマネジャーからの依頼を受けてリハビリ専門職を派遣し、助言を行うことで質の高いケアプラン作成等を行います。	長寿介護課
訪問型サービスA の実施	訪問型現行相当サービスの人員や設備の基準を緩和したサービスで、ホームヘルパーや一定研修を受けた従事者、シルバー会員が自宅を訪問し、掃除やゴミ出し等の生活援助を行います。	長寿介護課
通所型サービスA の実施	通所型現行相当サービスの人員や設備の基準を緩和したサービスで、生活機能を向上させるための体操や筋力トレーニング、食事、趣味などを通じた高齢者の集いの場を提供します。	長寿介護課
訪問型現行相当 サービスの提供	利用者が自立した生活が出来るよう、ホームヘルパーによる入浴や食事などの支援を行います。	長寿介護課
通所型現行相当 サービスの提供	デイサービスセンターで食事、入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的なサービスを提供します。	長寿介護課
【再掲】地域の 担い手づくりの支援	住民主体のボランティアが提供する生活支援サービス等を支援します。	長寿介護課

〈「基本目標6(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進」に関する数値目標〉

	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
通所型サービスCを終了した人の1年後の悪化率	12.5%	6.7%	6.7%	6.7%

○知立市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの主な流れ



(2) 介護サービスの質の向上

[今後の方向性]

介護保険サービスを適切に運営するとともに、本計画の進捗管理を行うため、介護保険等審議会を設置・運営します。

また、介護相談員派遣事業を行い介護保険サービス事業者の質の向上に取り組んでいきます。

事業名	内容	担当課
【再掲】オレンジ メイト育成 【新規】	認知症サポーター養成講座の修了者にステップアップ講座を行い、より一層認知症への理解を深め、認知症の人とその家族を支える活動に参加していただけるよう支援します。	長寿介護課
介護保険等 審議会の開催	計画の進捗状況の確認、地域密着型サービス等の指定等に関する審議、地域包括支援センターの設置運営に関する事項の審議等を行います。	長寿介護課
介護相談員の 派遣	介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を訪問し、利用者の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行い、介護保険サービスの質的な向上を図ります。	長寿介護課
生活支援 サポーター養成 講座の開催	総合事業の訪問型・通所型サービス等の生活援助サービスに従事する人材を確保するための講座を行います。	長寿介護課
介護人材の 確保	ホームページや広報を通じて介護サービスの仕事内容や魅力を伝えるとともに有資格者に協力を呼びかけ、人材確保につなげていきます。また、介護職員向けの研修や一般市民向けの研修など、有効な情報を周知します。	長寿介護課
ICT の活用	介護人材の不足を少しでも補うためにICTが活用できるよう、国の補助金等の情報を介護事業者提供します。	長寿介護課

(3) 情報提供・相談体制の充実

[今後の方向性]

地域包括支援センターを中心として、介護に関する身近な相談窓口の強化や援助を図る体制の充実、パンフレット等を作成し制度のわかりやすい周知を進めます。

また、一般市民にも各種行事や出前講座などの機会を積極的に使い、わかりやすい情報提供を行い、事業所向けには介護保険事業者連絡調整会議を行います。

相談・苦情等の対応にあたっては、個人情報を守りながら、市、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等が相互に連携を図り、迅速・的確に対応します。

障がい者が65歳到達により障害福祉サービス等事業所の利用ができないという問題が発生していましたが、共生型サービス創設により65歳到達後も継続してサービスの利用が可能となりました。今後も共生型サービスの周知を行います。

事業名	内容	担当課
介護保険事業者連絡調整会議の開催	介護保険サービス事業者を対象に連絡調整会議を開催し、制度改正等の説明などの情報提供を行います。また、交流の場をもうけます。	長寿介護課
共生型サービスの周知	ホームページをはじめとする様々な媒体を利用し、サービスの周知を図ります。	福祉課 長寿介護課

(4) 低所得者対策の推進

[今後の方向性]

低所得者の負担を軽減するために、保険料多段階設定、公費負担による保険料の軽減や、利用者負担軽減サービスなどにより軽減を実施します。

事業名	内容	担当課
介護保険利用者負担軽減	低所得者に対して在宅介護サービス利用時の費用負担の軽減を行います。	長寿介護課
保険料減免	所得段階が1～2段階の人に申請書を送付し、該当される方の保険料の4分の1を減免します。	長寿介護課

(5) 介護給付の適正化

[今後の方向性]

介護保険サービス事業者に対する指導・監査、並びに地域密着型サービス事業者に対する指導等を定期的に行い、サービスの質を高めます。また、サービスの質の確保、サービス従事者のスキルアップに向け、事業者が自主的に研修機会を設けてレベルアップを図るように働きかけます。

また、制度の持続可能性を確保していくため、自立支援を念頭に置いた適正なサービス利用についてケアプラン点検を実施するなど、介護給付費の適正化を推進します。

事業名	内容	担当課
ケアプラン点検 【重点】	事業所への実地指導にあわせてケアプラン点検を行い、適切な介護サービス計画が作成されているか確認します。	長寿介護課
要介護認定の 適正化	要介護認定に係る認定調査の内容について職員による点検等を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。	長寿介護課
住宅改修等の 点検	住宅改修、福祉用具購入・貸与が適正に行われるよう、必要に応じて事前点検を行います。	長寿介護課
医療情報との 突合・縦覧点検	国保連合会から提供される帳票を活用し、医療担当課と連携を図ります。	長寿介護課
介護給付費 通知	介護給付の適正化のためサービス内容の分かる介護給付費通知を年度内に4回送付します。	長寿介護課
実地指導・監査	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため市単独又は国及び県と合同で指導、監査を行います。	長寿介護課

< 「基本目標6 (5) 介護給付の適正化」に関する数値目標 >

	令和2年 (見込)	令和3年	令和4年	令和5年
ケアプラン点検の実施件数	20件	24件	28件	32件

(6) 介護離職の防止

[今後の方向性]

在宅介護サービス、施設介護サービスの充実を図るとともに、介護に関する情報提供や相談体制を強化し、介護離職「ゼロ」を目指します。

事業名	内容	担当課
介護保険制度・ 介護休業制度の 周知・啓発	介護と仕事の両立を希望するご家族の不安や悩みに応えるために介護保険制度や介護休業制度の内容や手続について広報やホームページを通し周知します。	長寿介護課 経済課

(7) 介護保険サービスの供給体制整備

[今後の方向性]

① 居宅介護サービスの充実

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活ができるように在宅で受けられるサービスの充実・強化に重点をおいて取り組めます。

また、サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護・要支援認定者の増加に対応したサービス供給体制の整備を進めていきます。

事業名	内容
訪問介護(ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護(身体介護)や、調理・洗濯・掃除等の家事(生活援助)、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活の世話をを行います。第7期では減少傾向でしたが、訪問系サービスの中でも最も利用の多いサービスで、今後も在宅介護を希望する人も増加する中で、要介護者の在宅での生活を支える重要なサービスであり、サービス提供量の着実な確保と一層の質の向上に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	221	217	221	224	234	244	250	307

事業名	内容
訪問入浴介護／ 介護予防 訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を用いた入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、生活機能の維持向上を目指します。利用はあまり多くありませんが、家族介護者の負担を軽減し、重度の介護者が可能な限り自宅で生活できるようサービスの利用促進を図ります。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	0	1	1	1	1	1	1	1
介護給付	人	24	23	27	25	26	27	27	35

事業名	内容
訪問看護／ 介護予防 訪問看護	主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや診療所等から保健師や看護師が家庭を訪問し、病状の観察や床ずれの手当など心身機能の維持回復のために療養生活の支援を行います。近年利用が大きく増加しており、今後も在宅医療の充実が求められる中で訪問看護の安定したサービスの量及び質を維持することに努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7 年度	令和22 年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	19	24	26	27	28	30	31	37
介護給付	人	105	113	116	117	121	128	134	165

事業名	内容
訪問リハビリ テーション／ 介護予防訪問 リハビリテーション	理学療法士※や作業療法士※等が利用者の自宅を訪問して、主治医の指導に基づき、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。日常生活の自立を助けるために必要な安定したサービスを提供するために、サービス提供量の着実な確保とサービスの質の向上に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7 年度	令和22 年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	7	5	5	6	6	6	6	8
介護給付	人	29	25	24	24	25	26	27	33

事業名	内容
居宅療養管理指導 ／介護予防 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、生活上の助言、服薬、口腔ケアの指導を行います。在宅医療の充実が求められる中で、今後も増加が見込まれるサービスです。今後も引き続きサービス提供量の着実な確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7 年度	令和22 年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	15	23	28	29	30	31	33	39
介護給付	人	179	191	211	226	238	252	256	316

※理学療法：ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び障がいの悪化の防止を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーション。

※作業療法：人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

事業名	内容
通所介護 (デイサービス)	利用者がデイサービスセンターへ通所し(または送迎を行い)、入浴や食事等の日常生活上の世話や健康状態の確認、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを受けます。利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。通所介護は全ての在宅サービスの中で最も利用者が多く、今後も利用者の増加が見込まれることから、これに対応したサービスの量及び質の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	420	410	394	408	424	438	457	561

事業名	内容
通所リハビリテーション/ 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し(または送迎を行い)、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。通所系サービスの中で通所介護について利用者の多いサービスであり、引き続きサービス提供量の着実な確保とサービスの質の向上に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	53	60	79	86	91	93	98	116
介護給付	人	114	124	128	130	133	139	147	183

事業名	内容
短期入所生活介護/ 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	利用者は特別養護老人ホームなどへ短期入所し、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けます。利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。通所系サービスの中で通所介護、通所リハビリテーションについて利用の多いサービスであり、引き続きサービス提供量の着実な確保とサービスの質の向上に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	8	10	6	7	7	7	7	9
介護給付	人	133	137	114	120	125	131	137	170

事業名	内容
短期入所療養介護 ／介護予防 短期入所療養介護 (ショートステイ)	利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活上の世話などのサービスを受けます。利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。サービスの利用者は短期入所生活介護に比べて少なくなっていますが、引き続き利用者のニーズに応じたサービスの提供を行います。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	0	1	1	1	1	1	1	
介護給付	人	11	10	11	12	12	12	13	

事業名	内容
特定施設入居者生活介護 ／介護予防特定施設入居者生活介護	介護付きの有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。有料老人ホームの増加等に伴い、予防給付について、利用者が増加しているサービスであり、これに対応したサービスの提供を行います。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	9	16	18	19	20	21	26	
介護給付	人	52	51	50	51	52	53	70	

事業名	内容
福祉用具貸与 ／介護予防 福祉用具貸与	心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者へ、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。自立支援に必要なサービスであり、適切なケアマネジメントによる適切な利用を促進していきます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	216	224	231	238	248	258	319	
介護給付	人	504	509	540	562	590	620	807	

事業名	内容
特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴・排泄などに供する福祉用具等の購入費を負担割合に応じて支給することで、日常生活上の便宜や機能訓練に資するとともに介護者の負担軽減を図ります。福祉用具貸与とともに、自立支援に必要なサービスであり、適切なケアマネジメントによる適正な利用を促進していきます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	3	2	3	3	3	3	3	
介護給付	人	8	7	10	10	10	10	14	

事業名	内容
住宅改修／介護予防住宅改修	心身の状況や住宅の状況から必要と認められた利用者に、住宅の手すりの取り付け等の一定の住宅改修について支給限度額に負担割合を乗じた額を上限として支給します。在宅での生活を続ける上で非常に重要なサービスであり、今後もニーズに応じたサービスの提供を行います。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	4	4	5	5	5	5	7	
介護給付	人	6	7	10	10	10	10	13	

事業名	内容
居宅介護支援／介護予防居宅介護支援	介護サービス・介護予防サービスの適切な利用ができるよう、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行い、介護施設入所が必要な場合には施設への紹介等を行います。平成30年4月から指定等の権限が県から市に移譲されたこともあり、給付適正化事業により、ケアプランのチェック体制を充実する等、利用者のニーズに応じた適切なケアプランの作成を支援していきます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	260	272	279	295	308	318	394	
介護給付	人	779	776	802	818	856	904	1,139	

② 地域密着型サービスの充実

可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活を目指す地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして地域密着型サービスを位置づけ、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていきます。高齢化の進行により、認知症高齢者も今後さらに増えることが予想されることから、住民ニーズを捉え、適正な基盤整備を図っていきます。

事業名	内容
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。令和3年度には1事業所が開設予定です。今後もニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	0	0	0	10	17	25	27	32

事業名	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。平成28年11月に1事業所が開設しました。地域包括ケアシステムの構築に必要な不可欠なサービスであり、サービス提供量の着実な確保とサービス確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	30	34	38	40	42	44	47	58

事業名	内容
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。現在、市内に1事業所が開設しています。ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	1	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	人	13	11	12	13	13	13	15	18

事業名	内容
認知症対応型 共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者を対象に少人数で共同生活を行う施設において、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。現在、市内に3事業所が開設していますが、今後、認知症高齢者の増加が見込まれる為、ニーズに応じたサービス提供量を把握し、体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
予防給付	人	0	0	0	0	0	0	0	
介護給付	人	45	44	45	45	45	45	49	61

事業名	内容
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	介護の必要な高齢者を対象に住み慣れた地域の地域密着型特定施設において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。市内には、このサービスを利用できる有料老人ホーム等はありませんが、ニーズの動向によりサービス確保の検討を行います。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	0	0	0	0	0	0	0	

事業名	内容
地域密着型介護 老人福祉施設 入居者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。市内には、1事業所が開設していますが、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	29	29	29	29	29	29	34	41

事業名	内容
認知症対応型 通所介護	介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い入浴や食事等の日常生活上の世話や、相談、機能訓練、レクリエーションなどを行います。市内には、現在事業所はありませんが、ニーズの動向によりサービス確保の検討を行います。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7 年度	令和22 年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	0	0	0	0	0	0	0	

事業名	内容
地域密着型 通所介護	小規模な通所介護事業所については、少人数で地域に根差したサービスであるため、介護保険法の改正に伴い平成28年4月より市町村が指定・監督を行う地域密着型サービスに位置づけられました。市内には、2事業所が開設されていますが、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7 年度	令和22 年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	66	62	57	60	62	64	83	

事業名	内容
看護小規模 多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供します。市内には事業所はありませんが、在宅介護を支えるサービスとなりますので、ニーズの動向によりサービス確保の検討を行います。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7 年度	令和22 年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	0	0	0	0	0	0	0	

③ 介護保険施設サービスの充実

介護保険料への影響も考慮しつつ、必要な体制づくりを進めていきます。団塊の世代が全て75歳を迎える令和7年（2025年）に向けて計画的な施設整備を目指します。

事業名	内容
介護老人福祉施設	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排泄、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。平成27年度からは新たに入所する人は、原則要介護3以上（特例入所除く）に限定されました。平成29年3月に1事業所が新たに開設しました。待機者の傾向を踏まえながら、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	163	176	177	185	190	195	213	264

事業名	内容
介護老人保健施設	「要介護」の認定を受けた方で、病状安定期にあり入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。今後もニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	140	125	131	137	143	149	149	184

事業名	内容
介護療養型医療施設・介護医療院	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分（介護療養病床）に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練などの必要な医療を行います。介護療養病床については経過措置期間が令和6年3月末まで延長されました。また、平成30年4月より介護医療院が創設されました。

（介護療養型医療施設）

<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	1	0	0	0	0	0		

（介護医療院）

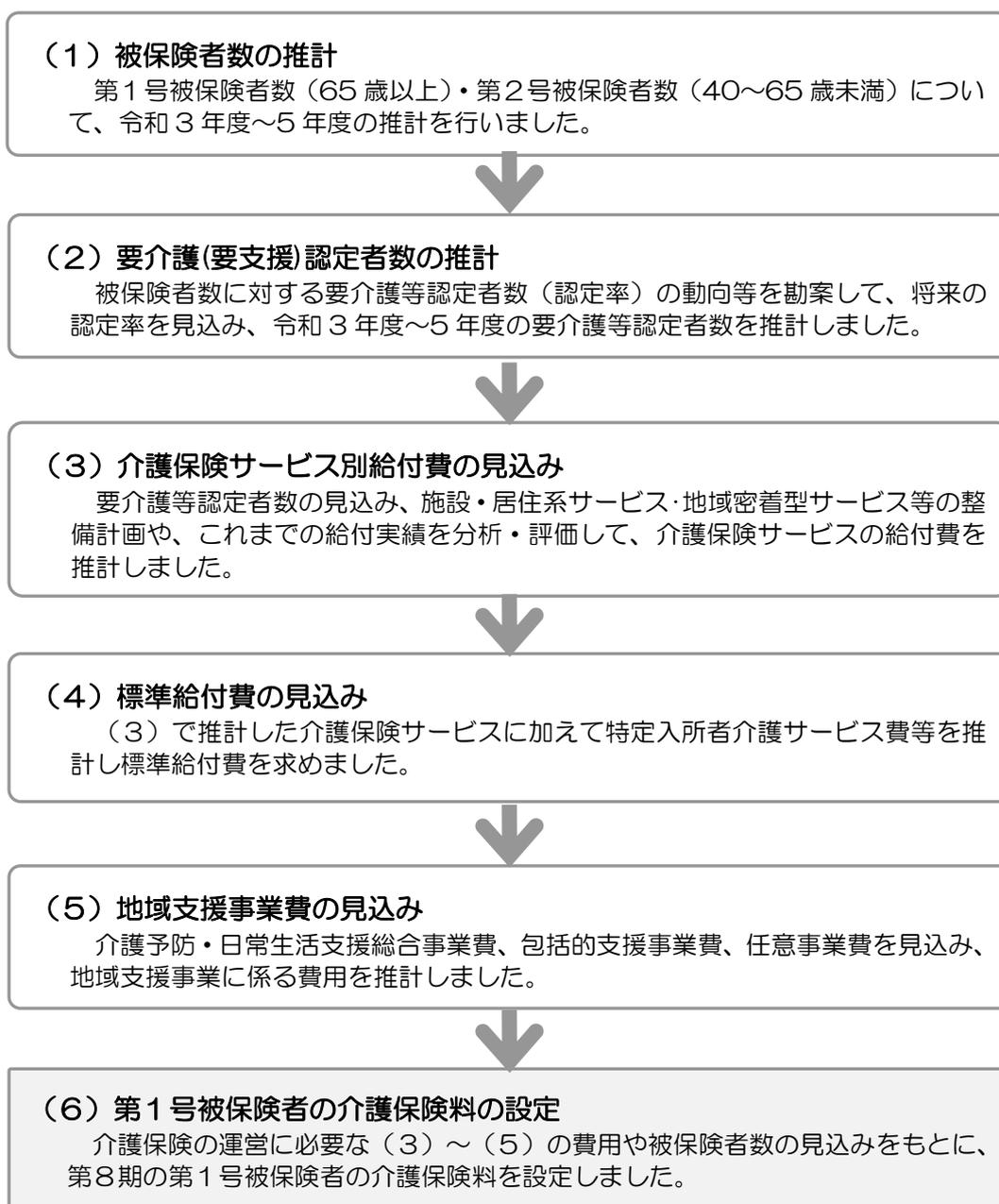
<サービス量の実績と推計>

		第7期			第8期			令和7年度	令和22年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護給付	人	0	1	1	1	1	1	1	1

■ 第 5 章 介護保険事業の見込み ■

1 介護保険事業の推計の手順

第 8 期の介護保険事業の見込量及び第 1 号被保険者※1 の介護保険料については、「地域包括ケア見える化システム※2」の将来推計機能を使用して推計を行いました。



※1 第 1 号被保険者：介護保険に加入している 65 歳以上の人。

※2 地域包括ケア見える化システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化。

(1) 被保険者数の推計

被保険者数は、令和5年度(2023年度)には40,296人、令和22年度(2040年度)には43,778人と推計します。

【被保険者数の推計】

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総数	39,577	39,905	40,296	41,019	43,778
第1号被保険者数	14,657	14,766	14,856	15,122	19,230
第2号被保険者数	24,920	25,139	25,440	25,897	24,548

※被保険者数は、住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

(2) 要介護(要支援)認定者数の推計

要介護(要支援)認定者数は、令和5年度(2023年度)には2,128人、令和22年度(2040年度)には2,732人と推計します。

【要介護(要支援)認定者数の推計】

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1	223	233	242	253	289
要支援2	309	320	331	347	417
要介護1	451	468	489	514	615
要介護2	349	360	374	397	492
要介護3	242	252	263	278	352
要介護4	225	232	242	256	320
要介護5	173	180	187	199	247
合計	1,972	2,045	2,128	2,244	2,732

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)を含む。

(3) 介護保険サービス別給付費の見込み

【サービス別介護給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	216,128	227,511	237,679	238,225	294,042
訪問入浴介護	20,619	21,291	22,293	22,293	28,966
訪問看護	82,190	85,066	89,832	93,441	115,190
訪問リハビリテーション	10,955	11,518	11,902	12,578	15,439
居宅療養管理指導	32,837	34,629	36,687	37,204	45,949
通所介護	417,086	432,416	445,141	462,944	570,330
通所リハビリテーション	129,677	133,472	139,769	147,377	184,358
短期入所生活介護	143,927	150,336	157,935	163,977	204,356
短期入所療養介護(老健)	12,599	12,606	12,606	13,780	16,712
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	89,044	93,687	98,979	103,828	129,102
特定福祉用具購入	3,342	3,342	3,342	3,739	4,682
住宅改修	8,554	8,554	8,554	9,458	11,113
特定施設入居者生活介護	111,599	113,986	115,904	120,702	153,496
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	70,988	75,050	78,615	85,057	104,821
夜間対応型訪問介護	5,032	8,879	13,120	14,238	16,825
地域密着型通所介護	69,126	73,502	75,803	77,704	97,973
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	30,393	30,409	30,409	34,311	42,744
認知症対応型共同生活介護	142,171	142,249	142,249	154,955	192,695
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	98,092	98,147	98,147	116,017	140,288
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	590,415	606,625	622,043	680,878	844,226
介護老人保健施設	475,754	496,879	517,740	516,938	639,222
介護医療院	4,571	4,574	4,574	4,574	4,574
介護療養型医療施設	0	0	0		
(4) 居宅介護支援	146,455	153,512	162,387	165,759	204,110
合計	2,911,554	3,018,240	3,125,710	3,279,977	4,061,213

【サービス別予防給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和7 年度	令和22 年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	11	11	11	11	11
介護予防訪問看護	11,566	12,033	12,782	13,242	15,833
介護予防訪問リハビリテーション	2,058	2,059	2,059	2,059	2,745
介護予防居宅療養管理指導	3,241	3,355	3,467	3,689	4,361
介護予防通所リハビリテーション	35,274	37,368	38,149	40,224	47,981
介護予防短期入所生活介護	1,989	1,991	1,991	1,991	2,561
介護予防短期入所療養介護(老健)	234	234	234	234	234
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	19,194	20,000	20,806	21,787	25,816
特定介護予防福祉用具購入	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
介護予防住宅改修	4,424	4,424	4,424	4,424	6,205
介護予防特定施設入居者生活介護	19,564	20,662	21,750	22,565	26,916
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	17,223	17,991	18,575	19,452	23,017
合計	115,779	121,129	125,249	130,679	156,681

(4) 標準給付費の見込み

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	3,027,333	3,139,369	3,250,959	3,410,656	4,217,894
特定入所者介護サービス費等 給付額	57,692	52,531	54,519	57,511	69,993
高額介護サービス費等給付額	82,862	85,146	89,663	95,524	112,219
高額医療合算介護サービス費 等給付額	10,044	10,406	10,800	11,392	13,865
算定対象審査支払手数料	1,706	1,767	1,834	1,935	2,355
標準給付費	3,179,637	3,289,219	3,407,775	3,577,018	4,416,326
第8期標準給付費計			9,876,631		

(5) 地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	235,870	241,904	247,257	252,305	284,735
介護予防・日常生活支援 総合事業費	124,938	130,972	136,325	140,528	149,390
包括的支援事業・任意事業 費	110,932	110,932	110,932	111,777	135,345
第8期地域支援事業費計			725,031		

(6) 第1号被保険者の介護保険料の設定

① 費用の負担割合

介護保険を利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。（一定以上所得者の利用負担は2割もしくは3割負担）

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比に応じて設定されます。なお、第1号被保険者の負担割合は23%としています。

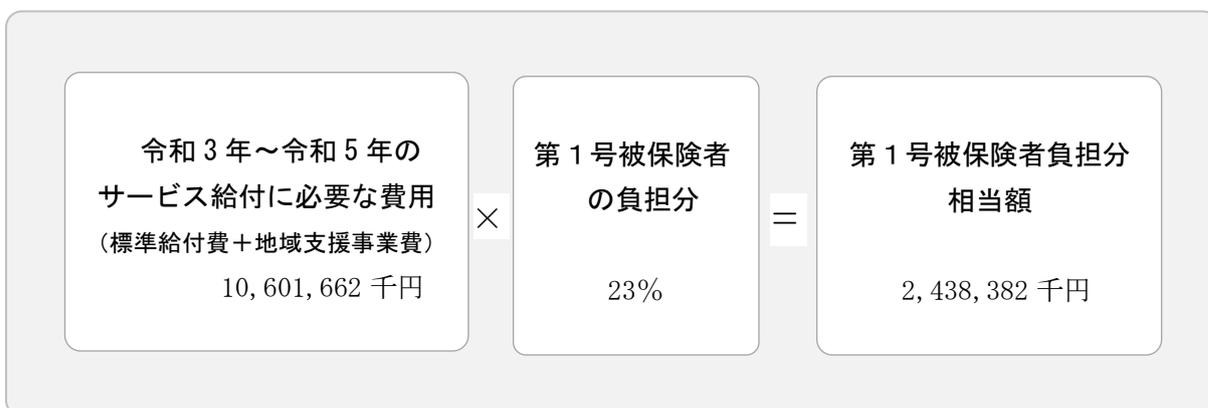
また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないようにするために、調整交付金が設けられています。

総事業費	標準総給付費 (総事業費の 90%)	保険料 50%	第1号被保険者保険料 (市へ支払い)		第2号被保険者保険料 (医療保険料と共に支払い)	
			23%		27%	
		公費 50%	国		県	市
			調整 交付金 5%	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)
利用者負担 (総事業費の10%※)						

※一定以上所得のある方は2割負担、そのうち特に所得の高い層の割合は3割負担

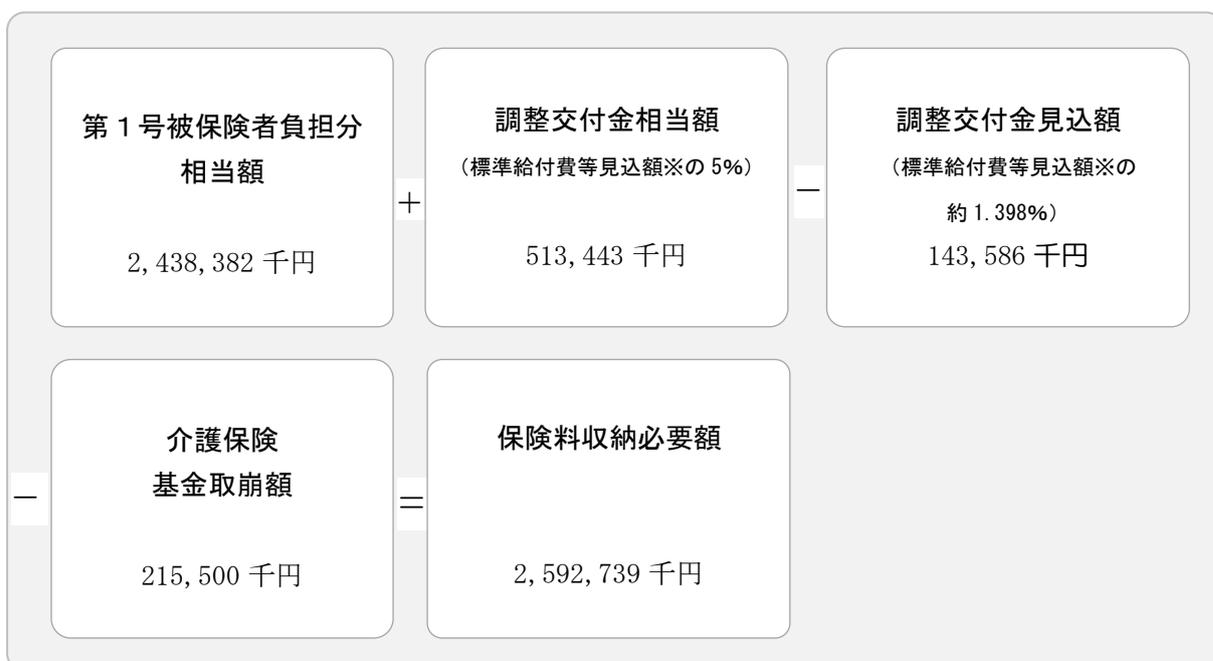
② 第1号被保険者の負担分相当額

第1号被保険者の負担分相当額は、次の方法で算出します。この結果、負担分相当額は、約24億3,838万円になります。



③ 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、次の方法で算出します。この結果、保険料収納必要額は、約25億9,273万円になります。



※標準給付費等見込額には、標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費が含まれます。

④ 保険料基準額

保険料の基準額は、以下の図のように算出されます。



※所得段階別加入割合補正後被保険者数：所得段階被保険者数に各所得段階の計数を乗じて算出した被保険者数の計。

第8期介護保険料基準額は、以下のように設定します。

保険料基準額
4,650 円/月

⑤ 所得段階別介護保険料の設定

【 第1号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

区分	対象者	負担割合	基準年額
第1段階	生活保護を受給している人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額とその他の合計所得金額※1の合計が80万円以下の人	0.40 (0.20)※2	22,300円 (11,100円)※2
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.65 (0.40)※2	36,200円 (22,300円)※2
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の人	0.65 (0.60)※2	36,200円 (33,400円)※2
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.80	44,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	55,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	66,900円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	72,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	83,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	94,800円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80	100,400円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	1.90	106,000円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00	111,600円

※1: 合計所得金額は、前年の所得の合計で、所得控除を差し引く前の額のこと。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は適用後の額を用いる。

その他の合計所得は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額のこと。

※2: 公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。

■ 第 6 章 計画の推進及び評価について ■

1 計画の推進及び評価について

地域包括ケアシステムの確立に向けて、地域市民、行政、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関等が連携を図りながら、計画の推進を図ります。

また、本市では各年度において、介護保険事業の進行管理をするとともに、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標に基づく評価を活用し、PDCAサイクルに則って評価・検証していきます。

【評価体制】

① 介護保険事業

介護保険事業については、知立市介護保険等審議会で評価、検証を行います。

② 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムに関しては、個別のケース会議として地域ケア会議、多職種連携会議で話し合うとともに、地域包括ケアシステム全体について議論する地域ケア推進会議の設置を進めます。

③ 在宅医療介護連携

在宅医療介護連携については、在宅医療介護連携推進協議会で評価、検証を行います。

④ 生活支援体制整備

生活支援体制整備については、第1層の生活支援サービス協議会で評価、検証を行います。

⑤ 認知症施策

認知症施策については、認知症施策に関する関係者意見交換会で評価・検証していきます。

⑥ 介護予防・住まい

介護予防・住まいについては、介護保険等審議会で評価、検証を行います。

■ 資料編 ■

1 知立市附属機関の設置に関する条例

平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号

知立市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第 4 条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 知立市総合計画審議会条例（昭和 45 年知立市条例第 17 号）

(2) 知立市特別職報酬等審議会条例（昭和 45 年知立市条例第 18 号）

(3) 知立市福祉体育館運営審議会条例（昭和 56 年知立市条例第 39 号）

(4) 知立市保育行政審議会条例（昭和 63 年知立市条例第 6 号）

(5) 知立市福祉の里八ツ田運営審議会条例（平成 5 年知立市条例第 26 号）

(6) 知立市介護保険等審議会条例（平成 12 年知立市条例第 24 号）

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員としての残任期間と同一の期間とする。

別表（第2条－第4条関係） ※一部抜粋

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	知立市介護保険等審議会	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく知立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく知立市老人福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 介護保険サービスにおける苦情処理に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(4) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。</p>	13人以内	<p>(1) 医療、保健又は福祉の関係者</p> <p>(2) 地域団体又は公共的団体を代表する者</p> <p>(3) 介護保険の被保険者たる市民</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p>	2年

2 知立市介護保険等審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	神谷 鋼彦	刈谷医師会知立支部
副会長	塚本 鋭裕	日本福祉大学・人間環境大学
委員	浅野 敬子	知立老人保健施設
委員	大原美志子	被保険者たる市民
委員	加古 和市	知立市社会福祉協議会
委員	熊野 璋	被保険者たる市民
委員	高橋 恭弘	被保険者たる市民
委員	新美 徳洋	知立市薬剤師会
委員	野村 篤	知立市歯科医師会
委員	深谷 英子	社会福祉法人富士会
委員	堀 勝昭	知立市老人クラブ連合会
委員	松井 基美	知立市民生・児童委員連絡協議会
委員	丸山 晋二	衣浦東部保健所

委員 50 音順

(事務局)

知立市 保険健康部 長寿介護課

3 知立市介護保険事業計画等策定部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、知立市総合計画その他の計画と整合性のとれた知立市介護保険事業計画及び知立市高齢者保健福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）を効率的に策定するため、知立市介護保険事業計画等策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画等の策定に関し、必要な事項を調査及び審議すること。
- (2) 介護保険事業計画等の素案を検討すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定部会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 危機管理局安心安全課長
- (3) 福祉子ども部福祉課長
- (4) 保険健康部長寿介護課長
- (5) 保険健康部国保医療課長
- (6) 保険健康部健康増進課長
- (7) 市民部経済課長
- (8) 建設部建築課長
- (9) 教育部生涯学習スポーツ課長

(会長)

第4条 策定部会に会長を置く。

- 2 会長は、保険健康部長寿介護課長をもって充てる。
- 3 会長は、策定部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 策定部会の会議は、会長が招集する。

- 2 策定部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定部会の庶務は、保険健康部長寿介護課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

4 審議会等の開催状況

日付	名称
令和 2 年 8 月 19 日	第 1 回介護保険等審議会
令和 2 年 10 月 9 日	第 1 回介護保険事業計画等策定部会
令和 2 年 10 月 19 日	第 2 回介護保険等審議会
令和 2 年 12 月 2 日	第 2 回介護保険事業計画等策定部会
令和 2 年 12 月 10 日	第 3 回介護保険等審議会
令和 3 年 1 月 6 日 ～令和 3 年 1 月 29 日	パブリックコメント
令和 3 年 2 月 9 日	第 3 回介護保険事業計画等策定部会(書面開催)
令和 3 年 2 月 16 日	第 4 回介護保険等審議会

5 計画の諮問・答申

知 長 第 8 4 号
令和 2 年 8 月 1 9 日

知立市介護保険等審議会
会長 神谷 剛彦 様

知立市長 林 郁夫

第 8 期知立市介護保険事業計画・第 9 次高齢者福祉計画について（諮問）

第 8 期知立市介護保険事業計画・第 9 次高齢者福祉計画を策定したいので知立市付属機関の設置に関する条例（平成 26 年知立市条例第 1 号）第 3 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 3 年 2 月 1 6 日

知立市長 林 郁夫 様

知立市介護保険等審議会
会長 神 谷 剛 彦

第 8 期知立市介護保険事業計画・第 9 次高齢者福祉計画について（答申）

令和 2 年 8 月 1 9 日付け知長第 8 4 号で諮問のありました第 8 期知立市介護保険事業計画・第 9 次高齢者福祉計画について、慎重に審議した結果、別添の計画案につきましては適当であるとの結論を得たので答申します。

今後は、この計画を当市の高齢者福祉行政の指針にいただき、高齢者が安心して、知立市に住み続けられるよう、サービス利用者の立場にたって、介護保険事業の適正な運営を始めとする諸施策を積極的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を強力に推進し基本理念である「健康でいきいきと安心して暮らせるまち」を実現されるよう要望します。

知立市役所 保険健康部 長寿介護課

〒472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地
電話：0566-95-0122（介護保険係）
FAX：0566-83-1141（市役所代表）